



第3期子ども・子育て支援事業計画  
坂出市こども・若者計画

【令和7年度～令和11年度】



坂出市  
令和7年3月



## はじめに



全国的に少子化が急速に進行し、人口の減少と高齢化により地域・社会の担い手の減少などが懸念されています。少子化の背景には、未婚化・晩婚化の進行、経済的な不安定さ、仕事と子育ての両立に対する負担感など、さまざまな要因が挙げられ、社会全体として包括的な取り組みが求められています。

このような状況に対応するため、国は、すべてのこどもが将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会の実現をめざし、社会全体で総合的にこども政策を推進していくことを目的とした「こども基本法」を令和5年4月に施行し、関連政策や支援を総合的に行う「こども家庭庁」を設置しております。さらに、同年12月には、3つのこども関連大綱を一つに束ね、基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」が策定されました。

本市におきましても、こうした状況を踏まえ「坂出市こども・若者計画（第3期坂出市子ども・子育て支援事業計画）」を策定いたしました。

本計画では、これまでの取り組みを引き継ぎながら、本市の現状や新たな事業等を踏まえつつ、こども・若者や子育て世帯等の意見を受け止め、地域の皆さまとも連携し、当事者が主体的に地域に関わることができる仕組みづくりや、さまざまな体験を通じて学び合える場を設けるなどの取り組みを展開してまいります。

本計画の基本理念でもあります「すべてのこども・若者が夢や希望をもって自分らしく輝けるさかいで」の実現に向けて、市民の皆さまや関係団体の皆さまには、引き続きご理解とご協力を賜りながら、全力で進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました「坂出市子ども・子育て会議」委員の皆さまをはじめ、さまざまな調査にご協力いただきました市民の皆さま、各種団体の皆さまに心より御礼申し上げます。

令和7年3月

坂出市長 **有福 哲二**





第1章	計画策定にあたって	
1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	3
3	計画策定の体制	4
4	計画の期間	5
5	計画の対象	5
第2章	こども・若者・子育てを取り巻く現状と課題	
1	坂出市の人口動態等の現状	6
2	アンケートから見られる現状	17
3	第2期計画の評価および検証	35
第3章	計画の基本理念・基本目標	
1	計画の基本理念	38
2	目標指数	39
3	基本目標	40
4	施策体系	41
第4章	施策の展開	
I	基本目標と基本施策（ライフステージを通じた支援）	42
II	ライフステージ別にみた基本施策	62
III	子育て当事者への支援に関する基本施策	74
第5章	教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	
1	教育・保育の提供区域の設定	80
2	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計	80
3	人口の見込み	82
4	教育・保育の提供体制の確保の内容	83
5	地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容	86
第6章	計画の推進体制	
1	計画の推進	97
2	計画の進行管理	97
3	計画の点検・評価	97
資料編		
1	計画の策定経過	98
2	坂出市子ども・子育て会議条例	99
3	坂出市子ども・子育て会議委員名簿	100
4	用語集	101
5	かがわ子育てステーション	106



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景

近年、我が国では少子高齢化が急速に進行し、核家族化や地域のつながりの希薄化が進んでいます。また、共働き世帯やひとり親家庭の増加など、子育て環境も大きく変化しています。さらに、こどもの貧困問題や児童虐待件数の増加など、こどもを取り巻く環境は複雑化しており、これらの課題に対応するための包括的な取組が求められています。

こうした背景の下、2023（令和5）年4月には、こども家庭庁が発足するとともに、こども施策に対する基本的な考え方を明らかにし、こども施策を総合的に推進するため「こども基本法」が施行され、同年12月には「こども大綱」が閣議決定されました。この大綱では、すべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として、ひとしく健やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、将来にわたり幸せに生活ができる「こどもまんなか社会」の実現をめざすことが示されました。また、こども基本法には、市町村はこども大綱を勘案して市町村こども計画を定めるよう努めるものとされています。

こうしたなか、本市においても「第2期坂出市子ども・子育て支援事業計画」の取組等を引継ぎながら、新たに本市のこどもから若者に至る施策を総合的・体系的に展開していくため、「坂出市子ども・若者計画（第3期坂出市子ども・子育て支援事業計画）」（以下「本計画」という。）を策定します。この計画は、こどもと若者の成長段階に応じた課題解決を図り、切れ目のない支援を提供し、こどもから若者までのすべての世代を支える社会の実現をめざします。

また、平成27年には国連サミットで「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。

17の目標のうち、次の11の目標と本計画と関連が深いことから、この趣旨を踏まえて計画策定に取り組んでまいります。



## (1) こども基本法について

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。こども基本法は、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

### ■こども施策に関する6つの基本理念

1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと

2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること

3 すべてのこどもが、年齢や成長の程度に合わせて、自分に直接関係することに意見を言えたり、さまざまな活動に参加できること

4 すべてのこどもの意見が年齢や成長の程度に合わせて、大事にされ、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること

5 子育てをしている家庭のサポートが十分に行われること、家庭で育つのが難しいこどもに家庭と同じような環境が用意されること

6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

## (2) こども家庭庁について

こども家庭庁は、こども基本法の施行とともに令和5年4月に発足しました。こども家庭庁は、「こどもまんなか社会」の実現に向けた政府の司令塔として、こどもの視点に立って意見を聴き、こどもにとって一番の利益を考え、こどもの権利を守るための基本的な政策を企画立案・推進しています。

## (3) こども大綱について

こども大綱は、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項、こども施策を推進するために必要な事項について定めるものです。

## (4) こどもまんなか社会について

こどもまんなか社会とは、こどもや子育て中のかたが気兼ねなくさまざまな制度やサービスを利用できるよう、地域社会、企業などさまざまな場で、年齢、性別を問わず、すべての人がこどもや子育て家庭を応援する、社会全体の意識改革を後押しする取組です。

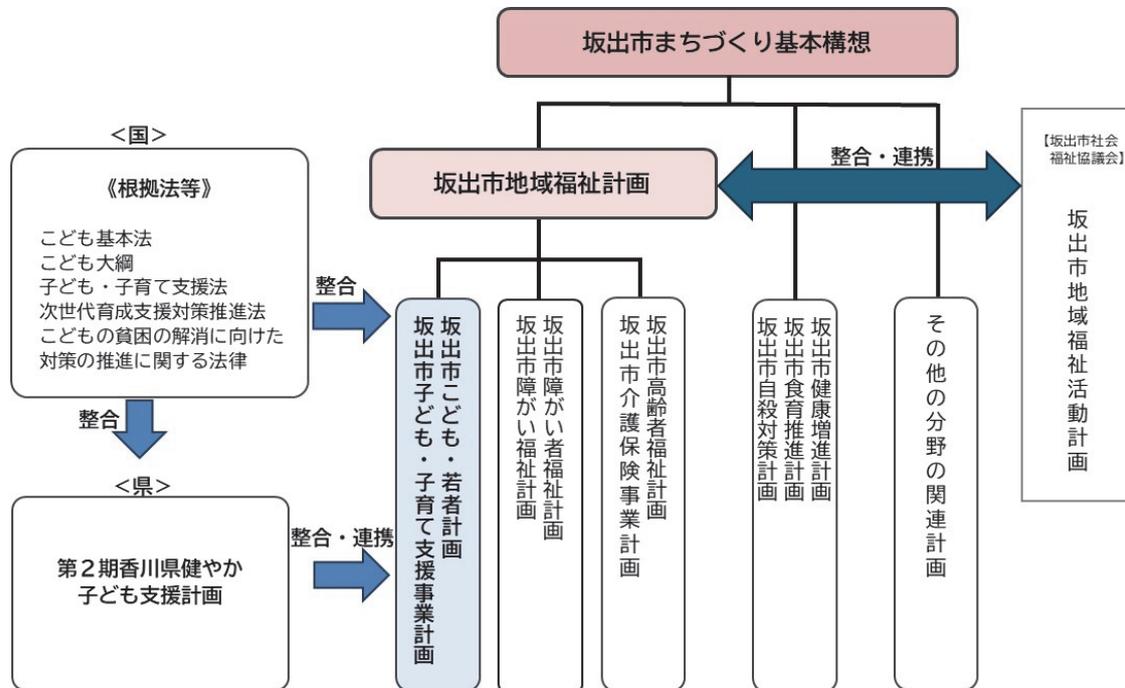
## 2 計画の位置づけ

「こども基本法」第10条に基づき、市町村はこども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成することに努めることとされています。

市町村こども計画は、既存の各法令に基づく、市町村計画と一体のものとして作成できるとされています。

本計画は、市政の最上位の方針である「坂出市まちづくり基本構想」や福祉分野の上位計画である「坂出市地域福祉計画」に基づいた福祉分野の個別計画です。

計画の推進にあたっては、「坂出市障がい者福祉計画」「坂出市障がい福祉計画」「坂出市健康増進計画」などの関連計画との連携にも十分配慮するとともに、上位計画との整合を図りつつ、新たな課題などにも柔軟に対応していきます。



### 3 計画策定の体制

#### (1) 市民等ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、令和5年度に「子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等の把握を行いました。調査対象は、本市在住の就学前児童（0歳～5歳）の保護者、小学生（6歳～8歳）の保護者を住民基本台帳から無作為に抽出し、実施しました。

また、こども・若者の意見を計画に反映させるための取組として、令和6年度に小学生、中学生、高校生、若者（18～39歳）に対して「こども・若者の生活意識に関するアンケート調査」を実施しました。

加えて、事業所に対しては、こどもや若者を取り巻く環境への課題等を把握しました。

#### (2) 庁内関係課へのヒアリングの実施

第2期子ども・子育て支援事業計画における施策の評価・分析を行い、こども・若者計画に反映させるため、庁内関係課へのヒアリングを行いました。

#### (3) 「坂出市子ども・子育て会議」の開催

本市における子ども・子育て支援施策をこどもおよび子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、子育て中の保護者、学識経験者、子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「坂出市子ども・子育て会議」を開催し、本計画の内容について協議しました。

#### (4) パブリックコメントの実施

本計画の素案を市役所などの窓口やホームページで公開し広く市民のかたから意見を募り、計画を策定しました。

## 4 計画の期間

「第3期坂出市子ども・子育て支援事業計画」は、第2期計画を引き継ぎ、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

同様に、「坂出市子ども・若者計画」の期間も、国の大綱が5年を目途としていることから、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。



## 5 計画の対象

本計画の対象は、これから生まれてくる子どもや、障がい、病気、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育てに関わる個人や団体を対象とします。なお、本計画において「子ども」とは、概ね18歳未満、「青年期」とは30歳未満（施策によっては40歳未満）をいいます。

※法令条例等や事業名等の固有名詞は「子ども」と表記しているものもあります。

※本計画の文章において、広く若者も対象とする場合は、わかりやすく「子ども・若者」と記載します。

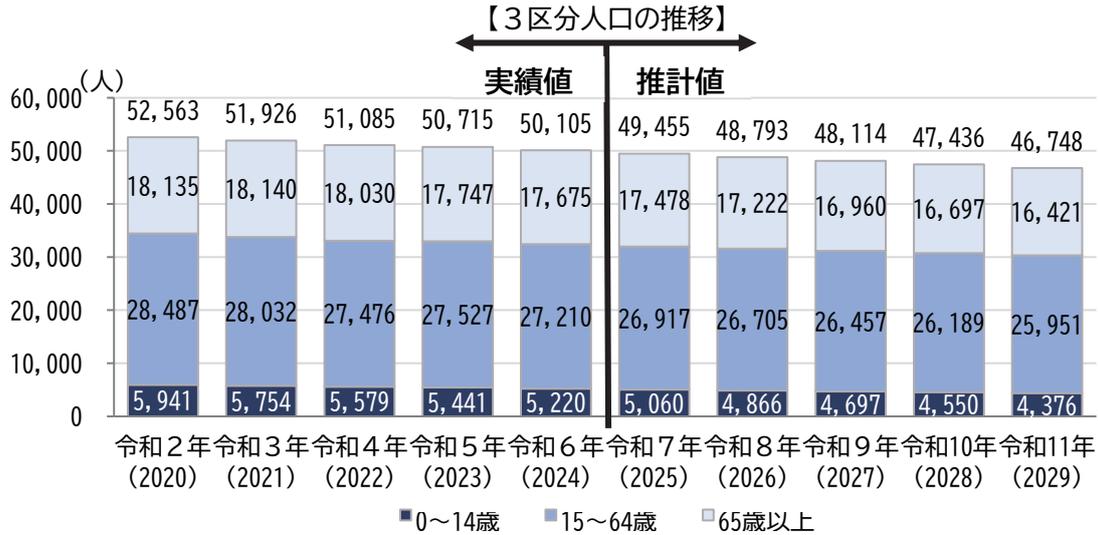
## 第2章 こども・若者・子育てを取り巻く現状と課題

### 1 坂出市の人口動態等の現状

#### (1) 人口の状況

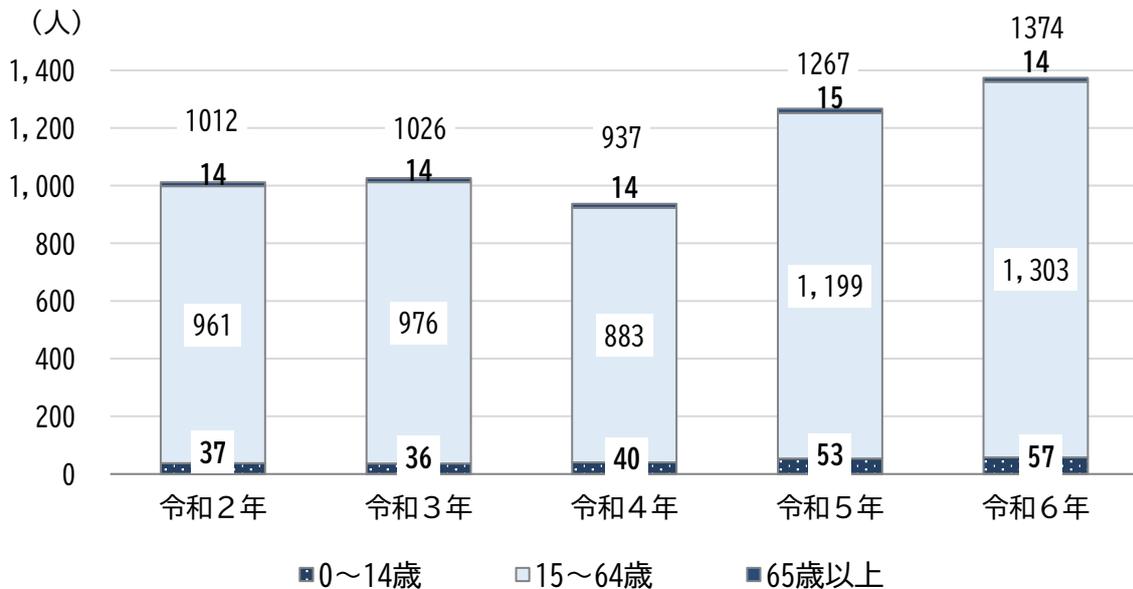
##### ①年齢3区分別人口の推移

本市の年齢を3区分別人口構成の推移をみると、令和2年以降すべての年齢区分で減少しています。



##### ②外国籍人口の推移

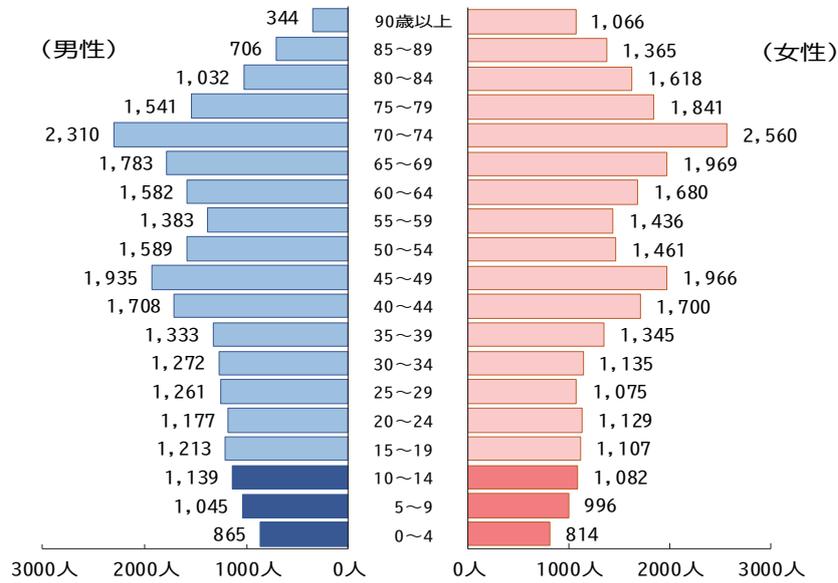
外国籍人口は、令和4年以降増加傾向が続いています。



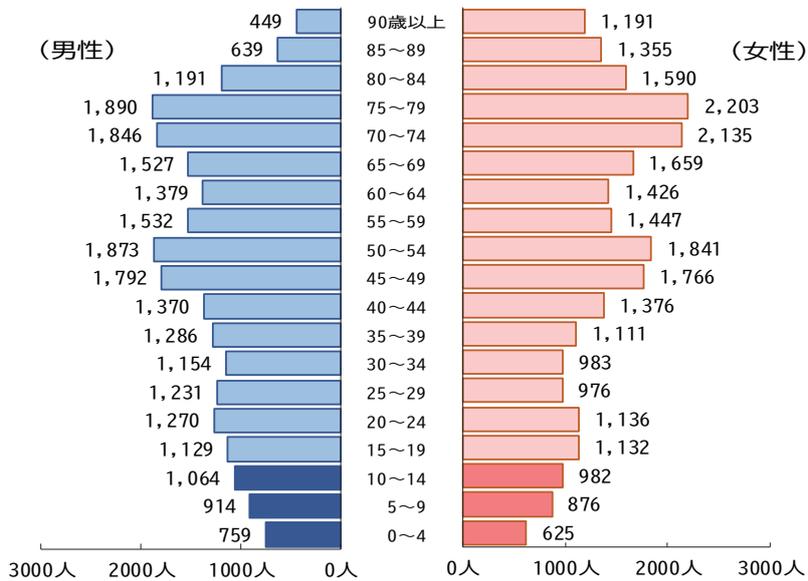
③人口ピラミッド

本市の人口ピラミッドはツボ型となっており、少子高齢化傾向がみられます。

令和2年



令和6年



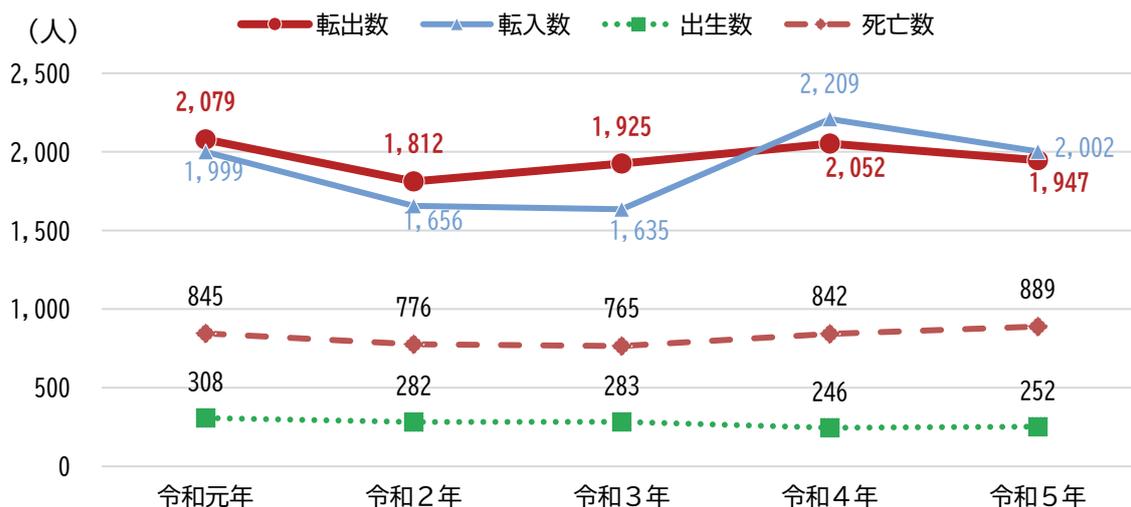
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

#### ④人口動態

本市の人口動態について、出生数が死亡数を下まわって推移し、近年その差はやや広がりつつあります。

また、出生数は減少傾向にあります。社会増減数では転入者数が転出者数を若干上回っています。この状況を踏まえ、現在本市では人口減少の対策および地域活力の向上のためさまざまな取組を推進しています。

【人口動態】

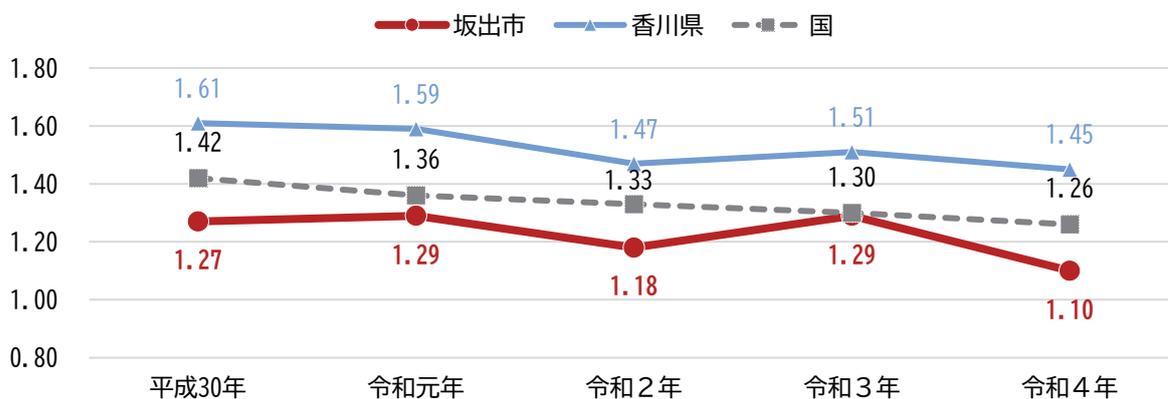


資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」

#### ⑤合計特殊出生率

合計特殊出生率は、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものです。本市は、香川県および全国を下回る数値での推移となっています。

【合計特殊出生率】



資料：人口動態統計、坂出市けんこう課

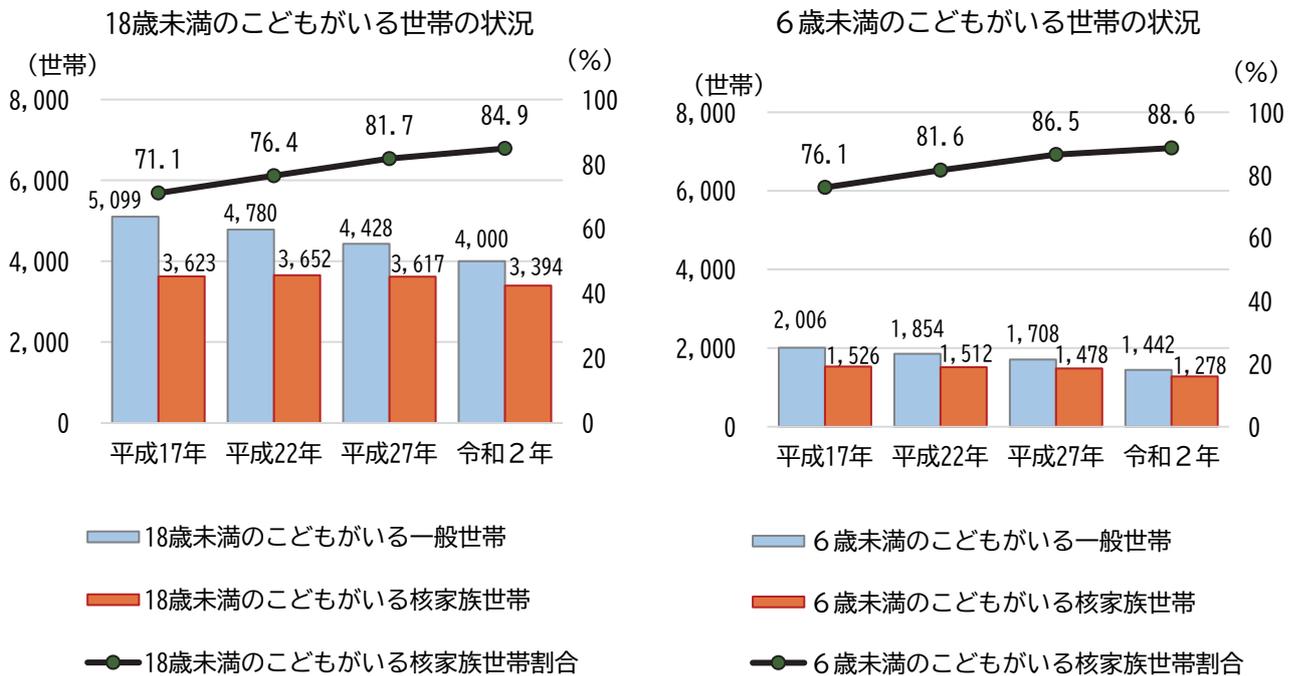
## (2) 世帯の状況

### ①こどもがいる世帯の状況

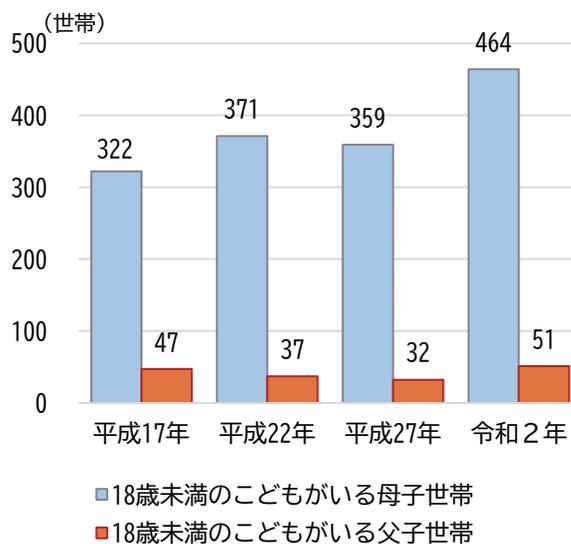
18歳未満のこどもがいるまたは、6歳未満のこどもがいる一般世帯・核家族世帯は、共に年々減少傾向にあります。こどもがいる核家族世帯の割合は増加傾向にあります。

また、18歳未満がいるひとり親世帯をみると、母子世帯は増減を繰り返しつつ増加傾向となっています。なお、父子世帯は平成17年から平成27年にかけて減少していましたが令和2年には増加しています。

【こどもがいる世帯の推移】



【18歳未満のこどもがいるひとり親世帯の状況】



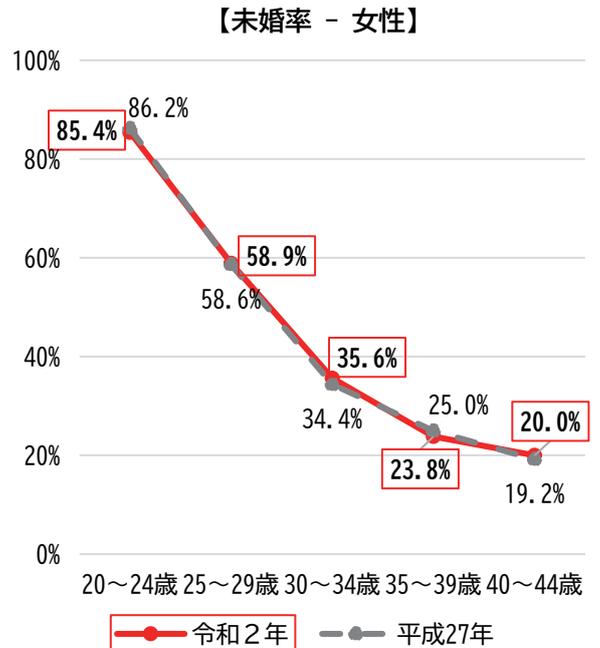
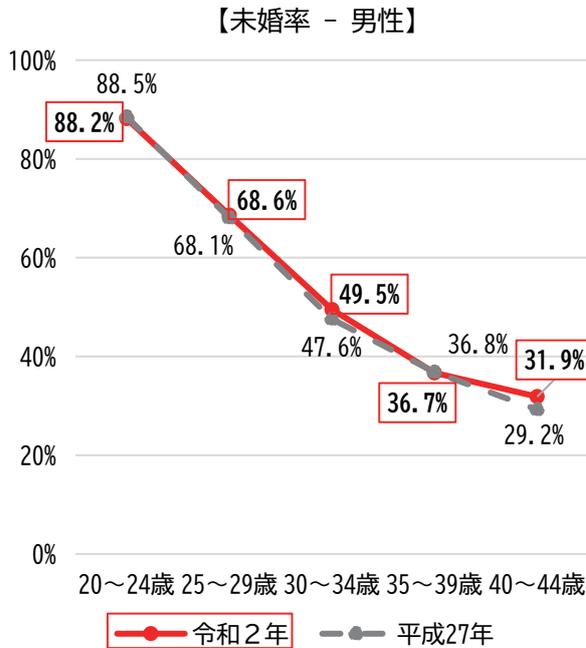
資料：各年国勢調査

### (3) 未婚率・就労の状況

#### ①年齢別未婚率の状況

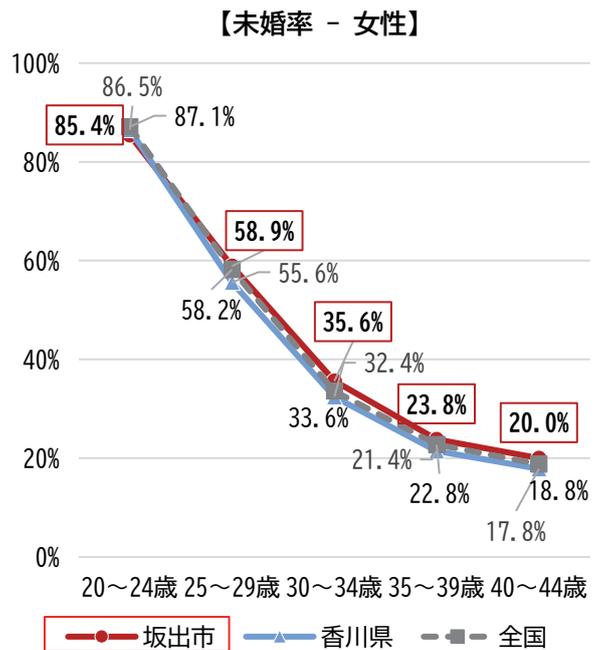
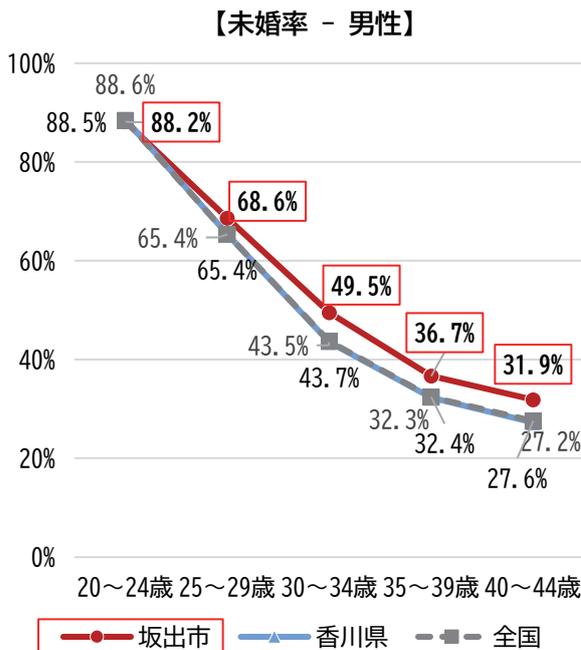
本市の男性および女性の未婚率は、年齢別で見ると、男女とも25歳以上の年齢区分すべてで香川県や全国よりも高くなっています。

【平成27年と令和2年の未婚率の比較】



資料：国勢調査（令和2年）

【国・県・市の未婚率の比較】

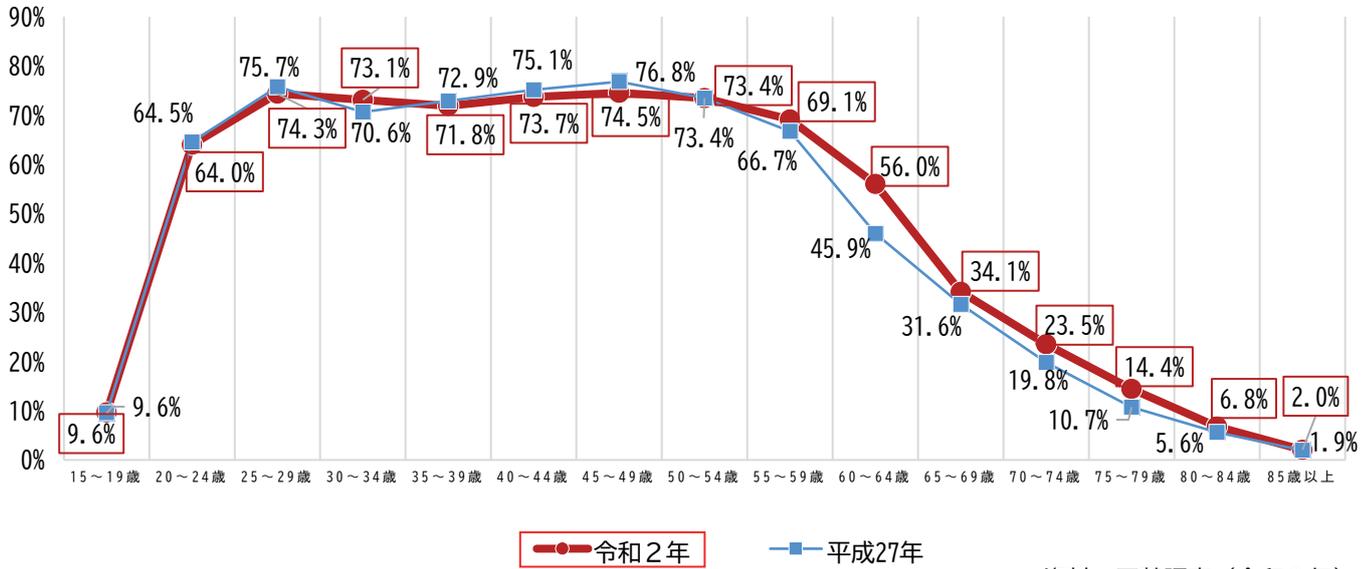


資料：国勢調査（令和2年）

②女性の就労状況

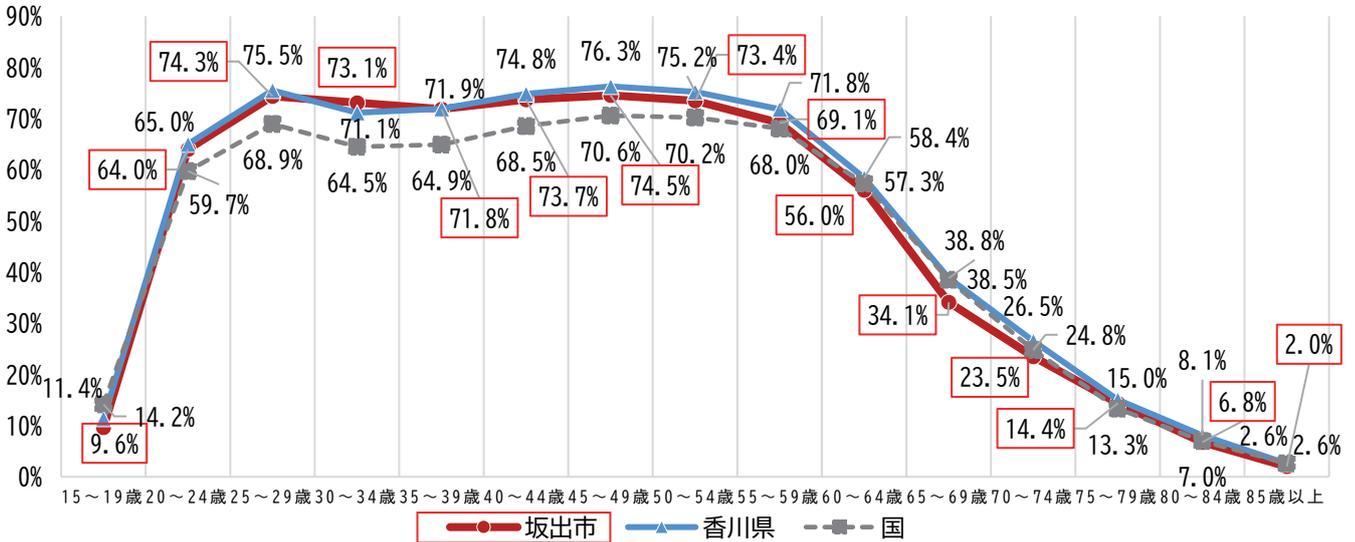
女性の本市就業率は県平均と比較すると、「30～34歳」では県平均よりも上回っているものの、40歳以上は概ね県平均を下まわって推移しています。

【平成27年と令和2年の女性就業率の比較】



資料：国勢調査（令和2年）

【国・県・市の女性就業率の比較】



資料：国勢調査（令和2年）

## (4) 教育・保育施設の状況

### ①保育所の状況

本市には保育所が7か所あり、公立保育所が3か所、私立保育所が4か所となっています。そのうち延長保育、土曜午後保育は育愛館、愛集苑保育所、林田保育園、みどり保育園の4か所、一時預かりは育愛館で、休日保育は西部保育所で実施しています。

入所児童数は、令和2年から公立認定こども園（幼保連携型）の開設に伴い減少しています。特に、令和6年は2か所（公立、私立）が認定こども園になったことで、大きく減少し468人となっています。

#### 【保育所児童数の推移】

(単位：園、人)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
園数		11	10	9	9	7
児童数	0歳	48	41	41	35	23
	1～2歳	346	308	272	269	205
	3歳以上	558	492	396	382	240
	計	952	841	709	686	468

資料：市こども課（各年4月1日現在）

#### 【保育所の概要】

(単位：人)

区分	名称	所在地	認可定員	入所児童数	受け入れ年齢	延長保育	一時預かり	土曜午前	土曜午後	休日保育
公立	江尻保育所	江尻町1057番地1	70	44	生後1歳			○		
	西部保育所	御供所町一丁目1番41号	30	16	生後1歳			○		○
	南部保育所	池園町4番26号	140	109	生後6か月			○		
私立	育愛館	中央町8番58号	150	123	生後8週間	○	○	○	○	
	愛集苑保育所	西庄町1440番地3	20	13	生後8週間	○		○	第2、第4	
	林田保育園	林田町3230番地1	90	84	生後8週間	○		○	第2、第4	
	みどり保育園	八幡町二丁目2番17号	100	79	生後8週間	○		○	第2、第4	

資料：市こども課（令和6年4月1日現在）

## ②幼稚園の状況

本市には幼稚園が3か所あり、公立幼稚園2か所と国立幼稚園が1か所となっています。園児数は、令和2年から公立認定こども園（幼保連携型）の開設に伴い減少し、令和6年には99人となっています。

【幼稚園園児数の推移】

(単位：園、人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
園数	7	6	5	5	3
園児数	225	168	133	122	99

資料：学校基本調査等（各年5月1日現在）

【幼稚園の概要】

(単位：人)

区分	名称	所在地	認定定員	園児数
公立	坂出中央幼稚園	室町一丁目1番32号	85	18
	林田幼稚園	林田町2191番地	85	12
国立	香川大学教育学部附属幼稚園	文京町一丁目9番4号	78	69

資料：学校基本調査等（令和6年5月1日現在）

## ③認定こども園の状況

本市には認定こども園が8か所あり、幼保連携型が5か所、幼稚園型が2か所、保育所型が1か所となっています。園児数は、公立の就学前施設整備による認定こども園の開設に伴い増加し、令和6年は2か所（公立、私立）が認定こども園になり779人となっています。

【認定こども園園児数の推移】

(単位：園、人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
園数	4	5	6	6	8	
園児数	0歳	8	9	11	5	11
	1～2歳	75	114	147	135	211
	3歳以上	358	405	470	443	557
	計	441	528	628	583	779

資料：市こども課（各年4月1日現在）

【認定こども園の概要】

( ) は、下段総数のうち1号認定者 (単位：人)

区分	名称	所在地	認可定員	園児数	移行年度
公立	府中こども園(幼保連携型)	府中町5008番地1	( 15) 85	( 2) 45	令和2年度
	松山こども園(幼保連携型)	高屋町1101番地3	( 30) 120	( 4) 77	令和3年度
	川津こども園(幼保連携型)	川津町3093番地21	( 30) 120	( 13) 109	令和4年度
	加茂こども園(幼保連携型)	加茂町1099番地1	( 15) 85	( 3) 66	令和6年度
私立	坂出一高幼稚園(幼稚園型)	駒止町二丁目2番10号	( 60) 140	( 43) 111	平成29年度
	ルンビニ幼稚園(幼稚園型)	新浜町3番6号	( 60) 120	( 34) 93	平成30年度
	きんかこども園(幼保連携型)	西庄町638番地1	( 15) 165	( 6) 144	平成31年度
	坂出こども園(保育所型)	京町二丁目5番13号	( 15) 165	( 1) 134	令和6年度

資料：市こども課 (令和6年4月1日現在)

④地域型保育事業 (事業所内保育所) の状況

本市が認可した事業所内保育所が2か所となっており、事業所の従業員のこどもを受け入れる従業員枠と坂出市内のこどもを受け入れる「地域枠 (5人)」をそれぞれ設けています。

【地域型保育事業 (事業所内保育所) 園児数の推移】

( ) は、下段総数のうち地域枠 (単位：園、人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
園数	1	1	1	1	2
園児数	(5) 9	(3) 9	(4) 8	(5) 8	(4) 10

資料：市こども課 (各年4月1日現在)

【地域型保育事業 (事業所内保育所) の概要】

( ) は、下段総数のうち地域枠 (単位：人)

区分	名称	所在地	認可定員	園児数
私立	オリーブガーデン	加茂町678番地1	( 5) 20	( 4) 6
	回生病院院内保育所	室町三丁目5番28号	( 5) 19	( 0) 4

資料：市こども課 (令和6年4月1日現在)

⑤小・中学校の状況

本市には小学校が10校、中学校が4校あり、令和6年の小学校児童数は、2,382人、中学校生徒数は1,353人となっています。

【小・中学校の概要】

(単位：クラス、人)

区分	名称	所在地	学級数	在校児童・生徒数	
小学校	公立	坂出小学校	白金町一丁目3番7号	22	520
		東部小学校	室町一丁目1番21号	15	317
		金山小学校	谷町三丁目1番23号	9	116
		西庄小学校	西庄町524番地5	7	21
		林田小学校	林田町2215番地1	15	311
		加茂小学校	加茂町1098番地3	8	182
		府中小学校	府中町1193番地3	8	102
		川津小学校	川津町3093番地1	13	265
	松山小学校	高屋町1050番地1	8	134	
国立	香川大学教育学部附属坂出小学校	文京町二丁目9番4号	12	414	
中学校	公立	坂出中学校	小山町2番1号	17	427
		東部中学校	久米町二丁目7番46号	9	201
		白峰中学校	林田町181番地1	15	410
	国立	香川大学教育学部附属坂出中学校	青葉町1番7号	9	315

資料：学校基本調査等（令和6年5月1日現在）

【小・中学校の学級数等の推移】

(単位：人)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
小学校	学級数	128	126	126	124	117
	特別支援学級	26	26	28	27	24
	児童数	2,659	2,596	2,537	2,494	2,382
中学校	学級数	55	55	52	51	50
	特別支援学級	7	7	6	7	9
	生徒数	1,436	1,437	1,414	1,413	1,353

資料：学校基本調査等（各年5月1日現在）

## ⑥特別支援学校の状況

本市には特別支援学校が1校あり、令和6年の児童・生徒数は57人となっています。

### 【特別支援学校の概要】

(単位：クラス、人)

区分	名称	所在地	設置部	学級数	在校 児童・生徒数
国立	香川大学教育学部附属特別支援学校	府中町889番地	小学部	3	17
			中学部	3	16
			高等部	3	24

資料：学校基本調査等（令和6年5月1日現在）

### 【特別支援学校の学級数等の推移】

(単位：クラス、人)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
小学部	学級数	3	3	3	3	3
	児童数	18	16	17	17	17
中学部	学級数	3	3	3	3	3
	生徒数	18	18	17	17	16
高等部	学級数	3	3	3	3	3
	生徒数	24	23	27	24	24

資料：学校基本調査等（各年5月1日現在）

## 2 アンケートから見られる現状

### 1) 子育て支援に関するニーズ調査（就学前・就学児）結果概要

#### (1) 調査の目的

子育て家庭の実態や子育て支援ニーズ、子育てや少子化に関する意識等を把握するため「坂出市こども・若者計画（第3期坂出市子ども・子育て支援事業計画）」の策定にあたり、アンケートを実施しました。

#### (2) 調査の対象

坂出市在住の就学前児童の保護者：平成29年4月2日～令和6年1月31日生まれの児童の保護者を無作為抽出

坂出市在住の就学児童の保護者：小学校1、2、3年生の保護者から無作為抽出

#### (3) 調査の方法

郵送による配付、回収

#### (4) 調査の期間

令和6年3月4日～令和6年3月18日

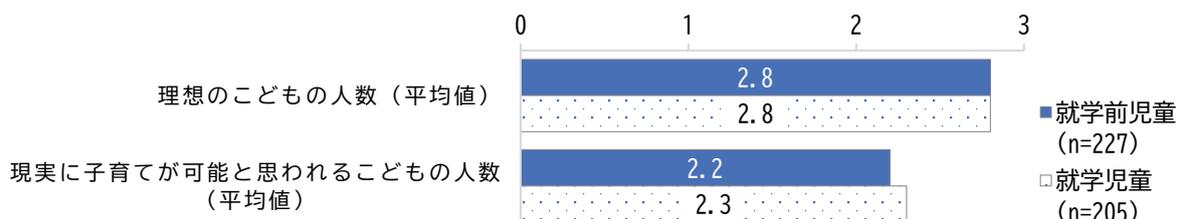
#### (5) 回収の結果

	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	1,000件	466件	46.6%
就学児童の保護者	1,000件	471件	47.1%

## 調査結果

### ① 理想のこどもの人数と子育て可能なこどもの人数（令和5年度調査のみ）

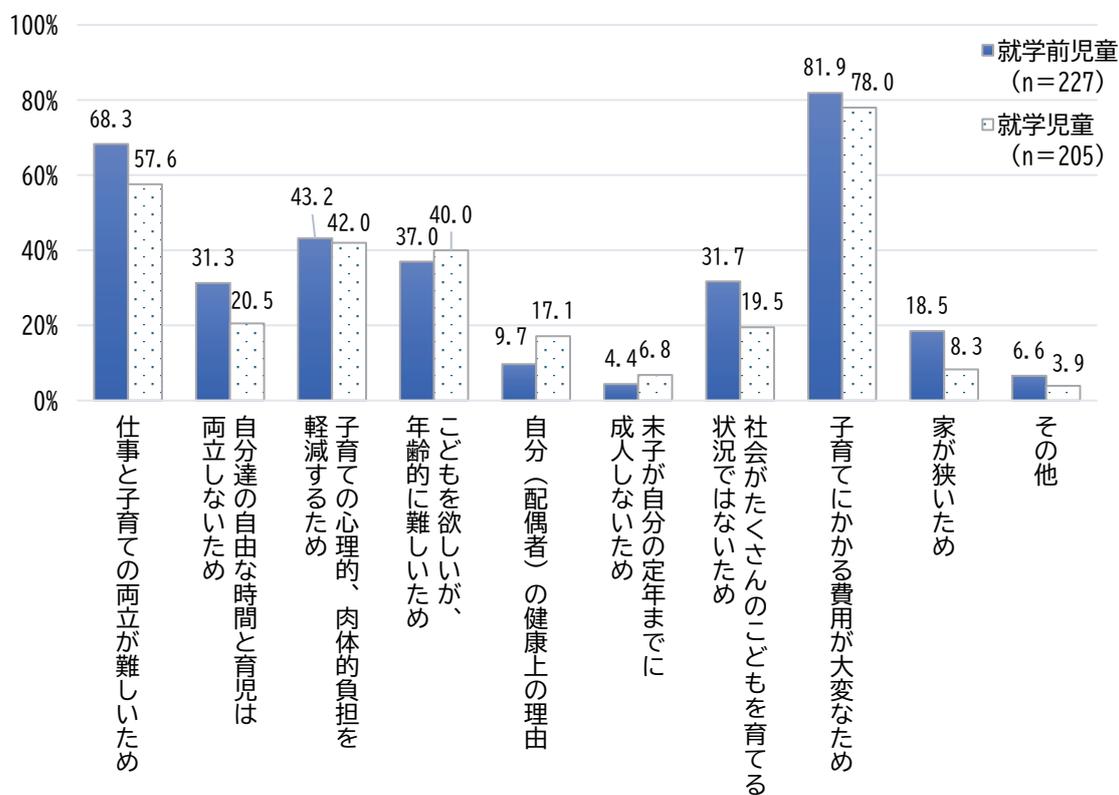
理想のこどもの人数については就学前児童保護者と就学児童保護者ともに平均で2.8人となっています。また、現実に子育てが可能と思われるこどもの人数については就学前児童保護者で平均2.2人、就学児童保護者で平均2.3人となっており、大きな差はみられません。



### ② 理想のこどもの人数より子育て可能なこどもの人数が少ない理由（令和5年度調査のみ）

就学前児童保護者では「子育てにかかる費用が大変なため」が81.9%で最も高く、次いで「仕事と子育ての両立が難しいため」68.3%、「子育ての心理的、肉体的負担を軽減するため」43.2%と続いています。

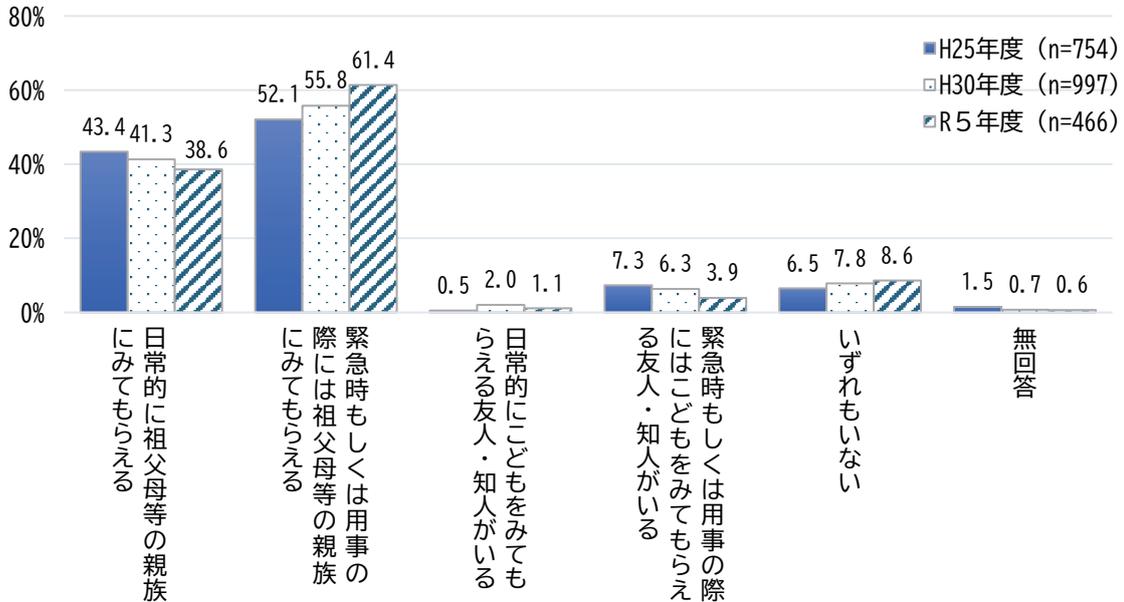
就学児童保護者では「子育てにかかる費用が大変なため」が78.0%で最も高く、次いで「仕事と子育ての両立が難しいため」57.6%、「子育ての心理的、肉体的負担を軽減するため」42.0%と続いています。



③ 就学前児童保護者の日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が61.4%で最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」38.6%、「いずれもない」8.6%と続いています。

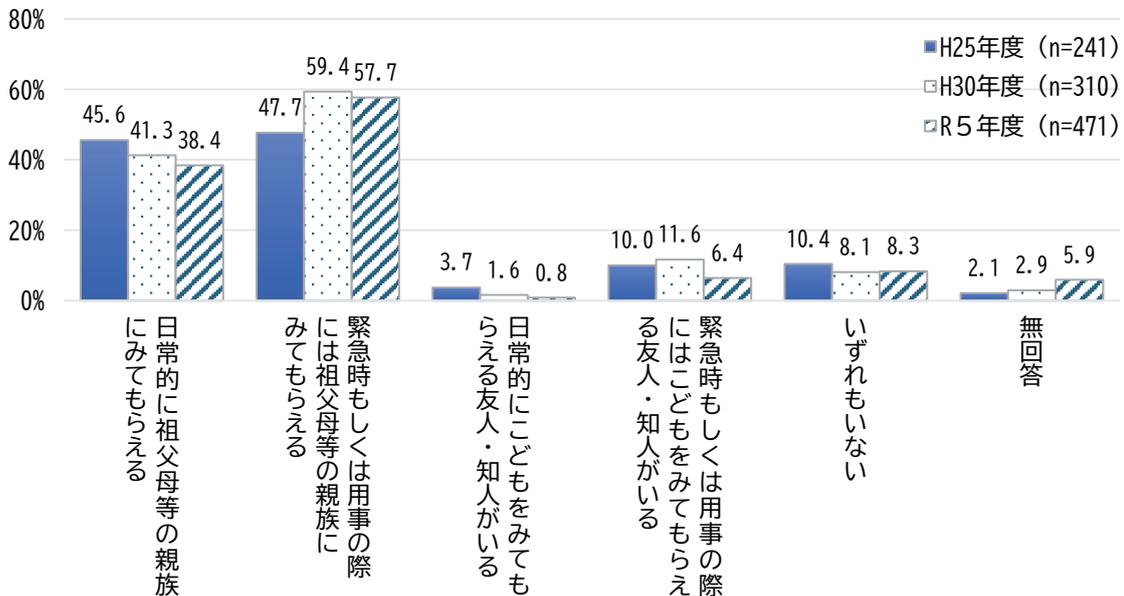
経年比較でみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が増加している一方、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」割合は減少しています。



④ 就学児童保護者の日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

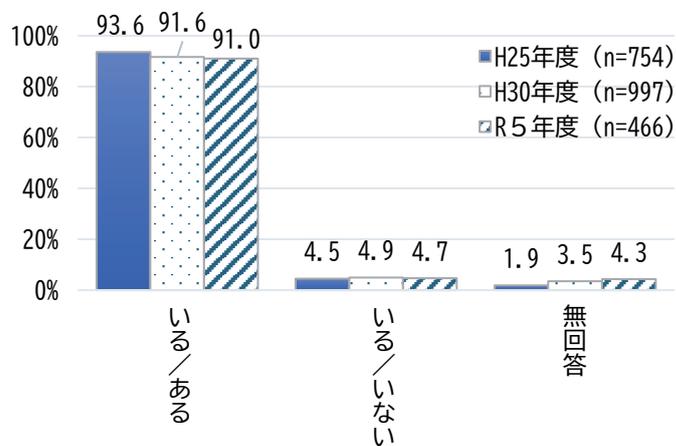
「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が57.7%で最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」38.4%、「いずれもない」8.3%と続いています。

経年比較でみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」割合は平成25年度よりは増加していますが平成30年度よりは減少しています。また、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合は減少しています。



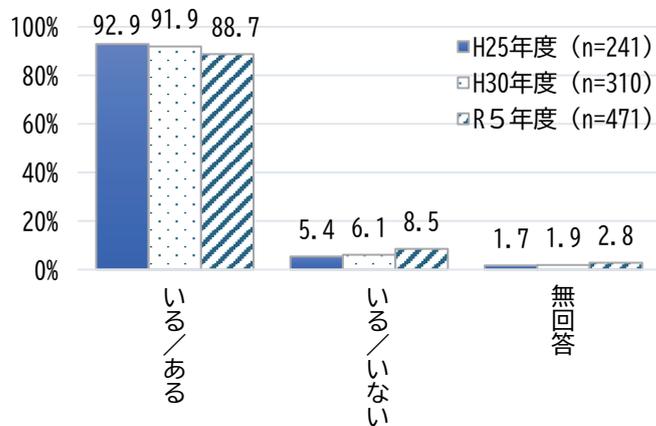
⑤ 就学前児童保護者の気軽に相談できる人や場所の有無

「いる/ある」が91.0%、「いない/ない」が4.7%となっています。  
 経年比較でみると、年度による大きな変化はみられません。



⑥ 就学児童保護者の気軽に相談できる人や場所の有無

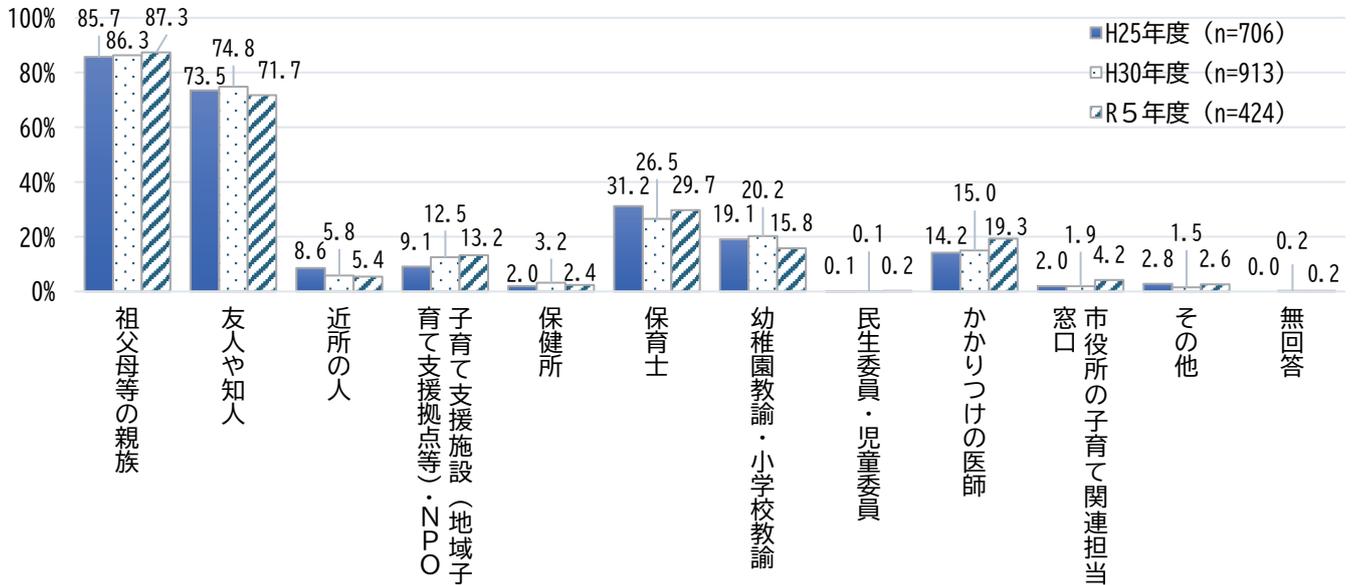
「いる/ある」が88.7%、「いない/ない」が8.5%となっています。  
 経年比較でみると、「いない/ない」の割合が若干増加しています。



⑦ 就学前児童保護者の気軽に相談できる相談先

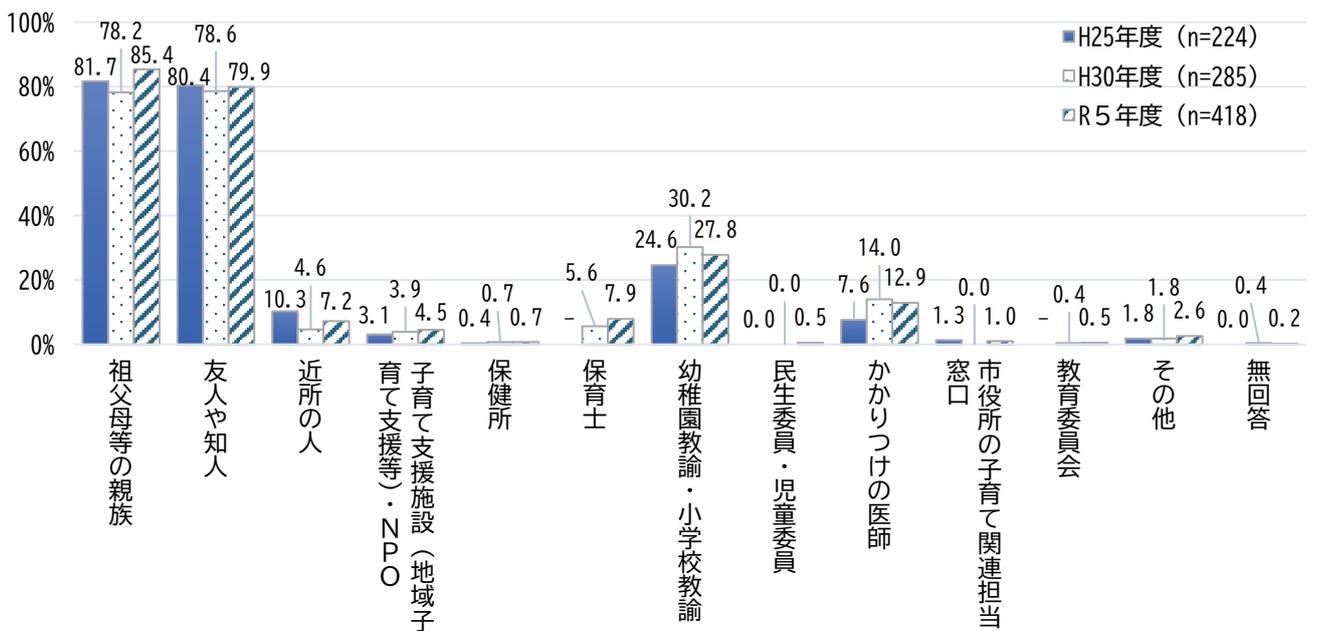
「祖父母等の親族」が87.3%で最も高く、次いで「友人・知人」71.7%、「保育士」29.7%と続いています。

経年比較でみると、順位に変化はみられず、割合にも大きな変化はみられません。



⑧ 就学児童保護者の気軽に相談できる相談先

「祖父母等の親族」が85.4%で最も高く、次いで「友人・知人」79.9%、「幼稚園教諭・小学校教諭」27.8%と続いています。



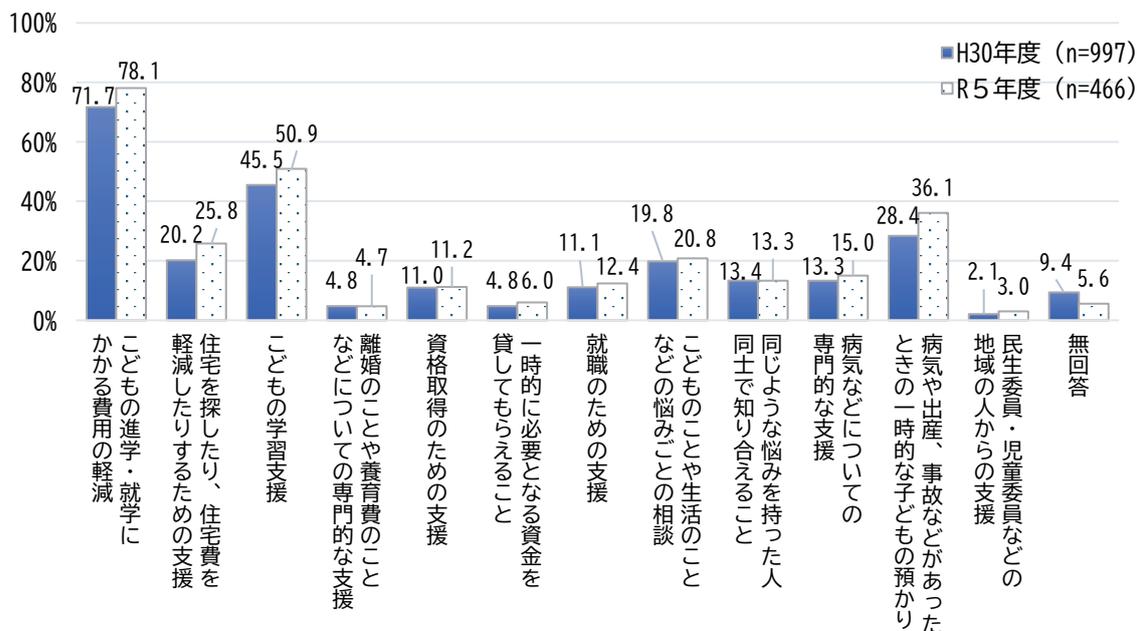
※平成25年度調査では、「幼稚園教諭・小学校教諭」の選択肢は「小学校」でした。

※平成25年度調査では、「保育士」「教育委員会」の選択肢はありませんでした。

⑨ 就学前児童保護者の現在必要としているまたは重要だと思う支援

「こどもの進学・就学にかかる費用の軽減」が78.1%で最も高く、次いで「こどもの学習支援」50.9%、「病気や出産、事故などがあったときの一時的なこどもの預かり」36.1%と続いています。

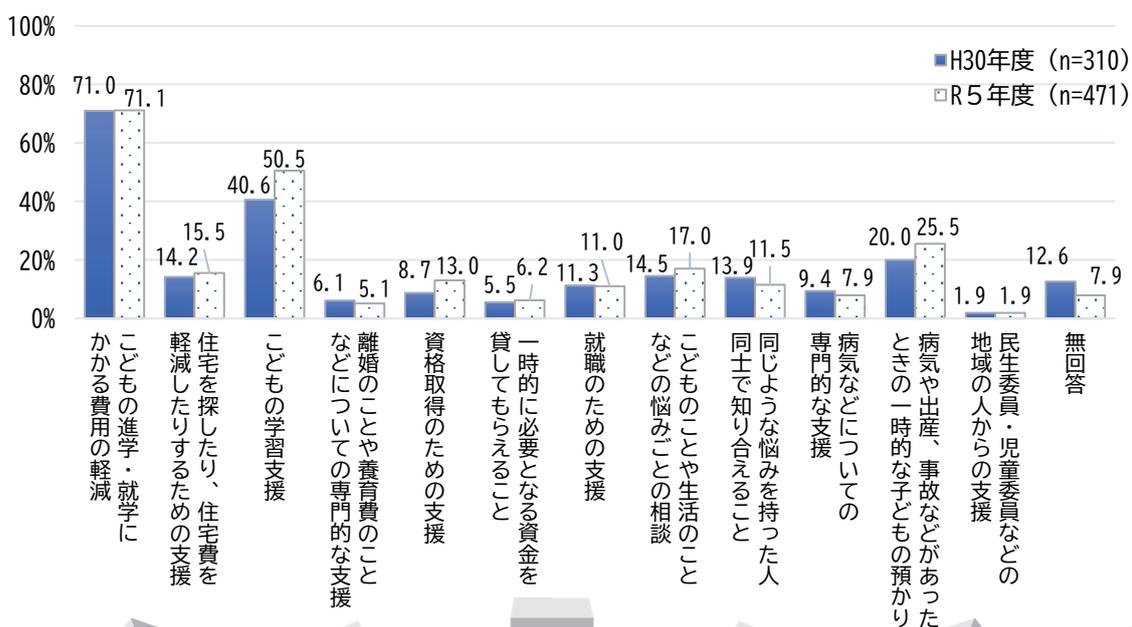
経年比較でみると、どの選択肢も割合の増加傾向がみられます。



⑩ 就学児童保護者の現在必要としているまたは重要だと思う支援

「こどもの進学・就学にかかる費用の軽減」が71.1%で最も高く、次いで「こどもの学習支援」50.5%、「病気や出産、事故などがあったときの一時的なこどもの預かり」25.5%と続いています。

経年比較でみると、順位に大きな変化はみられませんが、「こどもの学習支援」の割合が9.9ポイント増加しています。

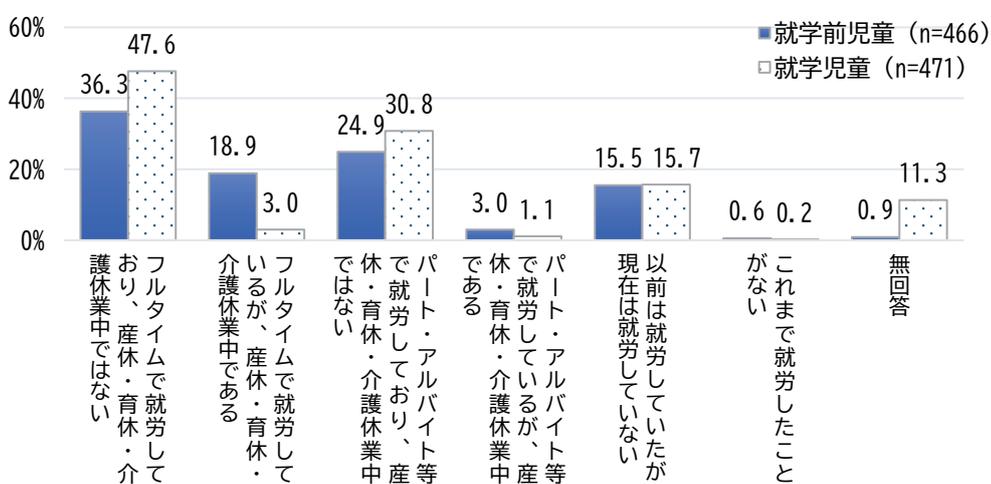


⑪ 母親の就労状況（令和5年度調査のみ）

就学前児童保護者では「フルタイム（週5日・1日8時間程度）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が36.3%で最も高く、次いで「パート・アルバイト等（1日4時間以上）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」24.9%、「フルタイム（週5日・1日8時間程度）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」18.9%と続いています。

就学児童保護者では「フルタイム（週5日・1日8時間程度）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が47.6%で最も高く、次いで「パート・アルバイト等（1日4時間以上）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」30.8%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」15.7%と続いています。

就学児童保護者と比べると、就学前児童保護者は「フルタイム（週5日・1日8時間程度）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」の割合が15.9ポイント高くなっています。

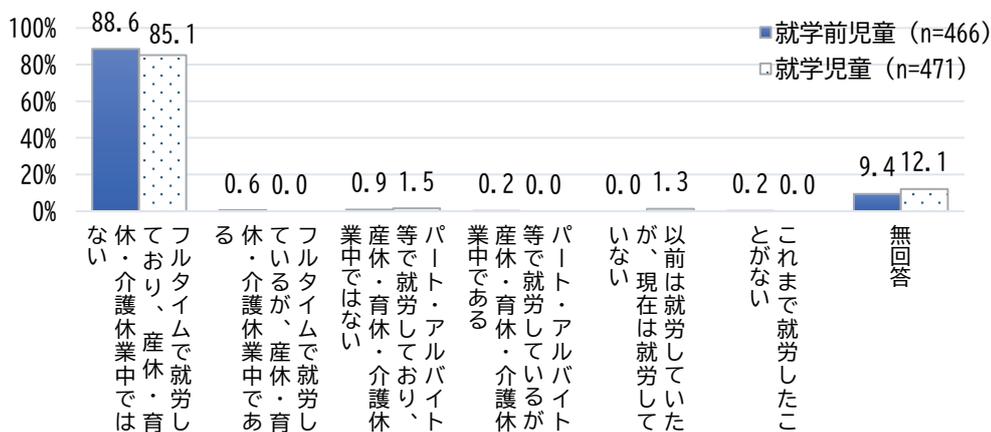


⑫ 父親の就労状況（令和5年度調査のみ）

就学前児童保護者では「フルタイム（週5日・1日8時間程度）で就労しており、育休・介護休業中ではない」が88.6%で最も高くなっています。

就学児童保護者では「フルタイム（週5日・1日8時間程度）で就労しており、育休・介護休業中ではない」が85.1%で最も高くなっています。

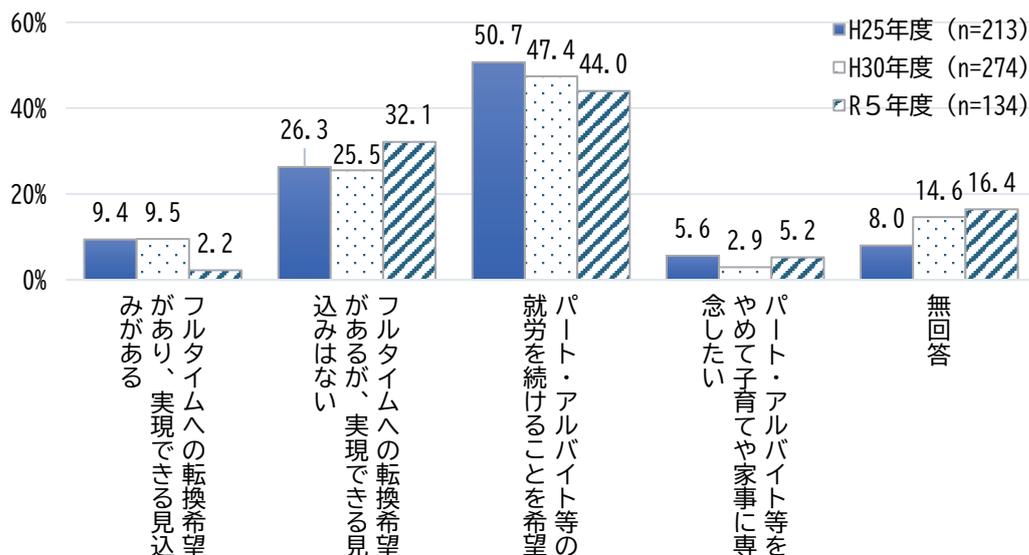
就学前児童保護者、就学児童保護者ともに大きな差はみられません。



### ⑬ 就学前児童の母親の就労意向（就労者の就労意向）

「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が44.0%で最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望があるが、実現できる見込みはない」32.1%、「パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい」5.2%と続いています。

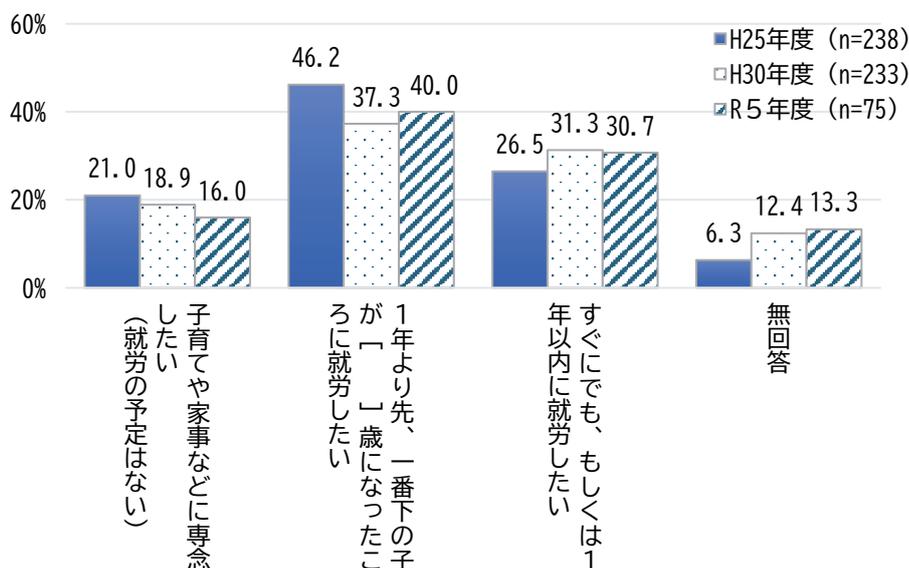
経年比較でみると、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が大きく減少しています。「フルタイムへの転換希望があるが、実現できる見込みはない」が増加しており、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」は減少傾向がみられます。



### ⑭ 就学前児童の母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「1年より先、一番下の子が[ ]歳になったときに就労したい」が40.0%で最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」30.7%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」16.0%と続いています。

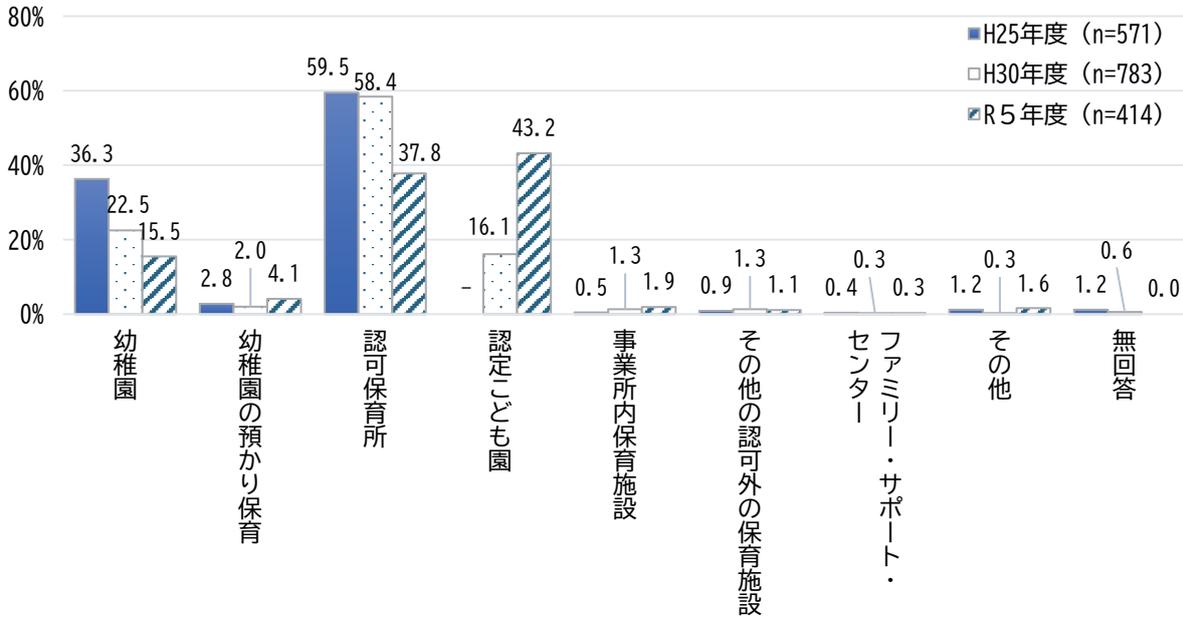
経年比較でみると、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」は減少傾向がみられます。



⑮ 就学前児童保護者の平日の定期的にご利用している教育・保育事業

「認定こども園」が43.2%で最も高く、次いで「認可保育所」37.8%、「幼稚園」15.5%と続いています。

経年比較でみると認定こども園への移行により、「認定こども園」は平成30年度と比べて27.1ポイント大幅に増加し、「認可保育所」は平成30年度と比べて20.6ポイント大幅に減少しています。「幼稚園」も毎回減少傾向がみられます。

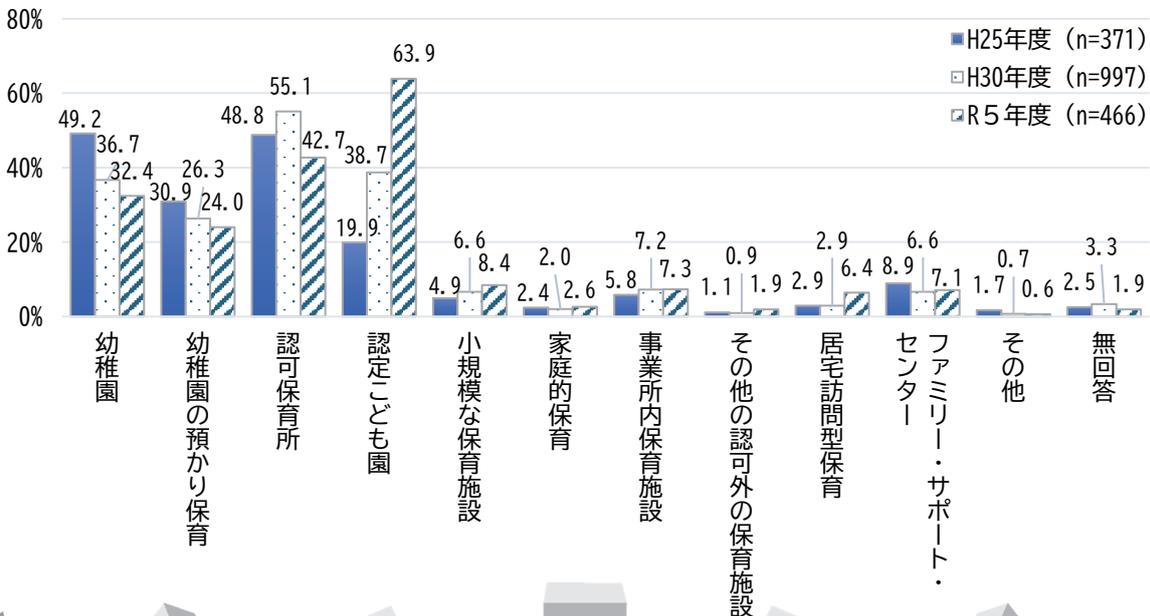


※平成25年度調査では、「認定こども園」の選択肢はありませんでした。

⑯ 就学前児童保護者の平日、定期的にご利用したい教育・保育事業

「認定こども園」が63.9%で最も高く、次いで「認可保育所」42.7%、「幼稚園」32.4%と続いています。

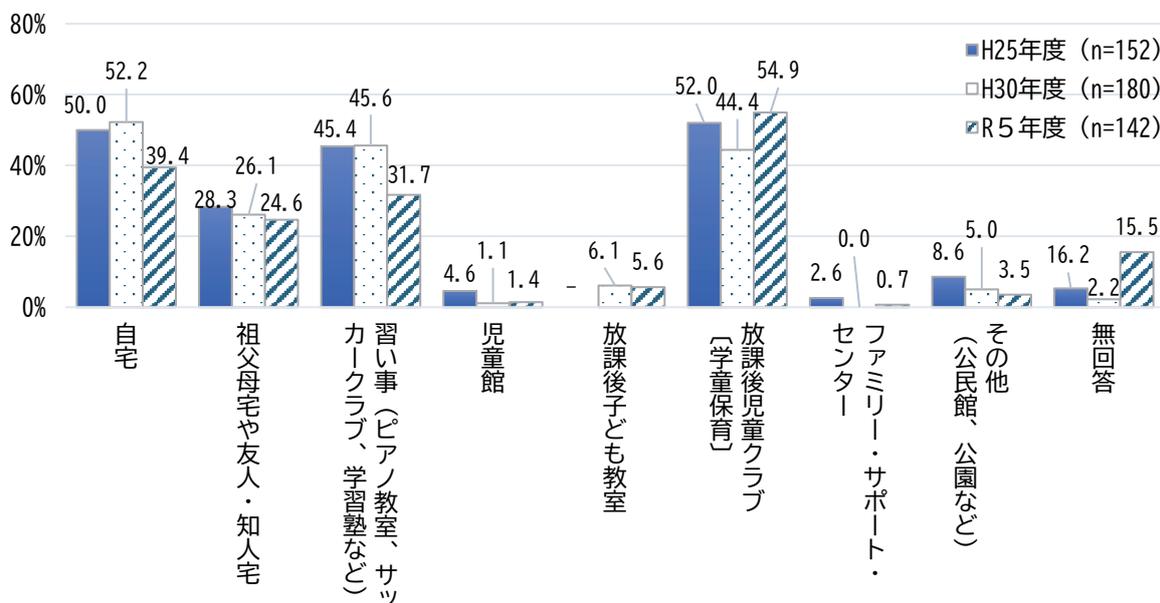
経年比較でみると、「認定こども園」が毎回大幅に増加しています。「小規模な保育施設」も増加傾向がみられる一方、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」は減少傾向がみられます。



⑰ 就学前児童保護者の小学校就学児（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が54.9%で最も高く、次いで「自宅」39.4%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」31.7%と続いています。

経年比較でみると、平成30年度と比べて「自宅」は12.8ポイント「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」は13.9ポイントと大幅に減少しています。

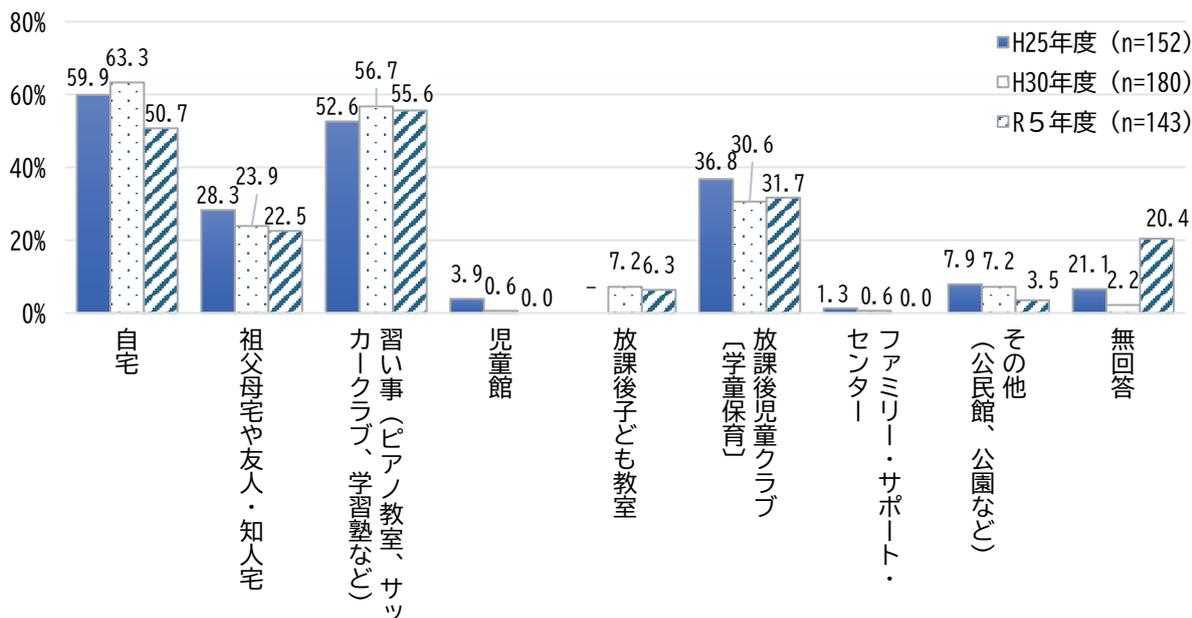


※平成25年度調査では、「放課後子ども教室」の選択肢はありませんでした。

⑱ 就学前児童保護者の小学校就学児（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が55.6%で最も高く、次いで「自宅」50.7%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」31.7%と続いています。

経年比較でみると、平成30年度と比べて「自宅」は12.6ポイント大幅に減少しています。

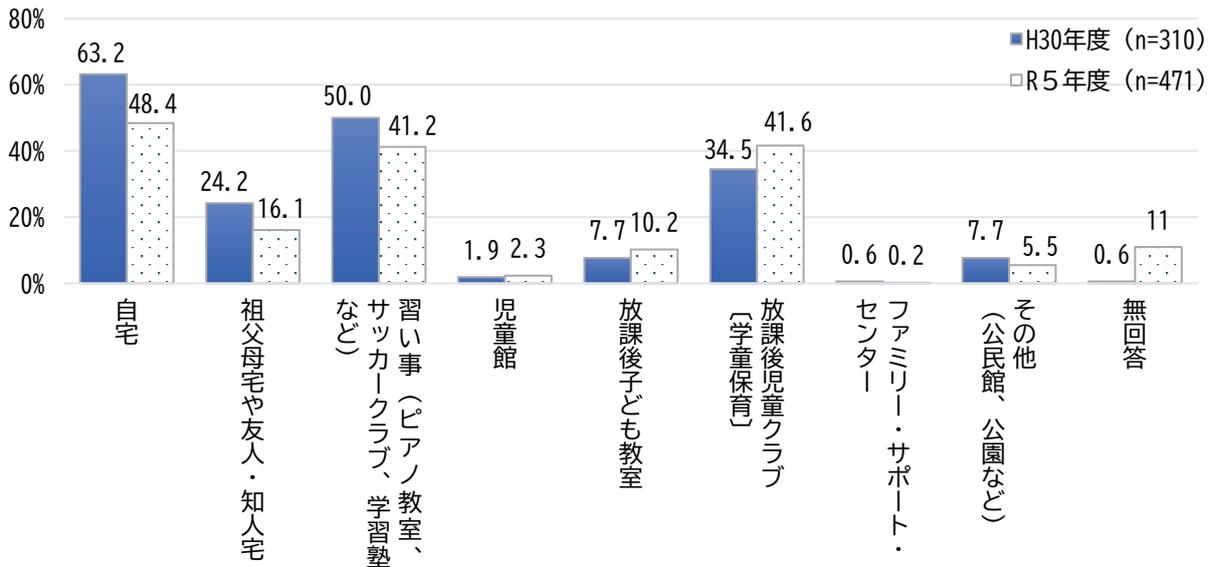


※平成25年度調査では、「放課後子ども教室」の選択肢はありませんでした。

①9 就学児童保護者の小学校就学児（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」が48.4%で最も高く、次いで「放課後児童クラブ〔学童保育〕」41.6%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」41.2%と続いています。

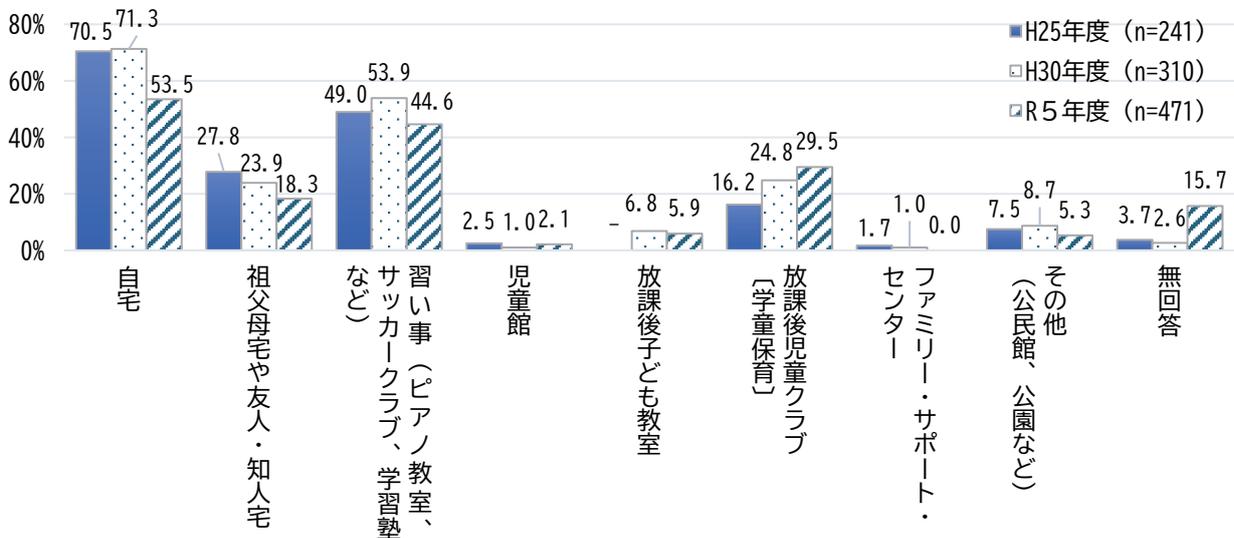
経年比較でみると、「自宅」が14.8ポイント「祖父母宅や友人・知人宅」が8.1ポイント「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が8.8ポイント減少している一方、「放課後子ども教室」が2.5ポイント「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が7.1ポイント増加しています。



②0 就学児童保護者の小学校就学児（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」が53.5%で最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」44.6%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」29.5%と続いています。

経年比較でみると、平成30年度と比べて「自宅」は17.8ポイント大幅に減少しています。「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」も減少傾向がみられる一方、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が4.7ポイント増加しています。

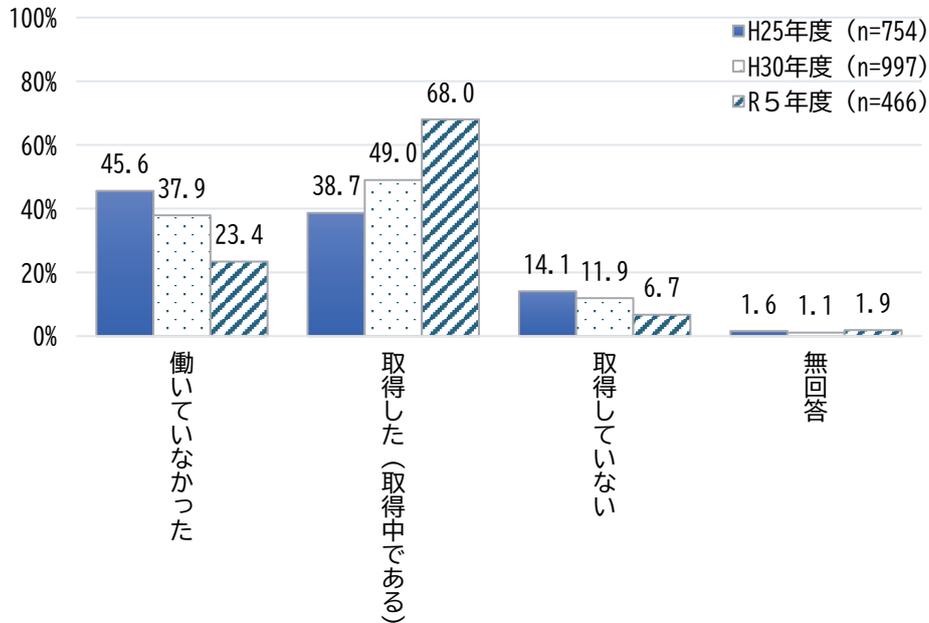


※平成25年度調査では、「放課後子ども教室」の選択肢はありませんでした。

## ② 就学前児童の母親の育児休業の取得状況

「取得した（取得中である）」が68.0%で最も高く、次いで「働いていなかった」23.4%、「取得していない」6.7%と続いています。

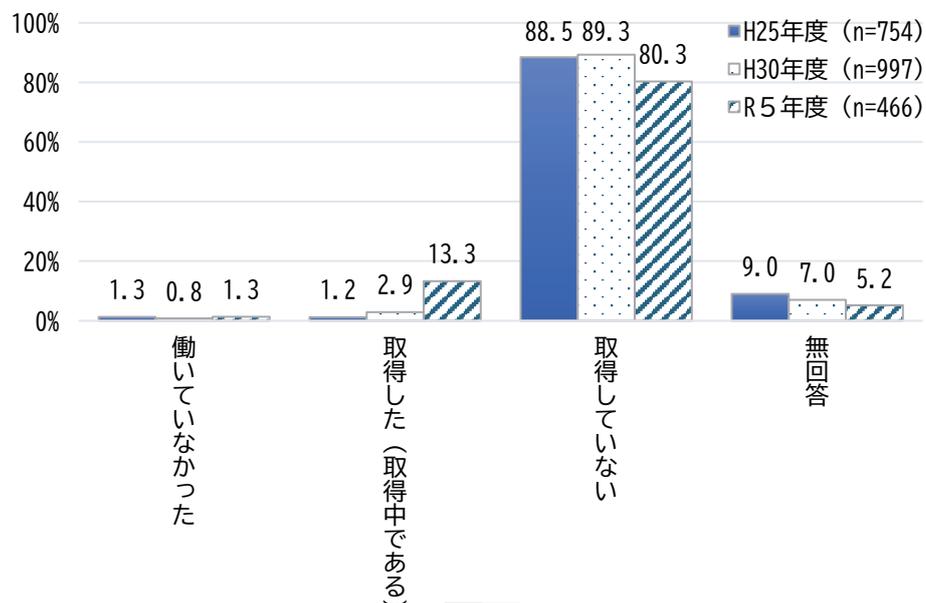
経年比較でみると、「取得した（取得中である）」は増加傾向がみられる一方、「働いていなかった」は減少傾向がみられます。



## ② 就学前児童の父親の育児休業の取得状況

「取得していない」が80.3%で最も高く、次いで「取得した（取得中である）」13.3%、「働いていなかった」1.3%と続いています。

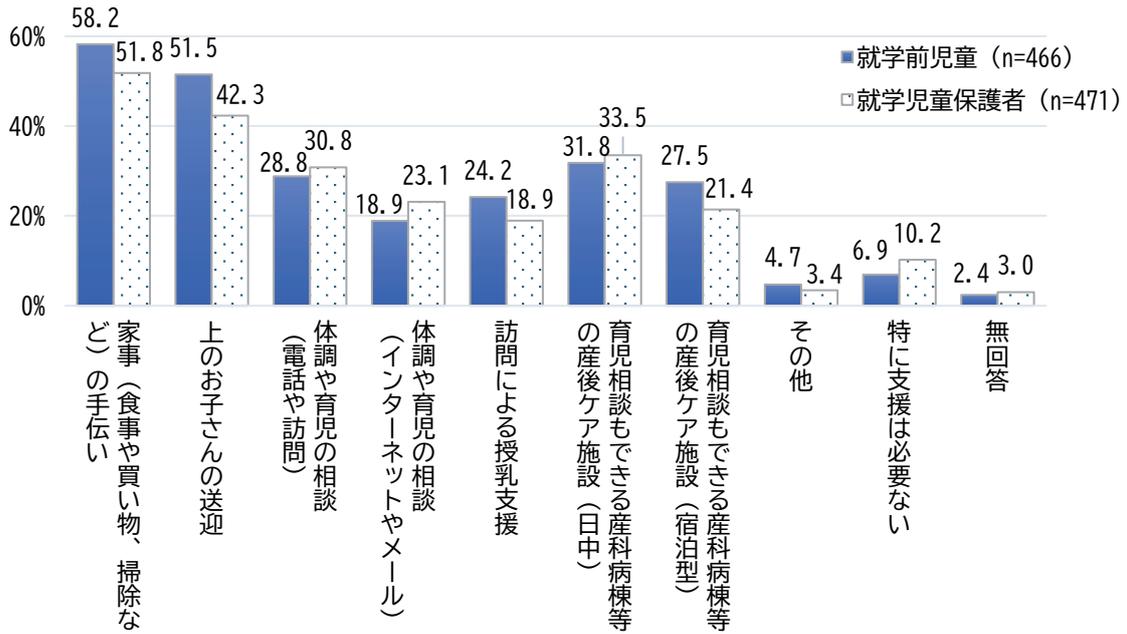
経年比較でみると、平成30年度と比べて「取得していない」が9.0ポイント減少している一方、「取得した（取得中である）」は10.4ポイント増加しています。



②妊娠中や出産後にどんな支援があればよいか（令和5年度調査のみ）

就学前児童保護者では「家事（食事や買い物、掃除など）の手伝い」が58.2%で最も高く、次いで「上のお子さんの送迎」51.5%、「育児相談もできる産科病棟等の産後ケア施設（日中）」31.8%と続いています。

就学児童保護者では「家事（食事や買い物、掃除など）の手伝い」が51.8%で最も高く、次いで「上のお子さんの送迎」42.3%、「育児相談もできる産科病棟等の産後ケア施設（日中）」33.5%と続いています。



## 2) こども・若者および事業所等アンケート調査結果概要

### (1) 調査の目的

こども・若者計画を策定するにあたり、こどもや若者に生活意識に関する調査を行いました。  
また、事業所等に対しては、こどもや若者の実態や課題について調査を実施しました。

### (2) 調査の対象

小学5年生 : 市内9校  
中学2年生 : 市内3校  
高校1、2年生 : 市内4校、1校100名ずつ  
若者 : 市内在住の18～39歳の若者を無作為抽出  
事業所等 : 35事業所

### (3) 調査の方法

小学校、中学校については学校のタブレットを活用し、高校生・若者は書面を配布してオンラインで回答。事業所等については、書面回答。

### (4) 調査の期間

令和6年10月15日～令和6年10月28日

### (5) 回収の結果

	配布数	有効回収数	有効回収率
小学5年生	350件	312件	89.1%
中学2年生	370件	291件	78.6%
高校1、2年生	400件	302件	75.5%
若者	1,000件	189件	18.9%
事業所等	35件	20件	57.1%

## 〔調査結果（小学生・中学生・高校生・若者）〕

## ①自分自身のことについて

小学生・中学生・高校生・若者に対して以下の各項目に関して質問したところ、「今の自分が好きだ」と思う中学生60%、高校生63%となっており、「自分の将来に明るい希望を持っている」と思う中学生・高校生・若者は約60%、「家族から大切にされている」と思うこども・若者の割合は約90%となっています。

回答	小学生	中学生	高校生	若者
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	73%	60%	63%	66%
「自分の将来に明るい希望を持っている」と思うこども・若者の割合	83%	60%	68%	61%
「家族から大切にされている」と思うこども・若者の割合	93%	92%	88%	95%
「自分には、自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	90%	82%	80%	79%
「どこかに助けしてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	93%	89%	81%	91%
「努力すれば、希望する職業につける」と思うこども・若者の割合	88%	83%	81%	-
「周りの人に、自分の意見をきいてもらえている」と思うこども・若者の割合	89%	87%	80%	85%
「自分を大切な存在だ」と思うこども・若者の割合	91%	71%	71%	74%
「家族のほかに、自分のことをかंगाえてくれる大人がいる」と思うこども・若者の割合	87%	80%	74%	-

## ②困ったときに相談したり、悩みを話せる人について

小学生・中学生・高校生・若者に対して「困ったときに相談したり、悩みを話せる人がいますか」と質問したところ、いないと回答した小学生・中学生・高校生・若者の割合は約20%となっています。その理由としては、「誰にも話したくないから」という回答が半数以上となっています。

回答	小学生	中学生	高校生	若者
困ったときに相談したり、悩みを話せる人がいる割合	79%	81%	80%	84%

### 【困ったときに相談したり、悩みを話せる人がいないと回答した理由】

理由	小学生	中学生	高校生	若者
近くに相談できる人がいないから	11%	16%	10%	19%
ひみつが守られるか不安だから	32%	36%	36%	23%
誰に相談したらよいか、分からないから	34%	26%	31%	26%
誰にも話したくないから	50%	68%	53%	55%

## ③スマホやパソコン等の困りごと・トラブルについて

小学生・中学生・高校生・若者に対して「スマホやパソコン等を使用して、トラブルや困ったことがありましたか」と質問したところ、小学生では13%、若者では20%となっており、中学生や高校生より高くなっています。

回答	小学生	中学生	高校生	若者
スマホやパソコン等を使用して、トラブルや困ったことがあった割合	13%	10%	11%	20%

## ④こどもの生活状況の満足度について

小学生・中学生・高校生に対して「今の暮らしについての満足度」について質問したところ、小学生・中学生・高校生の満足度は80%以上となっています。

回答	小学生	中学生	高校生	若者
「今の暮らしに満足している」と思う こども・若者の割合	80%	87%	87%	-

## ⑤居場所について

小学生・中学生・高校生・若者に対して「理想の居場所」について質問したところ、小学生・中学生・高校生で「好きなものがあったり、好きなことができる場所」「落ち着いてくつろげる場所」がいずれも50%以上の割合となっています。若者は、「落ち着いてくつろげる場所」が74%、「周りに気をつかわず、自分のペースでいられる場所」が57%となっています。

理想の居場所	小学生	中学生	高校生	若者
自分ひとりで行ける場所	35%	32%	37%	38%
落ち着いてくつろげる場所	52%	55%	65%	74%
好きなものがあったり、好きなことができる場所	64%	59%	51%	48%
周りに気をつかわず、自分のペースでいられる場所	30%	37%	36%	57%
友だちや親しい人と安心していられる場所	30%	32%	25%	28%
自分の意見や希望を受け入れてもらえる場所	5%	2%	2%	3%
悩みや困ったことを相談できる場所	6%	2%	2%	3%
いろいろなイベントがある場所	7%	2%	2%	2%
スポーツや外遊びなどができる場所	22%	21%	4%	6%
いろいろな人と出会える場所	4%	2%	3%	2%
Wi-Fi やパソコンが自由に使える場所	22%	23%	14%	5%
夜もいられる場所	10%	9%	1%	5%
必要ない	2%	4%	4%	1%

## ⑥こども・若者の意見について

小学生・中学生・高校生に対して「こどもの意見を聞いてもらえる機会（場所）があったら参加したいですか」と質問したところ、参加したい割合が約30%となっています。

また、小学生・中学生・高校生・若者に対して「意見を伝えやすい方法」について質問したところ、インターネットのアンケートの割合が高くなっています。

回答	小学生	中学生	高校生	若者
こどもの意見を聞いてもらえる機会（場所）があったら参加したいと回答したこども・若者の割合	30%	28%	27%	-

### 【意見を伝えやすい方法】

意見を伝えやすい方法	小学生	中学生	高校生	若者
インターネットのアンケート	48%	51%	57%	81%
市役所の人とするインタビュー	4%	2%	6%	6%
メールや手紙	24%	14%	10%	22%
学校に意見箱を置く	27%	27%	12%	11%
こどもの集まり、会議など	28%	5%	4%	-

### 3 第2期計画の評価および検証

#### (1) 各施策の主な取組

##### ① 幼児期の教育・保育の充実

市立の幼稚園と保育所を統合し、令和2年度から府中地区、松山地区、川津地区、加茂地区において幼保連携型認定こども園に移行し、保護者の多様なニーズを満たすとともに、一定の集団規模での教育・保育を実施することができました。幼保連携型こども園を開設するにあたり、公立の保育士と幼稚園教諭（保育者）が、未就学児の教育・保育の在り方を考える研修を通じて、教育・保育の質の向上を図るとともに相互理解を深めました。また、その他の地区（市中心部・林田地区）の就学前施設については、人口動態や児童数の推移、私立（民間）施設との役割分担等を勘案しながら、施設の統合等を含めたあり方を検討します。

また、令和6年度には、既存の保育所（坂出こども園）が保育所型認定こども園へ、新たに回生病院院内保育所が、坂出市内在住の0歳から2歳児までの児童を受け入れる地域枠を設けた地域型保育事業（事業所内保育所）へ円滑に移行できるよう支援するなど、保育のニーズに対応した保育の提供に努めてきました。しかしながら、施設定員は充足しているものの各施設とも保育士の確保に苦慮しており、保育士不足のため、施設定員まで受け入れることができず、年度途中には待機児童が発生しています。

##### ② 地域における子育て支援の充実

すべてのこどもや子育て家庭の状況に応じ、子育て親子間の交流や子育て当事者の安心感・充実感が得られるような取組として、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業の実施などの子育て支援サービスの充実や、保育所・認定こども園における保育、延長保育事業、休日保育事業、一時預かり事業などの保育サービスの充実などを実施しています。令和4年度に、さかいで子育て応援BOOKの改訂、産後ケア事業の対象者の拡充、出産子育て応援金事業、令和5年度には、チャイルドシート貸出事業や私立保育施設への使用済紙おむつ処理費用の助成、公立保育施設における使用済紙おむつの処分を開始、令和6年度からのすくすく赤ちゃんおむつ助成券支給事業の拡充、令和6年10月からは、児童手当の制度改正による所得制限の撤廃等子育て家庭の経済的支援に取り組んでいます。

さらに、市公式LINEからホームページの子育て応援サイトなど、子育て支援に関する情報の発信にも取り組んでいますが、情報が届かない、こどもの育ち等についての相談支援を求めているかたも多くいます。

##### ③ 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

これまで妊産婦・乳幼児の健康診査事業やこんにちは赤ちゃん訪問事業、けんこう課の保健師による妊娠・出産・子育てに関する相談や情報提供、予防接種のスケジュール管理やこどもの成長を記録できる電子母子手帳「まるっ子メモリー」の配信など、切れ目ない妊産婦・乳幼児への母子保健事業に取り組んでいます。また、令和5年1月から伴走型相談支援事業を開始、こども家庭総合支援拠点を設置しました。

#### ④支援が必要なこども・家庭への取組

児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図るため、児童相談所との事案の全件共有の実施、令和元年度より、坂出市要保護児童地域対策協議会における進行管理会議の開催回数の拡充および進行管理会議への坂出警察署の参加など、関係機関との、より一層の連携強化を図っています。また、虐待の予防、早期発見・早期対応をめざした市民への広報・啓発、相談支援体制の充実を図るとともに、要保護児童に対しては、坂出市要保護児童対策地域協議会において各機関が連携・役割分担しながら継続した援助を行っています。さらに、令和5年度より、養育支援事業の委託先の拡充を行いました。

ひとり親家庭等への支援として、従来よりひとり親家庭等医療費助成、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の支給に加え、令和4年度より養育費受取サポート事業の開始、ファミリー・サポート・センター事業の利用料補助などにより、生活の安定と自立の促進を図っています。

また、こどもの発育・発達についての相談・支援事業としては、こども相談・ことばの相談、病気や障がいの早期発見だけでなく、育児不安の軽減・解消に努めています。

加えて、5歳児健康診査や巡回相談などのこども発達支援事業を実施し、すべてのこどもと保護者を対象に教育と医療の両面からの支援に取り組むとともに、個に応じたフォローアップによる育児不安の軽減・解消に努めています。また、保護者の要望を踏まえた教育相談や保育所、幼稚園、認定こども園と小学校との連絡会を通して特別な配慮と支援が必要なこどもについて、状況やニーズに応じたよりよい教育・保育の環境が提供できるよう、支援体制の強化を図っています。

#### ⑤仕事と生活の調和の促進

男女共同参画について、周知を図るとともに、育児休業（男性・女性）、看護休暇制度等の周知・啓発を行うなど、男女ともに仕事と家庭が両立可能な働き方ができるような意識改革を促す啓発活動を推進しています。また、ファミリー・サポート・センター事業、放課後児童健全育成事業、病児保育などの子育て支援サービスや、保育所・認定こども園における延長保育事業、乳児保育事業、休日保育事業などの保育サービスの充実により、子育てと仕事の両立が可能な環境づくりに取り組んでいます。

(2) 主要事業の数値目標と実施状況

令和6年度までの計画である「第2期坂出市子ども・子育て支援計画」は、4つの基本目標とその施策(13項目)について、それぞれ具体的施策・事業を策定しました。この計画における主な事業の数値目標と実施状況は、次のとおりです。

第2期さかいで子ども・子育て支援事業計画 事業計画 数値実績

地域子ども・子育て支援事業		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 目標値		
(1)	時間外保育事業(延長保育事業)	利用者数	293	242	233	324	
(2-1)	放課後児童健全育成事業(仲よし教室等)	利用者数	907	921	935	1,015	
(2-2)	放課後子ども教室推進事業	実施か所数	2か所	2か所	2か所	2か所	
(3)	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	委託か所	3か所	3か所	3か所	3か所	
(4)	地域子育て支援拠点事業	利用者数	11,379	17,145	18,673	10,894	
(5)	病児保育事業	利用者数	210	212	568	501	
(6)	一時預かり事業	在園児 対象型	利用者数	9,219	10,047	8,626	5,606
		在園児 対象型を 除く	利用者数	1,519	1,364	1,755	868
(7)	ファミリー・サポート・センター事業	就学児 のみ	利用者数	110	155	379	260
(8)	妊産婦健康診査	利用者数	3,877	3,550	3,476	3,481	
(9)	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	利用者数	280	248	260	296	
(10)	養育支援訪問事業	利用者数	0	0	2	1	
(11)	利用者支援事業 (基本型・母子保健型)	基本型	利用者数	492	596	596	
		母子 保健型	利用者数	283	246	252	
(12)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	利用者数	16	20	12		
(13)	多様な主体が本制度に参入することを 促進するための事業		実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	

## 第3章 計画の基本理念・基本目標

### 1 計画の基本理念

# すべての子ども・若者が 夢や希望をもって 自分らしく輝けるさかいで

こどもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。こどもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりのこどもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

本計画では、「第2期坂出市子ども・子育て支援事業計画」との連続性ならびに整合性に配慮しつつ、こども基本法やこども大綱、子ども・子育て支援法などに基づき、こども・若者のウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）を推進していくにあたり、「すべての子ども・若者が夢や希望をもって自分らしく輝けるさかいで」を基本理念として掲げ、さまざまな施策に取り組みます。



## 2 目標指数

基本理念の達成度を評価するため、目標指標を次のとおり定めます。

なお、次期こども・若者計画策定に向けての調査等は令和11年度に実施される予定であるため、令和11年度における目標値を設定します。

### ① 今の自分は、「とても幸せだと思う」「幸せな方だと思う」こどもの割合

	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
小学5年生	87%	上昇
中学2年生	87%	
高校生1、2年	93%	

### ②「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合

	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
小学生5年	93%	97%
中学生2年	89%	
高校1、2年生	81%	
若者	91%	

### ③「自分の将来について、明るい希望がある」と思うこども・若者の割合

	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
小学5年生	83%	上昇
中学2年生	60%	80%
高校1、2年生	68%	
若者	61%	

### ④坂出市で子育てをしたいと思う親の割合

	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
3～4か月児健診	97%	現状維持
1歳6か月児健診	97%	
3歳児健診	95%	

### ⑤坂出市の子育て環境や支援への満足度の割合

	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
就学前児童の保護者	68%	上昇
就学後児童の保護者	61%	

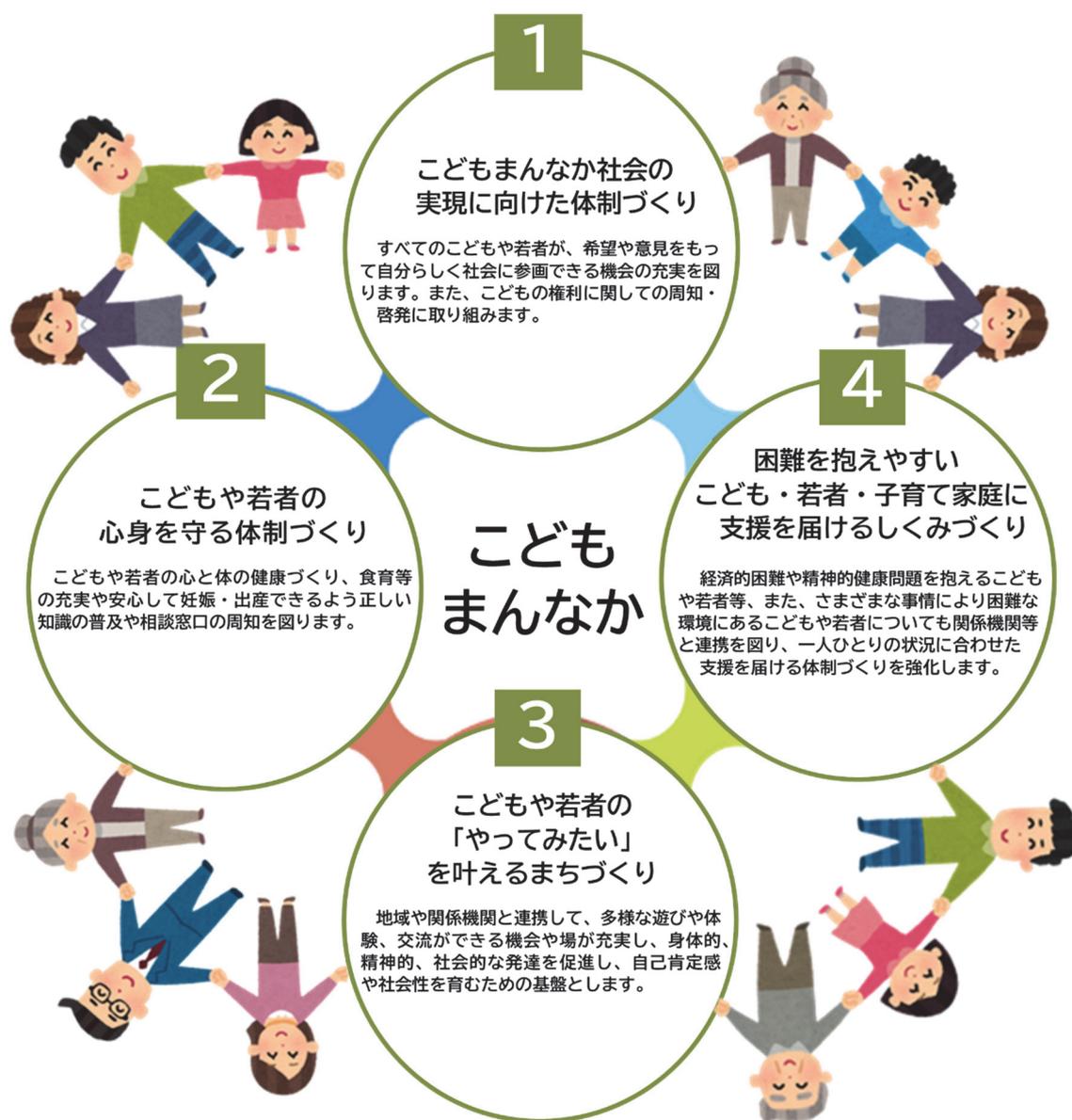
資料：市こども課等（各年4月1日現在）

### 3 基本目標

本計画では、基本理念に沿って以下に示す4つの基本目標を設定し総合的な施策（ライフステージを通じた支援）の展開を図ります。

未来を担う子どもや若者が、心身の状況、置かれている環境等に関わらず健やかに成長し、自ら選択してチャレンジできるよう、保護者や地域住民、関係団体等が連携して支え合いながら、切れ目のない支援の充実を図ります。

さらにライフステージ別に、悩みや問題を抱える子どもや若者、子育て当事者に寄り添い、安心して相談や支援を求めることができる体制づくりを推進します。



4 施策体系

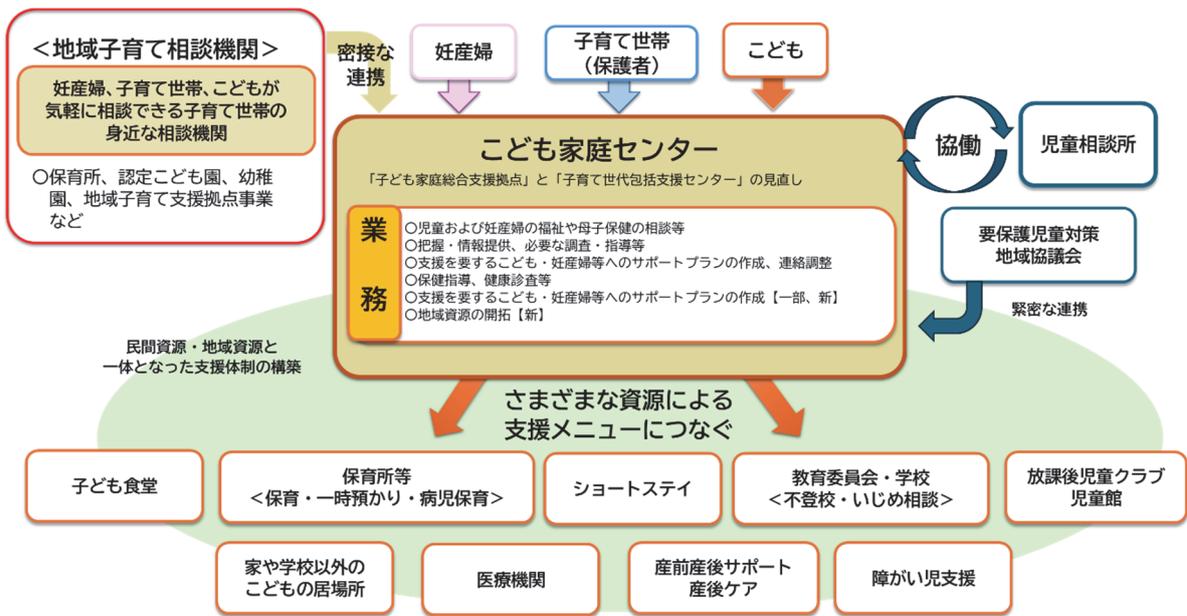
基本理念	基本目標	基本施策	
すべての子ども・若者が 夢や希望をもって 自分らしく輝けるさかいで	<b>I 基本目標と基本施策（ライフステージを通じた支援）</b>		
	1	子どもまんなか社会の実現に向けた体制づくり	(1) 情報提供・啓発活動の推進 (2) 子ども・若者の意見表明や社会参画の機会の充実
	2	子どもや若者の心身を守る体制づくり	(1) こころの健康づくり (2) 将来を見据えたからだの健康づくり (3) 食育の推進
	3	子どもや若者の「やってみよう」を叶えるまちづくり	(1) 子どもや若者の体験・交流の場となる居場所づくりの推進 (2) 子どもや若者が活躍できる機会づくり (3) 安心して外出できる環境整備
	4	困難を抱えやすい子ども・若者・子育て家庭に支援を届けるしくみづくり	(1) 虐待防止対策の更なる強化 (2) 合理的配慮等を必要とする子ども・若者への支援の充実 (3) こどもの貧困対策の推進
	<b>II ライフステージ別にみた基本施策</b>		
	1	子どもの誕生前から幼児期まで	(1) 子育て当事者に対する切れ目のない保健・医療の提供 (2) 乳幼児期からの多様な体験ができる環境の充実 (3) 乳幼児期の教育・保育環境の充実
	2	学童期・思春期	(1) 心身の健康確保 (2) だれもが安心して学べる教育環境の充実 (3) 将来についての教育の推進
	3	青年期	(1) 結婚や子どもを持つことへの支援 (2) 就労支援の推進 (3) 悩みや不安を抱える若者等に対する相談体制の充実
	<b>III 子育て当事者への支援に関する基本施策</b>		
		地域全体での子育て支援の充実	(1) 子育てに関する情報提供や相談体制の充実 (2) 地域子育て支援の充実 (3) ひとり親家庭への支援 (4) 経済的困難を抱える家庭への支援 (5) 仕事と子育てが両立できる環境の整備

# 第4章 施策の展開

## I 基本目標と基本施策（ライフステージを通じた支援）

こどもは、乳幼児期から学童期・思春期・青年期におけるさまざまな学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになります。大人として自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでのこどもの成長の過程は、その置かれた環境にも大きく依存し、こどもによって、さまざまであり、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものです。円滑な社会生活を送ることができるようになる時期にも個人差があります。

それぞれのこども・若者の状況に応じて必要な支援が、義務教育の開始・終了年齢や、成年年齢である18歳あるいは20歳といった特定の年齢で途切れることなく行われ、乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て成人期へ移行する若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで、ライフステージを通じた横断的な切れ目のない支援が求められています。



本市においても従来の「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の機能を維持したうえで、すべての妊産婦、こども、子育て家庭へ一体的に切れ目なく相談支援を行うため、令和7年4月から「こども家庭センター」の運営を開始します。

また、関係機関等と連携し、親子同士の交流の場づくり、子育て相談、情報提供など、子育てを応援する環境づくりに努めます。

# 基本目標 1 こどもまんなか社会の実現に向けた体制づくり

## (1) 情報提供・啓発活動の推進

### 現状と課題

こどもが個人として尊重され、健やかに成長することができ、こどもの心身の状況や置かれている環境に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざすため、自ら権利について学ぶことはもとより、家庭や学校、地域など、社会全体で共有していく必要があります。

### 施策の方向性

◎ 自らの権利や相互の権利を尊重し、理解を深めることができるよう周知・啓発に取り組みます。

すべての人を対象として、こどもの権利に対する理解を深め、人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進します。また、「こどもまんなか社会」の実現に向け、関係機関との連携を図り、あらゆる機会を捉え情報の提供や周知に努めます。

### 取組

施策・事業名	事業内容	担当課
こどもの人権啓発活動の実施	こどもの人権等について、研修会や学習会等を通して、市民への普及啓発を図ります。	こども課 人権課
じんけん学ぼうday	こどもたちに楽しみながら人権の大切さについて考えてもらうことを目的とし、親子で参加できる体験型のイベントを開催します。	人権課
子育てガイドブック等の情報誌の改訂	妊娠期から就学前までの子育てに関する情報を掲載したガイドブックを作成し、情報の提供に努めます。	こども課

重点

施策・事業名	担当課
インターネット等を活用した子育てに関する情報提供の充実	こども課 けんこう課
各種制度の普及啓発および推進	関係課

## (2) こども・若者の意見表明や社会参画の機会の充実

### 現状と課題

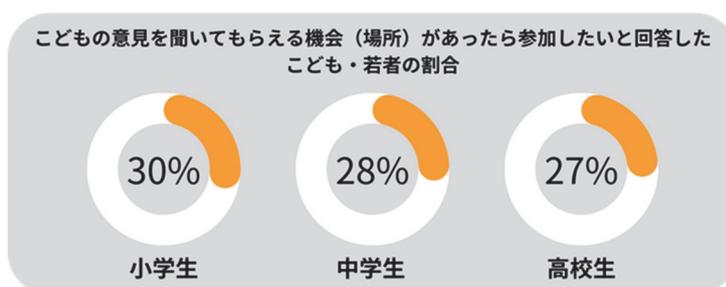
こども施策を実施、評価するにあたり、こども・若者の意見を幅広く聴取し、反映することが求められています。

こども・若者の意見を聴取し施策に反映するには、こども・若者のニーズや状況を的確に把握し、施策がより実効性のあるものとする、また、こども・若者にとって、自らの意見が十分に尊重され、自らによって本市に何らかの影響を与えるという経験が、自己肯定感や地域社会の一員としての主体性を高めることにつながることは、大きな意義があります。それにより、こどもたちが本市への誇りと愛着を育み、将来も本市で暮らし、こどもを育む主体となることにより、本市への愛着が引き継がれることとなります。こうした好循環の創出に向け、保育施設、学校、地域などが連携し、こども・若者が考えや意見を表明できるよう、意識の醸成や機会の確保に努める必要があります。

### こども・若者意見

(アンケートより)

「こどもの意見を聞いてもらえる機会(場所)があったら参加したいと思うか」と質問したところ、小学生・中学生・高校生とどの年齢層も「参加したい」という回答は、30%以下になっています。



### (自由意見)

- さまざまな人の意見を聞いて、多くの人が幸せを感じられるまちづくりをしてほしい。
- 将来について考えられる場をもう少し設けてほしい。
- 自分の話を聞いて解決策や、アドバイスをいろんな人からもらいたい。自分が自分でいられる場所がほしい。
- 自分の意見を否定しないでほしい。

### 施策の方向性

- ◎ こども・若者へのアンケート等を定期的実施し、本市の施策への反映に努め、意見表明の機会に向けた検討を進めます。

「意見をどのような手段だと伝えやすいか」とのアンケート結果は、「インターネットでのアンケート」が最も多く、意見を述べるができる機会の確保など、意見表明の仕組みづくりに努めます。

- ◎ こども・若者の地域活動や社会参画を推進します。

豊かな経験から得るこども・若者の自らの育ちを支援するため、社会体験や多様な学びの場、地域イベントを通じて、こども・若者の地域活動や社会参画の機会を創出します。

取組

施策・事業名	事業内容	担当課
重点 こどもの意見表明の機会の確保	こどもの意見表明の機会の確保に向けた検討を行うとともに、その前提として、本市の施策等について、こどもにもわかりやすい情報の提供に努めます。	こども課 政策課 学校教育課
こども意識調査等の実施	こどもや若者が意見を出しやすいように定期的にアンケート等を実施します。	こども課
NEW 中高生と乳幼児等とのふれあい体験の充実	中高生が乳幼児やその親とふれあうことで、命の尊さや子育ての大切さを理解できるようにするための体験活動を実施します。	こども課
選挙啓発出前授業	中学生・高校生を対象に、政治・選挙制度を説明するとともに、自ら政策について判断してもらうことで、選挙の意義を理解し、選挙に対する意識向上に努めます。	選挙管理委員会
高校生資格取得費補助金	市内在住または市内の高校に通う高校生が資格を取得した際に、要した受験料のうち全額または2分の1を補助します。	産業観光課
さかいで企業訪問バスツアー、坂出市就職フェア	市内企業の現場を訪問するバスツアーや、各企業の採用担当者と直接話ができる合同企業説明会を開催します。	

施策・事業名	担当課
各種ワークショップへの参加	関係課
わくわく！さかいでっこ探けん隊	生涯学習課
子ども会体験活動	



## 基本目標

# 2

## こどもや若者の心身を守る体制づくり

### (1) こころの健康づくり

#### 現状と課題

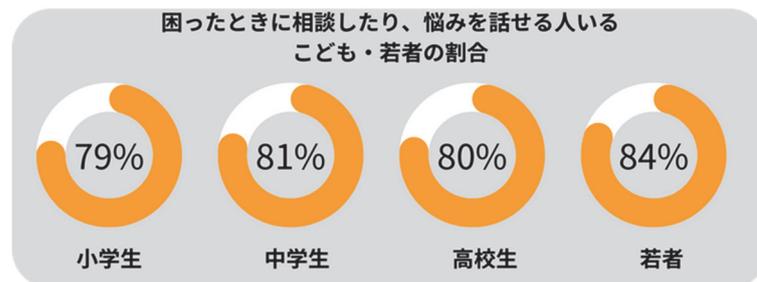
こども・若者が生涯を通じて健康を保持できるよう、世代を通じた健康への支援や思春期におけるこころの健康づくりなど、一貫してこども・若者の心身の健康づくりに取り組むとともに情報提供など支援体制の強化を図ります。

また、家庭生活に困難を抱える子育て当事者等が、必要としている支援に確実につながることができるよう、切れ目のない支援体制を構築します。

#### こども・若者意見

(アンケートより)

「困ったときに相談や悩みを話せる人がいますか」と質問したところ、小学生・中学生・高校生・若者の回答は、「困ったときに相談や悩みを話せる人がいる」と回答した割合が80%前後となっています。



また、「困ったときに相談や悩みを話せる人がいない」と回答したかたの理由について質問したところ、「誰にも話したくないから」という回答がどの世代も50%以上となっています。小学生では「誰に相談したらよいか、分からないから」が34%、中学生・高校生は「秘密が守られるか不安だから」が共に36%、若者では「誰に相談したらよいか、分からないから」が26%となっています。

理由	小学生	中学生	高校生	若者
近くに相談できる人がいないから	11%	16%	10%	19%
秘密が守られるか不安だから	32%	36%	36%	23%
誰に相談したらよいか、分からないから	34%	26%	31%	26%
誰にも話したくないから	50%	68%	53%	55%

## 施策の方向性

### ◎ 悩みや不安を抱える子どもや若者等に対する相談体制の充実を図ります。

悩みなどを抱える若者やその家族等が相談しやすい環境を整備し、悩みの内容や原因を聴き取り、関係各課や関係機関・団体と連携し協働して対応します。また、家族に対する継続的な支援や、これらの相談支援やサービスに関する情報等が子どもや若者、子育て家庭に届くような情報発信・周知を行います。

## 取組

施策・事業名	事業内容	担当課
NEW 子ども家庭センター事業	子どもや子育て家庭の悩みや困りごとに寄り添い、地域や関係団体と協働して支援をします。	子ども課
重層的支援体制整備事業	精神疾患やひきこもり等で、生活に困難さを抱える人や家族に対して、支援を行います。	ふくし課 関係課
障がい・療育相談支援事業	日常生活における苦手なことや困りごと等がある人が、必要な支援が受けられるよう、相談支援専門員が相談に応じます。	ふくし課
児童生徒への啓発	体験活動時を活用して、自己肯定感の向上やこころの健康の保持に係る教育の充実を図ります。また、SOSの出し方に関する教育を推進します。	学校教育課
さわやかテレホン事業	「困ったときは、一人で悩まないで」というスローガンのもと、学童期・思春期・青年期におけるさまざまな悩みに対して、電話・来所で相談を実施します。	生涯学習課
思春期セミナー	思春期の心身の発達や変化に対応する保護者向けの学習機会や中学生向けに命の大切さやネット問題、薬物乱用防止などについての学習機会を設けます。	
こころの健康相談	悩みやストレスを抱えたとき、気軽に相談できる場を提供します。	けんこう課

## (2) 将来を見据えたからだの健康づくり

### 現状と課題

こどもの頃の生活習慣や健康状態は、大人になってからの健康状態に大きく影響することから、こどもの健康を支える取組を進めることが重要です。

また、すべてのこどもが健やかに育つ社会の実現をめざし、男女を問わず将来を見据えた健康管理を促し、生活習慣・性や妊娠に関する正しい知識を身につけることも重要です。

### 施策の方向性

◎ 将来を見据えた健康管理の意識向上と、性や妊娠に関する知識等の普及啓発を図ります。

学童期・思春期のこどもが、食・生活習慣の改善、性や妊娠に関する正しい知識に関することなど、生涯を見据えて自身で適切な健康管理が行える場や機会を提供します。

### 取組

施策・事業名	事業内容	担当課
いのちの健康教育	小学生を対象に、いのちの大切さについての教育を行います。	けんこう課
子宮頸がん検診	20歳以上の女性のかたを対象に2年に1回実施します。	
予防接種（子宮頸がん、麻しん・風しん）	疾病予防のため、予防接種法に基づき実施します。	
小児生活習慣病予防健診	こどもが将来、生活習慣病にかかるリスクを減らすために、食生活、運動習慣の教育・指導等の取組を行います。	学校教育課
健康教育	保育施設、小中学校における健康づくり、発達段階に合わせた性教育や健康教育を推進します。	こども課 学校教育課

### 評価指標

取組	現状値	目標値
小児生活習慣病予防健診の受診率（小学4年生）	91.8%	上昇
小児生活習慣病予防健診の受診率（中学1年生）	86.6%	上昇

### (3) 食育の推進

#### 現状と課題

食事は生きるうえで大切なものです。しかし、栄養素摂取の偏りや朝食の欠食など、こども・若者の食生活や肥満、生活習慣病の増加など、健康問題が深刻化しています。

保育施設や学校では、食への興味・関心、自然の恵みや生産者への感謝の気持ち、栄養素に関する知識などを総合的に育むために、栽培活動や収穫体験、調理体験などさまざまな活動を地域や関係団体とも協働しながら、日常的に取り入れています。また、令和4年8月には坂出市学校給食センターが設置され、栄養教諭が中心となって給食を通じた食育推進事業が積極的に行われています。

また、栄養士や保健師が地域の子育て支援拠点に出向き、専門性に基づいたアドバイスや相談に応じるなど、乳幼児期からの食育に取り組んでいます。

今後も、地域の子育て支援拠点、保育施設、学校と連携し、必要な情報や資源の提供を行いながら、ライフステージに応じた食への関心や生活習慣病の予防や改善につながる食事の知識などに対する理解を促進してまいります。

#### 施策の方向性

##### ◎ 食育を通じて、こども・若者の健康づくりに取り組みます。

給食を通じた食育の取組をより推進することで、こどもたちの生活習慣の改善など健康の保持増進に努めます。また、保育施設、学校、地域の子育て支援拠点などを通じて、各家庭に必要な情報や資源の提供を実施しながら、ライフステージに応じた食への関心や生活習慣病の予防や改善につなげ、生活の基本となる食育の重要性を普及啓発します。

#### 取組

施策・事業名	事業内容	担当課
学校給食センターによる食育推進事業	地場産物の魅力や食文化への関心を高めるため、学校給食にて地場産物を使用した献立や郷土料理を提供するとともに、わかりやすく解説した動画を毎日、給食時間に配信しています。	教育総務課
市民農園運営事業	野菜や花等の栽培を通して、こどもの情操教育や食育の場として活用します。	農林水産課
食育教育の推進	こどもたちが野菜を栽培して自然と触れ合うことにより、癒し効果を得ることや食への関心の高まりを図ります。	こども課 学校教育課

施策・事業名	担当課
食育推進計画	けんこう課
食育についての啓発	けんこう課 こども課

#### 評価指標

取組	現状値	目標値
学校給食における地場産物（香川県産）を使用する割合	57.7%	上昇

# 基本目標 3

## こどもや若者の「やってみたい」を叶えるまちづくり

### (1) こどもや若者の体験・交流の場となる居場所づくりの推進

#### 現状と課題

こどもの居場所として、放課後児童クラブを利用する児童数の増加に対応した環境、公園のトイレの洋式化や駐車場などの整備が必要です。ニーズ調査結果を見ても、こどもたちにとって身近で安全・安心な居場所や遊び場の確保、また、こどもたちの健やかな成長のために身近な地域の人々や異学年のこどもたちと関わる機会を持つことができるような場が求められています。

#### こども・若者等意見

(アンケートより)

本市で実施されている施策について、「こどもの居場所の取組」が重要であるという回答が就学前保護者と就学児保護者で90%以上となっています。また、「取組状況」について充実しているという回答は就学前保護者で26%、就学児保護者が33%となっています。



小学生・中学生・高校生・若者に対して「理想の居場所」について質問し、カテゴリ別に分類したところ、「友だちや親しい人と安心していられる場所」が30%前後の回答があり、小学生と中学生では、「スポーツや外遊びなどができる場所」が20%以上の回答がありました。

体験や交流の場となる居場所	小学生	中学生	高校生	若者
友だちや親しい人と安心していられる場所	30%	32%	25%	28%
いろいろなイベントがある場所	7%	2%	2%	2%
スポーツや外遊びなどができる場所	22%	21%	4%	6%
いろいろな人と出会える場所	4%	2%	3%	2%

#### (自由意見)

- 雨の日、暑い時に利用できる屋内公園がほしい。
- 大きいこどもも遊べる公園や外遊び、中遊びができる公園を作ってほしい。
- 安心、安全に過ごせる居場所がほしい。
- 他の学校同士の関わりを増やしてほしい。
- 自習ができたり、こども・若者世代が夜まで自由に過ごせたり、そこに、新しいコミュニティに参加できる機会があったりすると魅力的だと思います。
- ボール遊びやスケートボードができる場所がほしい。

### 施策の方向性

◎ 地域で、子ども・若者・子育て家庭が安心して過ごせる居場所や交流の場をつくります。

子ども・若者・子育て家庭の意見や希望を聴きながら、子どもが安心して過ごせる居場所やのびのびと遊べる場所を確保します。また、遊びや学び、さまざまな体験や交流ができるなど、よりよい居場所となるよう社会全体で取り組みます。

### 取組

施策・事業名	事業内容	担当課
NEW 中心市街地活性化公民連携事業	坂出中心市街地に、子育て世代をはじめ多様な世代が日常的に集い交流し、幸せを実感できるような「居場所」をつくります。	公民連携・DX推進課
学ぶ！！未来のトンボ学校	のどかな里山である”王越地区”にて小学生を対象に、ピザ作りや竹細工などを通して自然を体験し、学び、交流する場を提供します。	生涯学習課
公共施設（公園など）の整備	子ども・若者の遊び場の充実や親子同士の交流の場所となる公園など公共施設の遊具や公衆トイレを洋式化にするなど整備を推進します。	都市整備課等

施策・事業名	担当課
放課後児童クラブ	教育総務課
放課後子ども教室	
地域子育て支援拠点事業	子ども課
重点 多様な遊びや体験、活動できる機会づくり	子ども課 関係課
地域で進める子ども体験活動事業	生涯学習課
子ども会体験活動（再掲）	
SOMPOボールゲームフェスタin坂出	
としょかんカンガルータイム	図書館
すくすく えほんBOOK	

## (2) こども・若者が活躍できる機会づくり

### 現状と課題

共働き世帯や核家族化、地域コミュニティの希薄化などを背景に、異年齢のこどもや高齢者と接する機会が減少していることから、交流する機会づくりが求められています。少子化が進行する中で、こどもの生活体験や体験活動が不足していることから、心を育む体験活動の充実が求められています。

### こども・若者意見

(アンケートより)

(自由意見)

○坂出のこどもたちが集まって楽しいイベントがしたい。

### 施策の方向性

◎ 多様な体験・交流、活躍できる場や機会の提供を図ります。

すべてのこども・若者が、さまざまなニーズやそれぞれのライフステージに応じ、一人ひとり異なる長所を伸ばしていけるよう、異文化や多様な価値観への理解、こども・若者が必要とする知識や技能が得られる取組を推進します。また、自然体験・外遊びを含むさまざまな遊びや文化芸術活動を体験できる場を提供することにより、こども・若者の健やかな成長の促進に向けた取組を進めます。

### 取組

施策・事業名	事業内容	担当課
NEW 中心市街地活性化公民連携事業（再掲）	子育て世代をはじめ多様な世代が日常的に集い交流し、幸せを実感できるような「機会」を創出し、市民や各団体と連携しながら居心地の良いまちづくりを進めます。	公民連携・DX推進課
市民農園運営事業（再掲）	野菜や花等の栽培を通して、土や植物に触れ合うとともに、農業に対する理解を深めることを目的に市民農園を開設します。	農林水産課
みかん収穫体験	保育園等を対象として、坂出で生まれた”紅い”みかんの栽培園地で収穫をすることで、地元発祥・坂出の特産品の認知度向上を図るとともに、地元の農産物に親しむ体験活動を実施します。	
クルマエビ放流体験	保育園等を対象として、こどもたちに海の生き物の身近さや尊さを感じられるよう食育の一環として稚エビの放流体験を実施します。	
冬の親子ワークショップ	未就学児の親子を対象に、身近な素材を使った楽しい造形活動などを実施します。	文化振興課
夏休み塩の講座	主に夏休み中の児童・生徒・保護者を対象に、坂出の歴史に深く関わりのある塩についての講座を通して、本市の塩づくりの歴史を学びます。	
夏の親子ワークショップ	小学生の親子を対象に流木などの独特の形からインスピレーションを受けて造形の楽しみを体験できます。	

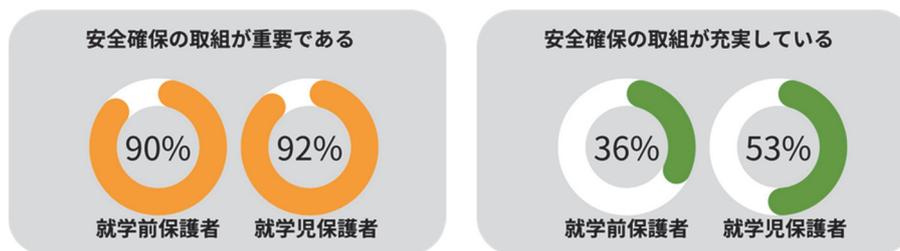
### (3) 安心して外出できる環境整備

#### 現状と課題

子育てとこどもの健やかな育ちを支えるためには、誰もが安全・安心に暮らすことができる環境づくりが大切です。こどもや若者、子育て家庭が学習したり遊んだりする場所の安全確保はもとより、その場所に行くまでの交通安全の確保、さらにこどもたちが犯罪等に関わることがないように非行の防止に取り組む必要があります。

#### こども・若者等意見 (アンケートより)

本市で実施されている施策について「安全確保の取組」が重要であるという回答が就学前保護者と就学児保護者で90%以上となっています。また、「取組状況」については、「安全確保の取組が充実している」が就学前保護者で36%、就学児保護者が53%となっています。



(自由意見)

○ SNSを利用した犯罪や誤った情報に知らないうちに巻き込まれていたことがある。

#### 施策の方向性

- ◎ こども・若者・子育て家庭が安心して利用できるよう、子育て関連施設の環境改善等を推進します。
- ◎ こども・若者・子育て家庭が安心して外出できるよう、使いやすい公共施設や道路の整備を推進します。
- ◎ 犯罪やネット上のトラブルなどからこどもたちを守る活動を推進するとともに、青少年の非行防止に努めます。
- ◎ 事故や災害への対策に取り組み、安心・安全な子育てしやすいまちづくりを進めます。

すべてのこども・若者が犯罪、事故、災害等から発達の段階に応じて自らと他者の安全を守ることができるよう、安全教育と保護者に対する周知啓発を進めます。また、学校や地域の関係機関・団体と連携を図り、安全に暮らせる環境整備を進め、危険に対する予防対策に取り組みます。

#### 取組

施策・事業名	事業内容	担当課
インターネット上の誹謗中傷等の防止対策	インターネット上の誹謗中傷等の問題に関する啓発活動や、インターネットリテラシーの向上を図る施策を実施するとともに、被害者やインターネット上で発信した情報に関して不安を抱えるかたに対する相談体制を整備します。	人権課
公園の環境整備	こども・若者の遊び場の充実や親子同士の交流の場所となる公園に幅広い年齢のこどもが遊べる遊具の整備や公衆トイレを洋式化して使いやすく整備します。	都市整備課

施策・事業名	事業内容	担当課
子育て関連施設等の環境改善	子育て関連施設等における空調や園庭、防犯設備、バリアフリー、遊具等の整備、設置、改修などの環境整備に取り組みます。	関係課
チャイルドシート貸出事業	子育て中のかたに無償でチャイルドシートを貸出します。	こども課
地域公共交通利用促進事業	自動車を運転できないこども・若者の外出に必要な地域公共交通の利用を促進します。	政策課
ライフジャケットレンタルステーション	坂出市内に在住、在学する幼児、児童、生徒の保護者または引率・監督する団体に貸出します。	生涯学習課
坂出市地区育成活動事業	各地区の補導員が巡回するなどをして、青少年の非行防止対策や環境浄化活動等を行います。	
坂出市青色防犯パトロール運行活動事業	各地域の実施計画に基づき、児童生徒の通学時間帯や通学路等に合わせて計画的にパトロール活動を実施します。	
思春期セミナー（再掲）	思春期の心身の発達や変化に対応する保護者向けの学習機会や中学生向けに命の大切さやネット問題、薬物乱用防止などについての学習機会を設けます。	消防署
消防署施設見学	文部科学省社会科教科書(小3対象)に消防の役割が取り上げられており、見学を通じて、人命救助を紐解き学校生活、私生活にも生かしてもらえよう取り組みます。	
救命講習	けが人や急病人が発生した際に、救急車が到着するまでの「命に係わる重要な時間」に、勇気を持って行動するための講習を開催します。	予防課
幼少年消防クラブを通じた地域への火災予防の啓発(坂出市少年婦人防火委員会)	火災予防と住宅用火災警報器の普及のため、大橋まつりパレードに参加し啓発活動を実施します。また防災に関する視察研修や体験学習を実施します。	
防火作品展の実施(坂出地区防火安全協会)	小学生から防火作品を募り、防火作品展を開催します。	
火災・災害への対応の充実	いざという時に自分の身を守るために、防火・防災への学びのきっかけとなるようイベント(出初式、消防ひろば、さかいで大橋まつりパレード)の実施や参加をします。	消防本部

施策・事業名	担当課
子育て支援ネットワークの充実	こども課
通学路交通安全プログラム	危機管理課
親子で楽しく交通安全教室	危機管理課

## 目標指標

取組	現状値	目標値
都市公園公衆トイレの洋式化率	29%	100%
安全確保の取組が充実している(就学前)	36%	上昇
安全確保の取組が充実している(就学後)	53%	



資料：坂出市中心市街地活性化公民連携事業

# 基本目標4

困難を抱えやすい子ども・若者・子育て家庭に支援を届けるしくみづくり

## (1) 虐待防止対策の更なる強化

### 現状と課題

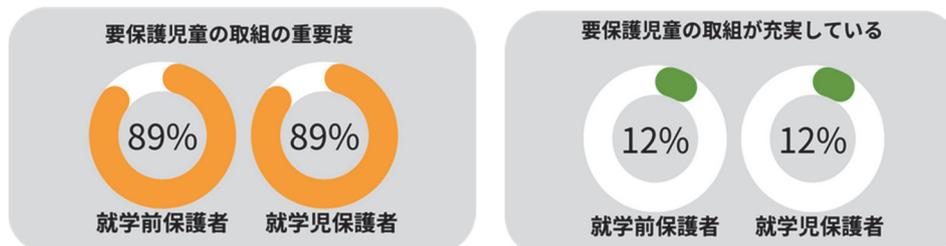
近年、子どもや家庭をめぐる問題が複雑化、多様化しており、社会的擁護や支援を必要とする子どもとその家庭の早期発見、早期支援がますます重要となっています。また、母子健康手帳の交付時の妊娠初期から関わり、妊婦や親子が発信するサインを受け止め子育てに寄り添う支援が求められます。

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等を踏まえ、令和4年6月に児童福祉法等が改正され、より一層、地域や関係機関等と連携し、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に取り組む必要があります。

### 子ども・若者等意見

(アンケートより)

本市で実施されている施策について「要保護児童の取組」が重要であるという回答が就学前保護者と就学児保護者ともに89%となっています。また「取組状況」については、「要保護児童の取組が充実している」が就学前保護者と就学児保護者が12%となっています。



### 施策の方向

- ◎ 子どもや保護者、地域等に対し、児童虐待の防止の周知・啓発に取り組みます。
- ◎ 子どもを守るよう要保護児童対策地域協議会等の地域のネットワークを強化し、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。
- ◎ 子どもが健やかに育つように、子育て当事者が子育てに喜びや幸せを実感できるような環境づくりを推進します。

要保護児童対策地域協議会等の地域のネットワークや医療機関、子ども園等の地域の子育て支援機関と連携し、妊産婦、子どもやその家庭が抱えるニーズ、不安を早期に把握し、必要とする支援を切れ目なく行うことにより、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を強化します。

また、地域子育て支援拠点の利用促進を図り、子育ての孤立化を防ぐとともに、子育て支援を充実させ、乳幼児期からの虐待の予防に取り組みます。

取組

施策・事業名	事業内容	担当課
NEW こども家庭センター事業	地域や関係団体と協働して虐待の予防や防止を図るとともに、相談や周知啓発を行います。	こども課



施策・事業名	担当課
要保護児童への支援体制の充実	こども課
養育支援訪問事業	
地域子育て支援拠点事業	
周知・啓発活動の推進（オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン）	
早期発見・早期対応	こども課 けんこう課 ふくし課 学校教育課
相談体制の充実	
関係機関との連携	関係課

目標指標

取組	現状値	目標値
要保護児童の取組が充実している（就学前）	12%	上昇
要保護児童の取組が充実している（就学後）	12%	

虐待かな？と思ったらご連絡ください  
 全国児童相談所共通ダイヤル  
 ☎189（いちはやく）



## (2) 合理的配慮等を必要とするこども・若者への支援の充実

### 現状と課題

外国籍や障がいのあるこども・若者が安心して生活できるよう、教育、福祉、保健、医療の関係機関が連携して総合的な支援を行うことが必要です。

教育・保育施設においては、障がいの有無に関わらず、こども一人ひとりが持っている可能性を引き出し、成長発達を促すよう、より良い教育・保育環境の提供と保護者に対しても不安を軽減するための相談や情報提供等に取り組む必要があります。また、医療的ケアが必要なこどもの支援体制の構築や関係機関等との連携・調整の支援も必要です。

近年の国際化の進展に伴い、外国籍や外国につながるのあるこども・若者が増えつつあることから、言葉の壁による情報取得の困難さや文化等の違いによる周囲の理解不足の解消など、子育てや生活に関する支援が必要となっています。

### こども・若者意見

(アンケートより)

(自由意見)

- ケアする人への支援をもう少し強化してほしい。
- 日本国籍以外のこどもや家庭への支援が追い付いていない。

### 施策の方向性

#### ◎ 障がいの早期発見と療育を推進し、支援体制の強化を図ります。

母子保健・教育・保育施設、子育て支援拠点等と連携を図り、乳幼児健康診査等を通じて障がいの早期発見に努め、一人ひとりの特性や発達段階に応じた適切な医療や教育・保育を提供するとともにライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。

「坂出市障がい者計画・障がい福祉計画」における施策と緊密な連携を図り、障がい児等の年齢や障がいの特性に応じた専門的支援体制の充実に努めます。

#### ◎ 外国籍のこどもや若者等が日本語等を学ぶ機会を提供するとともに、気軽に相談できる体制の整備をします。

外国籍のこどもや若者が必要な支援を必要な時に受けられるように教育環境の整備や学習支援などを行います。

取組

NEW

重点

施策・事業名	事業内容	担当課
こども家庭センター事業 (再掲)	こどもと家庭に関するあらゆる相談に応じるとともに子育てをサポートするかたへの支援を行います。	こども課
外国籍のこどもへの支援	さまざまな背景を持つこどもたちが、日本で安心して暮らしかつ学習し、将来への希望を持てるように、教育環境の整備や学習支援などを行います。	こども課 学校教育課
多文化共生の地域づくりのためのイベントや講座	本市在住の外国人と日本人住民がお互いにコミュニケーションを取り、地域で共に暮らしていくことをめざします。	秘書広報課
ハザードマップ(外国語)	外国語版を作成し、市ホームページにて公開します。	危機管理課
防災ハンドブック(外国語)	災害に関する基本的な知識をまとめた「防災ハンドブック」を外国語対応で作成し、市ホームページで公開します。	危機管理課

施策・事業名	担当課
教育・保育施設等における障がい児の受け入れ・障がい児の就学支援	こども課
幼稚園教諭、保育士等の専門性の向上	
障がいの早期発見と早期支援	こども課 けんこう課 ふくし課 学校教育課
障がい児への支援体制の拡充	



### (3) こどもの貧困対策の推進

#### 現状と課題

国においては、令和元年6月「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、その後、同法は「こども基本法」の制定を経て、令和6年6月に「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」に改められました。こどもの貧困を解消しつつ、将来のこどもの貧困を防ぐこと、妊娠から出産まで、さらにそのこどもが大人になるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われ、こどもの貧困がその家庭の責任に係る問題のみとして捉えられるものではなく、こどもの貧困に関する住民の理解を深めることなどが求められています。

本市においても、こどもやその家庭に各種制度を活用し、寄り添いながら総合的に支援します。また、さまざまな事情により困難な環境にあるこどもや若者、その家庭への支援についても柔軟に対応するよう努めます。

#### こども・若者等意見

(アンケートより)

本市で実施されている施策について、「こどもの貧困対策の取組」が重要であるという回答が就学前保護者と就学時保護者で85%となっています。その取組状況の充実度は、就学前保護者が18%、就学時保護者が23%となっています。



#### 施策の方向性

- ◎ 教育や医療など、こどもの成長にとって大切な機会やサービスが損なわれないよう必要な支援を行います。
- ◎ ひとり親家庭等に対し、自立に向けた相談体制や経済的支援の充実に努めます。
- ◎ 支援を必要とするこどもや若者、その家庭を把握し、関係機関等との連携を図りながら、支援を行います。

こどもの貧困を解消しつつ、将来のこどもの貧困を防ぎ、すべてのこども・若者が夢と希望をもって成長していけるよう、貧困の状態にある家庭に対し、必要な教育、生活、就労、経済的支援に取り組みます。

取組

施策・事業名	事業内容	担当課
ひとり親家庭相談 (自立支援の充実等)	母子・父子自立支援員を設置し、ひとり親家庭や専婦からの経済上の問題の相談に応じ、その自立に必要な情報提供および指導を行います。	こども課
ひとり親家庭への支援	就労を目的とした教育訓練の受講に係る経費に対する支援、養育費を確実に受け取れるよう公正証書等の作成や養育費保証契約に係る助成などを実施します。	
プリンセス・プロジェクト	経済的な理由で生理用品の購入が困難になっている女性を支援するため、本市在住の困窮世帯を対象に生理用品を配布します。	ふくし課

施策・事業名	担当課
小中学校の就学援助	学校教育課
小中学校の特別支援教育就学奨励費支給制度	
児童扶養手当	こども課
ひとり親家庭等医療費支給制度	けんこう課
相談・情報提供体制の充実	こども課 関係課

評価指標

取組	現状値	目標値
こどもの貧困対策の取組が充実している（就学前）	18%	上昇
こどもの貧困対策の取組が充実している（就学後）	23%	

## Ⅱ ライフステージ別にみた基本施策

	こどもの誕生前から幼児期まで	学童期・思春期	青年期
1- (1) 子育て当事者に対する 切れ目のない 保健・医療の提供	こども家庭センターの相談体制の充実		
	妊産婦健康診査	乳幼児健康診査	子宮頸がん検診
	子育て応援アプリ まろっ子メモリー		養育支援訪問事業
	パパママ学級	産後ケア事業	
	地域子育て 支援拠点事業		
1- (2) 乳幼児期からの多様な体 験ができる環境の充実	中心市街地活性化公民連携事業		
	多様な遊びや体験、活動できる機会づくり		
	サークル・ひろば	子ども会体験活動	
	かがわ子育て ステーション		
	すくすくえほん BOOK		
	絵本のまち さかいで推進事業		
	としょかん カンガルータイム		
1- (3) 乳幼児期の教育・保育 環境の充実		延長保育	
		休日保育	
		病児保育事業	
		一時預かり事業	
	保育料の軽減		
2- (1) 心身の健康確保	健康づくりの周知啓発		
	こころの健康づくり・こころの健康相談		
	食育推進事業		
	ひきこもり支援		
		小児生活習慣病予防健診	
2- (2) だれもが安心して学べる 教育環境の充実	中心市街地活性化公民連携事業		
		教育支援セン ターの拡充	かもめの広場
	府中湖カヌー体験会・交流の里おうごし体験学習会プログラム		
	わくわく!さかいで探けん隊・学ぶ!!未来のトンボ学校		
2- (3) 将来についての教育の 推進		生活設計情報教室 「くらしのセミナー」	
	小学校	中学校	
		選学啓発推進事業	
3- (1) 結婚やこどもを持つこと への支援			坂出市結婚新生活支援事業 婚活イベント等の情報提供
			幸せはこが コウノトリ応援事業
3- (2) 就労支援の推進			さかいで企業訪問バスツアー
			坂出市就職フェア
			障がい者の雇用・就業支援
3- (3) 悩みや不安を抱える 若者等に対する相談体制 の充実	重層的支援体制整備事業		
		不登校に関する相談	

ライフ  
ステージ

## 1

## こどもの誕生前から幼児期まで

## (1) 子育て当事者に対する切れ目のない保健・医療の提供

## 現状と課題

地域子育て支援拠点事業では、それぞれの特色ある拠点が活動を展開しており、コロナ5類移行後には利用者数も増加しています。支援拠点事業の存在や事業内容を十分に知らないかたに向けて、周知と利用促進を図ることが重要です。

母子が健康に生活できるよう、妊産婦健康診査や乳幼児健康診査などの定期的な健康チェックを実施し、早期に必要な支援の提供、家庭訪問やパパママ学級を通じて、家庭環境や育児についてのアドバイスを行い、安心して出産・子育てができる基盤を整えます。また、産後ケア事業や地域子育て拠点事業の充実により、母親の心身の健康を支え、地域全体で子育てを支援する体制を構築していきます。

## 施策の方向性

- ◎ 母子の健康管理、こどもの疾病や障がい等の早期発見・治療に資する取組を進めます。

母子の健康管理と、こどもの健康保持・増進、疾病や障がい等の早期発見・早期療育に資する切れ目のない健康診査の体制に努めます。

- ◎ 必要な医療が適切に受けられるよう、普及啓発に努めます。

休日・夜間を含め、必要なときに適切な医療を受けられるよう、救急電話相談等の普及啓発に努めます。

## 取組

施策・事業名	事業内容	担当課
産後ケア事業	育児の相談、乳房管理など、助産師から具体的な指導を受けることができるサービスです。	けんこう課
子ども医療費助成制度	国民健康保険や社会保険などの医療保険に加入している子どもの医療費について満18歳に達した最初の3月31日まで助成します。	

施策・事業名	担当課
妊婦歯科健康診査	けんこう課
子育て応援アプリ まろっ子メモリー	
妊産婦健康診査	

施策・事業名	担当課
乳幼児健康診査	けんこう課
パパママ学級	
小児医療体制の周知	
5歳児健康診査	こども課
地域子育て支援拠点事業（再掲）	

## 目標指標

項目	現状値	目標値
乳幼児の健康状態の把握率	100%	100%
5歳児健康診査受診率	99.4%	100%
産後ケア事業の利用数	73件	164件



## (2) 乳幼児期からの多様な体験ができる環境の充実

### 現状と課題

乳幼児期のこどもが多様な体験を通じて心身ともに健やかに成長できるよう、読み聞かせ事業や絵本のまちさかいで推進事業など、地域の特色を生かした体験型イベントを行い、また、公園やかがわ子育てステーションの活用、一時預かりやサークル活動を通じて親子の交流を促進しこどもたちの豊かな成長を支援していきます。

また、本市の中心市街地再生をめざして「坂出駅前エリア」と「坂出緩衝緑地エリア」を公共と民間が協力・連携して再整備を行い、こどもや子育て家庭が安心して過ごせる空間を提供します。

### 施策の方向性

◎ 乳幼児が心身ともに健やかに成長できる魅力的な体験の場や機会をつくります。

市内の都市公園や中心市街地の整備を通して、こどもや子育て家庭が安心して過ごせる環境づくりを行います。また、こどもや子育て家庭の意見を取り入れながら、各施設における多様なイベントや体験活動の魅力の向上を図り、乳幼児の頃から表現したことを受け止められ、尊重され、安心して思いを表すことができるような経験を重視した活動を大切にします。

### 取組

施策・事業名	事業内容	担当課
重点 絵本のまちさかいで推進事業〔拡充〕	3～4か月児健康診査にあわせて絵本を手渡すブックスタート事業を拡充し、3歳児健康診査の際に絵本をプレゼントするセカンドブックサービスを実施します。	図書館
中心市街地活性化公民連携事業（再掲）	多様な世代が日常的に集い交流し、幸せを実感できるような居心地の良い居場所や体験の機会をつくります。	公民連携・DX推進課
公園（多様な遊びや体験、活動できる機会づくり）（再掲）	幅広い年齢のこどもが遊べる遊具の整備や、公衆トイレを洋式化し使いやすくすることで、こどもの遊び場の充実や親子同士の交流の場所となる公園整備を実施します。	都市整備課
かがわ子育てステーションの周知	かがわ子育てステーションの周知を行い、利用促進を図ります。	こども課

### 目標指標

取組	現状値	目標値
ブックスタートとセカンドブックの利用率	—	100%

### (3) 乳幼児期の教育・保育環境の充実

#### 現状と課題

こどもや保護者に適切な支援を提供するために、保育者の資質の向上をめざして研修の充実を図っています。さらに、本市独自の制度である同時就園児の第2子の保育料・副食費の免除により経済的負担を減らし、ICTシステム導入で保護者の利便性の向上を図ります。

保護者の多様なニーズに対応して市内の保育施設では、休日保育や延長保育などを実施しております。

さらにこどもが安心して過ごせる教育・保育環境を整備するため、施設の整備や保育士等の確保が重要となっています。

#### 施策の方向性

##### ◎ すべてのこどもがひとしく教育・保育を受けられる環境整備を進めます。

こどもが安全かつ快適に過ごすことができる環境整備を進めるため、施設老朽化が進む教育・保育施設においては、計画的な施設改修・修繕を実施し、子育て環境の充実・強化を図ります。

また、公共施設においても子育てしやすい環境の整備を進めます。

##### ◎ 教育・保育の提供体制を充実し、こどもの円滑な就学につなげます。

質の高い教育・保育を担う人材の確保・育成に取り組み、実体験を通して遊びの中で学ぶ体験の充実を図ります。また、学びの連続性を踏まえて保育所・幼稚園・こども園・小学校等の相互連携体制の整備を進めます。

保護者の選択に基づき、多様な施設または事業所からそれぞれの特性を生かした教育・保育を受けられるよう提供体制と利用の周知に努めます。また、人材確保により、待機児童の解消のための整備を行います。

#### 取組

施策・事業名	事業内容	担当課
教育・保育施設的环境整備	こどもが安全かつ快適に過ごすことができるよう、空調やLED照明等の環境の整備を進めます。	こども課
公共施設的环境整備	こどもや子育て家庭等が、より安全で安心して楽しめるよう、子育て環境の整備の充実を図ります。	
こども誰でも通園制度	月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる通園制度です。	

NEW

施策・事業名	担当課
延長保育	こども課
休日保育	
病児保育事業	
一時預かり事業	
保育従事職員資格取得支援事業	

施策・事業名	担当課
潜在保育士等就職支援奨励金等事業	こども課
幼稚園・保育所・認定こども園	
地域型保育事業	
認可外保育所	
公立・私立合同保育者研修（教育・保育の質の向上）	



### (1) 心身の健康確保

#### 現状と課題

学童期・思春期の子どもたちが自らの発達に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、適切なサポートを受けられる保健、医療、福祉、学校など連携体制の構築を図ります。

#### 施策の方向性

- ◎ こどもの将来にわたる身体的、精神的、社会的に良好な状態（ウェルビーイング）を高めるため積極的な働きかけを行っていきます。

心身の健康を維持するために必要な要素は、食生活、生活習慣、不安や悩みの解消、予防接種など多岐にわたります。学校、関係機関等で連携し、一人ひとりの成長の段階に応じ必要な情報提供をするとともに、相談しやすい体制づくりに努めます。

#### 取組

施策・事業名	事業内容	担当課
不登校に関する相談窓口	不登校支援に係るパンフレットを作成し、学校生活になじめず、不登校傾向が見られるこどもの保護者の相談先などについて紹介します。	学校教育課
ひきこもり支援	ひきこもりプラットフォームを設置し、ひきこもり相談に対して、各関係機関が連携・協力し、対応できるネットワークを構築し、支援します。	ふくし課 けんこう課
就労準備支援事業	「社会に出ることに不安がある」などの理由ですぐに職に就くことが難しいかたに、一般就労に向けた社会生活の基礎能力の形成などの支援を行います。	ふくし課
小児生活習慣病予防健診（再掲）	子どもたちが将来、生活習慣病にかかるリスクを減らすために、食生活、運動習慣の教育・指導等の取組を行います。	学校教育課

## (2) だれもが安心して学べる教育環境の充実

### 現状と課題

わくわく！さかいでっこ探けん隊や中心市街地活性化公民連携事業など、こどもたちが地域や社会とつながって学びを深める機会を作り、地域全体でこどもたちを見守る教育環境を構築していきます。

また、こどもを取り巻く課題は多様化、複合化しています。それぞれの状況に応じて、こども自身の希望や意見を丁寧に聞き取りながら、誰一人取り残さない教育環境の充実が求められています。

### 施策の方向性

◎ 一人ひとりが尊重される学びの場の充実を図ります。

すべてのこどもが安心して学べる教育環境の整備を図るとともに、地域との連携を生かした魅力ある多様な教育活動を推進します。また、不登校により学びの機会や人とのつながりが少ないこどもやその保護者に向けた相談・支援の周知・連携を図り、切れ目のない支援に努めます。

### 取組

施策・事業名	事業内容	担当課
不登校に関する相談窓口（再掲）	パンフレットを作成し、不登校傾向が見られるお子さんの保護者のかたの相談先などについてご紹介します。	学校教育課
<b>重点</b> 教育支援センターの拡充	心理的理由などにより、学校や学級に行けず悩んでいる児童生徒に寄り添い、基本的な生活習慣の改善を図るとともに、それぞれのこどものペースに合わせて相談や学習の支援を行い、児童生徒が主体的に進路を考えながら、社会的自立へとつなげていくことを目的とします。現在、市内3中学校内に設置しており、小学生の入級もできます。今後、校外にも教育支援センターを設置する予定です。	
高校生のための多目的スペース「かもめの広場」	高校生に、自習や発表・情報交換・交流等の場を提供するとともに、高校生自らが施設運営等について考えることにより、地域の将来を担う高校生の学習意欲および行政への参加意識の向上を図ることを目的とした施設で、当面は自習室として使用いただけます。	政策課
中心市街地活性化公民連携事業（再掲）	駅前に図書館機能を核とした複合施設を整備することで、こどもから高齢者までさまざまな世代にとっての学びの場や高校生等が放課後に自習や交流できる場を創出します。	公民連携・DX推進課
府中湖カヌー体験会	カヌーのまち坂出として、さまざまなかたにカヌーというスポーツをより身近に感じてもらえるよう、体験会を開催します。	生涯学習課
交流の里おうごし体験学習プログラム	里山観察、竹細工など、利用者に王越町の自然を体験しながら学習してもらい、その魅力を広めます。	

施策・事業名	担当課
わくわく！さかいでっこ探けん隊（再掲）	生涯学習課
学ぶ！！未来のトンボ学校（再掲）	
放課後児童クラブ健全育成事業（仲よし教室）（再掲）	教育総務課
放課後子ども教室推進事業（再掲）	

### (3) 将来についての教育の推進

#### 現状と課題

こども・若者のアンケート調査結果によると、小学生の83%が将来に明るい希望を持っている一方で、中学生では60%に減少しており、学年が進むにつれて将来への希望が薄れる傾向が見られます。また、高校生生の69%が希望する進路があると回答していますが、残りの31%が明確な進路を持っていない状況です。そのため、生活設計やキャリア形成を意識した学習の機会を提供するなど、自立した社会人として成長するための社会の支援が重要です。

#### こども・若者意見

(アンケートより)

○進路についての詳しい話をしてほしい。

#### 施策の方向性

- ◎ 就学や社会生活に必要な知識の習得等の支援を行います。
- ◎ さまざまな体験活動を通じて、自立した社会人として成長するための多様な機会を提供します。

セミナーやワークショップの開催など社会人としての基礎知識を身に付けるためのイベントの開催や、資格取得を支援する制度についての周知を行います。

生活、文化体験活動や自然体験等、生涯学習の場を提供することで、豊かな人間性、自ら学び考える力などの生きる力を育み、自己の幸福追求と自己実現を支えます。

#### 取組

施策・事業名	事業内容	担当課
生活設計情報教室 「くらしのセミナー」	香川県消費生活センターが提供している生活設計情報教室のメニューを使い、こどもたちへの金融教育となるワークショップを実施します。	産業観光課
高校生資格取得費補助金 (再掲)	高校生の資質向上を通じた都市ブランド力による産業の活性化のため、本市在住または本市の高校に通う高校生が資格を取得した際に、要した受験料を補助します。	
高校生のための多目的スペース「かもめの広場」 (再掲)	高校生に、自習や発表・情報交換・交流等の場を提供するとともに、高校生自らが施設運営等について考えることにより、地域の将来を担う高校生の学習意欲および行政への参加意識の向上を図ることを目的とした施設で、当面は自習室として使用いただけます。	政策課
府中湖カヌー体験会 (再掲)	カヌーのまち坂出として、さまざまなかたにカヌーというスポーツをより身近に感じてもらえるよう、体験会を開催します。	生涯学習課
交流の里おうごし体験学習プログラム (再掲)	里山観察、竹細工など、利用者に王越町の自然を体験しながら学習してもらい、その魅力を広めます。	
選挙啓発出前授業 (再掲)	中学生・高校生を対象に、政治・選挙制度を説明するとともに、自ら政策について判断してもらうことで、選挙の意義を理解し、選挙に対する意識向上に努めます。	選挙管理委員会

# ライフステージ 3 青年期

## (1) 結婚や子どもを持つことへの支援

### 現状と課題

自らの主体的な選択により、結婚し、子どもを産み育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて支援することが必要です。

若者を対象としたアンケート調査結果から、結婚していない若者の78%が今後結婚したい意向を持っており、結婚相手を探すときによいものとして、「友人等の紹介」が60%、「マッチングアプリ」が27%、「婚活イベント」が16%です。結婚を望む若者へ、県事業等の出会いの機会の情報提供を行います。

次に、理想とする子どもの人数を「持てると思わない」「わからない」と回答した若者の理由として「年齢的に妊娠・出産が難しいから」が15%、「健康上の理由」が9%でした。

また、子どもを望む若者の環境等を整える支援を充実させていく必要があります。

### 施策の方向性

#### ◎ 結婚や子どもをもつことを望む若者への相談・経済的支援を進めます。

若者が自身のライフプランを計画するうえで、結婚や子どもをもつことを望む場合に、その希望を支援するための各種制度の周知や相談体制の充実を図ります。

### 取組

施策・事業名	事業内容	担当課
坂出市結婚新生活支援事業	地域における少子化対策の強化や婚姻に伴う経済的不安の軽減を図るため、結婚新生活の経費の一部について、年齢区分に応じて補助金を交付します。	政策課
幸せはこぶコウノトリ応援事業	不妊治療を受けているかたの経済的負担を軽減するため、体外受精や顕微授精の生殖補助医療にかかる費用のうち、保険診療の自己負担分(3割相当)や保険診療外治療費について助成します。	けんこう課
妊婦等包括相談支援事業	すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期まで、身近で継続した相談・支援を行います。	

重点

## (2) 就労支援の推進

### 現状と課題

高校生を対象にしたアンケート調査結果から高校生の53%が「いろいろな仕事を知る機会」、46%の高校生が「職場体験」を望んでおり、仕事の具体的なイメージを得る機会が重要です。

また、障がい者雇用において、支援を受けながら就業を希望する人のニーズに対し、十分な職場環境の整備や支援体制が不足しています。

青年期の就労を支援するため、障がいの有無にかかわらず、多様な働き方を推進し、就労に向けた支援や情報提供を行う必要があります。

### 施策の方向性

◎ 多様な進路選択やキャリア形成に向けたこども・若者への情報提供を進めます。

将来の職業にはさまざまな選択肢があることを実感できるように、多様な情報や体験の機会を提供します。また、就職活動の段階においては、支援機関とつながり、若者自らがキャリアを選択できるように支援します。

### 取組

施策・事業名	事業内容	担当課
就労準備支援事業（再掲）	「社会に出ることに不安がある」等の理由ですぐに職に就くことが難しいかたに、一般就労に向けた社会生活の基礎能力の形成などの支援を行います。	ふくし課

施策・事業名	担当課
さかいで企業訪問バスツアー（再掲）	産業観光課
坂出市就職フェア（再掲）	
障がい者雇用・就業支援	ふくし課

### (3) 悩みや不安を抱える若者等に対する相談体制の充実

#### 現状と課題

近年、育児と介護を同時に抱えるダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもりなど制度の狭間となるような対応の難しい課題も増加傾向にあります。このような現状を踏まえ、既存の各福祉分野における相談窓口の連携による包括的支援体制の構築が必要です。

若者を対象としたアンケート調査結果によると、75%の若者が何らかの悩みを抱えており、そのうち「お金のこと」が60%、「将来のこと」が70%でした。「相談相手がいない」と回答した理由として、「秘密が守られるか不安」が23%、「誰に相談したらよいかわからない」が26%となっており、匿名性やプライバシーが守られる仕組みへのニーズが特に高く、既存の相談体制の周知や安心して相談できる体制づくりが重要です。

#### 施策の方向性

◎ 困難を抱える子ども・若者・子育て家庭が孤立しないよう、アウトリーチ支援等を強化します。

子ども・若者・子育て家庭が抱える課題が複雑化・複合化しています。困難な状況にあり、支援を求めることが難しい子ども・若者・子育て家庭が孤立することのないよう重層的に相談支援を行います。

さらに問題解決に向けて関係機関等と連携し、情報共有や支援体制の強化を図ります。

#### 取組

施策・事業名	事業内容	担当課
NEW 重層的支援体制整備事業	ひとつの相談窓口だけでは解決に導くことが難しいような複雑な複合的な課題を持つかた(家庭)をサポートします。	子ども課 けんこう課 ふくし課 かいご課

## Ⅲ 子育て当事者への支援に関する基本施策

### 地域全体での子育て支援の充実

#### (1) 子育てに関する情報提供や相談体制の充実

##### 現状と課題

こども家庭センターや地域子育て支援拠点を活用し、子育てに関する情報提供や相談体制を強化します。一人ひとり違う子育て当事者が抱える子育ての悩みや不安に寄り添い、適切なアドバイスや支援策を提案することで、安心して子育てができる環境を提供します。また、地域の子育て情報を一元化し、必要な情報を迅速かつ簡単に得られる仕組みを構築します。

また、多胎家庭は授乳やおむつ替えなどの育児負担や経済的負担が大きく、子育て当事者の心身の健康に深刻な影響を与えることが少なくありません。これらの課題を解消するためには、多胎家庭への相談支援と支援体制の強化が必要です。

##### 施策の方向性

- ◎ こども家庭センターを設置し、包括的な子育て支援・相談体制の充実を図ります。
- ◎ 子育て支援サークルや地域資源を把握し、支援や情報共有を図ります。

子育ての孤立化や育児不安の軽減を図るため、こども家庭センターを設置し、地域子育て支援拠点や地域資源と連携しながら、各種子育て支援サービスに関する情報を総合的に提供します。同時に、情報共有や関係強化を図るとともに、子育て支援者のニーズや実態把握に努め、適切かつ継続的な支援が実践できるよう、支援者をサポートする機会を提供します。また、市民活動に関する情報収集とその情報提供を行います。

##### 取組

施策・事業名	事業内容	担当課
こども家庭センター事業 (再掲)	地域子育て支援拠点や地域資源と連携しながら、各種子育て支援サービスに関する情報提供・相談を総合的に提供します。	こども課 けんこう課
NEW 多胎妊産婦支援事業	専門的な研修を受けたサポーターが、多胎妊産婦の家庭を訪問し、家事・育児をサポートします。	けんこう課

施策・事業名	担当課
地域子育て支援拠点事業（再掲）	こども課
ファミリー・サポート・センター事業	
インターネット等を活用した情報の提示（再掲）	
かがわ子育てステーションの周知（再掲）	
としょかんカンガルータイム（再掲）	図書館
子育て応援アプリ まろっ子メモリー（再掲）	けんこう課
関係機関の連携	関係課

### 評価指標

項目	現状	目標
利用者支援事業利用者数（基本型）	596人	現状維持



## (2) 地域子育て支援の充実

### 現状と課題

核家族化や地域の希薄化により、子育てをする親同士や子育て家庭と地域の人がつながることができるよう、身近な交流の場づくりの推進が必要です。地域における子育て支援に関する情報、子育て中の親子の交流促進などの利用者支援、環境整備に努めていきます。若い世代や子育て世代の結婚や出産・育児に対する不安や負担が軽減され「こどもを産み、育てたい」という思いを叶える体制づくりに努めます。

### 施策の方向性

#### ◎ 子育て家庭のニーズに応じた支援に取り組みます。

すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、それぞれの状況に応じて、子育ての安心感や充実感を得られるような、親子同士の交流の場づくり、子育て相談、情報提供など、地域で子育てを応援する環境づくりに努めます。

#### ◎ 各地域において、こどもや家庭を見守る体制づくりに努めます。

地域において、関係を築き、いつでも顔の見える頼れる体制づくりや、こどもが安全で安心して過ごせる居場所や遊び場の確保に努めるとともに、自然にふれる機会、地域のさまざまな世代の人とふれあう機会など、多様な交流の機会の提供を推進します。

### 取組

施策・事業名	担当課
地域子育て支援拠点事業（再掲）	こども課
一時預かり事業（再掲）	
ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	
放課後児童クラブ（再掲）	教育総務課
放課後子ども教室（再掲）	
子どもの居場所・活動の場の充実（再掲）	こども課 都市整備課

### 評価指標

項目	現状	目標
ファミリー・サポート・センター事業（協会員数）	225人	285人
一時預かり事業利用者数	10,381人	11,250人

### (3) ひとり親家庭への支援

#### 現状と課題

ひとり親家庭の増加により、生活の安定と自立に悩みを抱える家庭が増加しています。相談支援等を通じて、ひとり親が抱える課題や個別ニーズに対応するとともに、子育てや就業支援、経済的支援など安心して自立した生活を送るための総合的な支援を行います。

#### 施策の方向性

##### ◎ ひとり親家庭の生活の安定と自立の支援を図ります。

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や県と連携しながら、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や各種制度の周知活用、経済的支援の充実に努めます。

#### 取組

施策・事業名	事業内容	担当課
ひとり親家庭相談(再掲)	母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭や寡婦からの生活や経済上の問題の相談に応じ、その自立に必要な情報提供および指導を行います。	こども課
ひとり親家庭への支援(再掲)	就労を目的とした教育訓練の受講に係る経費に対する支援、養育費を確実に受け取れるよう公正証書等の作成や養育費保証契約に係る助成などを実施します。	



## (4) 経済的困難を抱える家庭への支援

### 現状と課題

経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう各種手当等の経済的支援を充実します。

また、経済的格差の広がりや、教育や進学を狭めるだけでなく、子どもが育つ環境にも大きな影響を及ぼすため、生活の安定のための支援、教育の支援、保護者の就労支援等を充実します。

### 施策の方向性

#### ◎ 困難な環境にある子ども・若者・子育て家庭への支援の充実を図ります。

子どもや若者の貧困の状況の把握に努めるとともに、対象者やその家庭を、各種制度を活用しながら関係機関と連携を図り総合的に支援します。また、今後、発生する新たな課題についても状況把握に努め、柔軟に対応するよう努めます。

### 取組

施策・事業名	事業内容	担当課
プリンセス・プロジェクト (再掲)	経済的な理由で生理用品の購入が困難になっている女性を支援するため、市内在住の困窮世帯を対象に生理用品を配布しています。	ふくし課
坂出市結婚新生活支援事業 (再掲)	地域における少子化対策の強化や婚姻に伴う経済的不安の軽減を図るため、結婚新生活の経費の一部について年齢区分に応じて補助金を交付します。	政策課
ダブルケアカフェ	「介護と育児」や「介護と介護」を同時に担う「ダブルケア」への支援を関係課と連携して相談に応じます。	かいご課 関係課
ヤングケアラーに係る相談	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話・介護などを日常的に行っている子どもについて、関係課と連携して相談に応じます。	子ども課 かいご課 学校教育課

施策・事業名	担当課
相談・情報提供体制の充実	子ども課 けんこう課
経済的支援	ふくし課 学校教育課
就業支援	子ども課 ふくし課

## (5) 仕事と子育てが両立できる環境の整備

### 現状と課題

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）については、近年の積極的な取組により、広がってきていますが、今後も社会全体の運動としてさらに広げていく必要があります。

働き方の見直しに向けたさまざまな取組を推進するとともに、子育て家庭への就労支援や、男女がともに協力して家庭内での役割を担っていくことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消や、利用者が相談しやすい体制づくりに努め、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者への情報提供や相談対応の充実を図ります。

### 子ども・若者意見

（アンケートより）

（自由意見）

○仕事や家事もしないといけないとか女性の負担が大きすぎる。

### 施策の方向性

#### ◎ 仕事と子育てが両立できる環境を整備します。

こどものより良い育ちを実現するためには、子育てと仕事の両立・調和が図られることが必要です。また、多様な働き方を支援するため、社会基盤整備（教育・保育施設等）の充実を図るとともに、地域・企業・各種団体等との連携により、社会全体の取組として推進します。

### 取組

施策・事業名	担当課
ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発および推進	こども課 人権課 職員課 産業観光課 かいご課
各種制度の普及啓発および推進	
乳児保育（再掲）	こども課
子育て短期支援事業（再掲）	
一時預かり事業（再掲）	
休日保育（再掲）	
延長保育事業（再掲）	
病児・病後児保育事業	
育児休業後等の教育・保育施設の円滑な利用	
放課後児童健全育成事業	教育総務課

### 評価指標

取組	現状値	目標値
育児休業取得状況 母親	68.0%	上昇
育児休業取得状況 父親	13.3%	上昇

# 第5章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

## 1 教育・保育の提供区域の設定

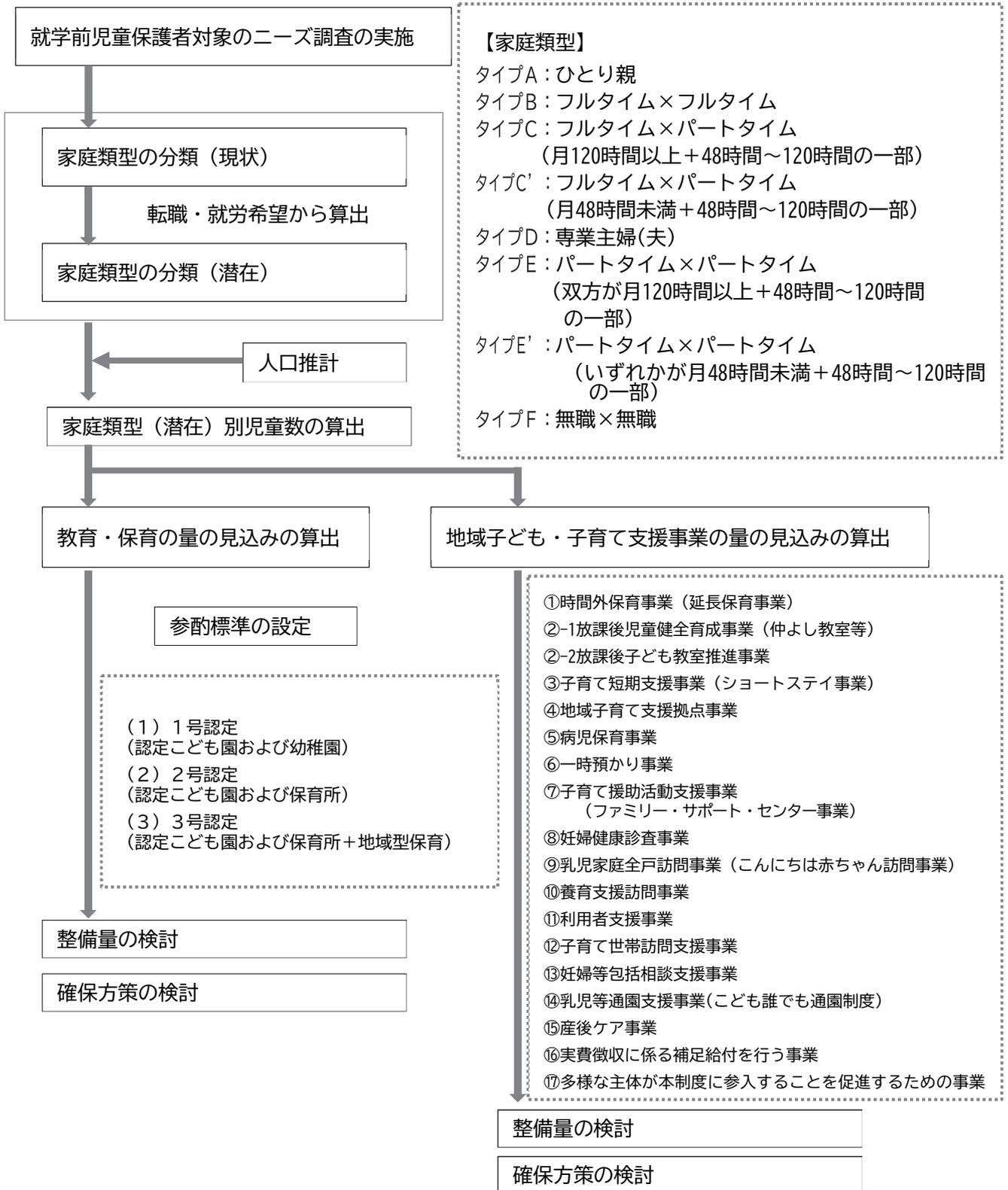
教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

本市では、この教育・保育提供区域を市全域で1区域と定めています。なお、この設定に伴い基盤整備を検討する場合にあっても、地域間の供給量の状況、地域内でも特定のエリアに偏在することなく、交通事情や行政界等にも配慮して、できるだけ柔軟な対応をしていくこととします。

## 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

【教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー】



### 3 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までのこどもの人口を令和2年から令和6年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法（※）により推計しました。

単位：人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	225	221	216	214	210
1歳	256	236	231	226	224
2歳	254	257	237	232	227
3歳	298	253	256	236	231
4歳	266	298	253	256	236
5歳	322	266	298	253	256
6歳	309	323	267	299	254
7歳	327	311	325	268	300
8歳	386	325	309	323	267
9歳	364	386	325	309	323
10歳	405	364	386	325	309
11歳	405	406	365	387	326

（※）コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

## 4 教育・保育の提供体制の確保の内容

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保策を定めました。

確保量とは、各教育・保育施設等の利用定員の合計であり、利用定員は施設ごとに、児童一人当たりの面積や保育士等の配置の基準により定められています。本市における待機児童については、施設としては充足しているものの、保育士不足により施設の利用定員までの児童の受け入れができないために発生している状況です。

### 【認定区分と提供施設】

認定区分		提供施設
1号	3～5歳：教育標準時間での通園を希望される場合	認定こども園、幼稚園
2号	3～5歳：保育の必要性の認定を受けていて、保育標準時間または保育短時間での通園を希望される場合	認定こども園、保育所
3号	0～2歳：保育の必要性の認定を受けていて、保育標準時間または保育短時間での通園を希望される場合	認定こども園、保育所、地域型保育事業

※教育標準時間（1日あたり約5.5時間）

※保育標準時間（1日あたり最長11時間）・・・主にフルタイム就労を想定した利用時間

※保育短時間（1日あたり最長8時間）・・・主にパートタイム就労を想定した利用時間

### （1）教育事業【1号認定】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み（人）	149	136	135	125	121
B 確保の内容（人）	444	444	444	444	444
特定教育・保育施設	366	366	366	366	366
確認を受けない幼稚園	78	78	78	78	78
B - A（人）	295	308	309	319	323

※確保の内容の数値は利用定員数。「保育」についても同じ。

#### 【確保の内容】

幼稚園、認定こども園等により量の見込みを確保します。

### （2）保育事業【2号認定（3～5歳児）】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み（人）	718	661	655	604	587
B 確保の内容（人） 特定教育・保育施設	794	794	794	794	794
B - A（人）	76	133	139	190	207

#### 【確保の内容】

保育所、認定こども園等により量の見込みを確保します。

### (3) 保育事業【3号認定（0～2歳児）】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
<b>A 量の見込み（人）</b>	565	548	525	515	507
<b>B 確保の内容（人）</b>	577	577	577	577	577
保育所・認定こども園	555	555	555	555	555
特定地域型保育事業	10	10	10	10	10
企業主導型保育事業 （地域枠）	12	12	12	12	12
<b>B－A（人）</b>	12	29	52	62	70

#### ◆年齢区分別の内訳

##### ①保育事業【3号認定（0歳児）】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
<b>A 量の見込み（人）</b>	157	154	151	149	147
<b>B 確保の内容（人）</b>	160	160	160	160	160
保育所・認定こども園	152	152	152	152	152
特定地域型保育事業	4	4	4	4	4
企業主導型保育事業 （地域枠）	4	4	4	4	4
<b>B－A（人）</b>	3	6	9	11	13

##### ②保育事業【3号認定（1～2歳児）】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
<b>A 量の見込み（人）</b>	408	394	374	366	360
<b>B 確保の内容（人）</b>	417	417	417	417	417
保育所・認定こども園	403	403	403	403	403
特定地域型保育事業	6	6	6	6	6
企業主導型保育事業 （地域枠）	8	8	8	8	8
<b>B－A（人）</b>	9	23	43	51	57

【 令和7年度の実施体制 】

認定こども園	8か所	府中こども園（幼保連携型）、松山こども園（幼保連携型）、川津こども園（幼保連携型）、加茂こども園（幼保連携型）、きんかこども園（幼保連携型）、坂出一高幼稚園（幼稚園型）、ルンビニ幼稚園（幼稚園型）、坂出こども園（保育所型）
幼稚園	2か所	坂出中央幼稚園、林田幼稚園
認可保育所	7か所	江尻保育所、西部保育所、南部保育所、育愛館、愛集苑保育所、林田保育園、みどり保育園
新制度に移行しない幼稚園	1か所	香川大学教育学部附属幼稚園
特定地域型保育事業	2か所	オリーブガーデン 回生病院院内保育所
企業主導型保育事業（地域枠）	2か所	にじいろ保育園、ピッコロ保育園

【 確保の考え方 】

慢性的な保育士不足のため供給が不足しやすい3号認定のニーズについては、県等と連携し、新卒保育士や潜在保育士への働きかけを行うとともに、潜在保育士等の就職支援や、保育所等で働きながら保育士をめざすかたへの支援を行うことにより保育士確保を図り、待機児童発生抑制に努めます。

施設の整備や再編・統合については、「坂出市就学前施設再編整備方針」に基づき、人口動態・園児数の推移・民間施設との役割分担等を勘案しながらあり方を検討します。

## 5 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容

子育て支援は、保護者が子育てについて第一義的責任を持つことを前提としつつ、地域や社会が子どもや子育て家庭に寄り添い、子育てに喜びと安心感を与えるような支援を行うことが重要です。そのために、本市では以下の子育て支援サービスの充実を推進します。

### ① 時間外保育事業（延長保育事業）

#### ア 事業の概要

保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育施設の通常保育時間を超えて保育を行います。

#### イ 確保方策の考え方

児童数の減少とともに利用者数も減少となる見込みであり、現在の6施設による実施体制により十分な提供ができるため、継続して実施します。

#### ウ 確保提供量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み（人）	233	221	215	204	200
B 確保の内容（人）	233	221	215	204	200
B－A（人）	0	0	0	0	0

#### 【 令和7年度の実施体制 】

6か所	坂出こども園、育愛館、愛集苑保育所、きんかこども園、林田保育園、みどり保育園
-----	--

②-1 放課後児童健全育成事業（仲よし教室等）

ア 事業の概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に、小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

イ 確保方策の考え方

本市の人口推移を見ると、年少人口は年々減少しており、今後、放課後児童クラブの利用児童見込み数も横ばい傾向であることから、本計画期間は、新たな施設整備は行わず、受託業者と連携し内容の充実を図ってまいります。また、夏休みの間、著しく利用児童数が増加する教室には、補助員を加配し、児童一人当たりの専用面積が確保できない教室は、小学校の協力のもと、空き教室等併用するなど臨時的対応により、放課後児童健全育成事業の設備・運営基準の遵守した運営を継続します。

なお、私立の3か所（坂出こども園の「学童ふれんどルーム」、みどり保育園の「ゆうゆうクラブ」、坂出一高幼稚園の「CANVAS」）については委託事業として、継続して実施します。

ウ 確保提供量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
<b>A 量の見込み（人）</b>	883	846	793	770	715
1年生	156	164	136	151	128
2年生	166	157	164	136	151
3年生	195	164	156	164	136
4年生	114	121	101	97	100
5年生	126	114	121	101	97
6年生	126	126	115	121	103
<b>B 確保の内容（人）</b>	885	885	885	885	885
<b>B-A（人）</b>	2	39	92	115	170

【 令和7年度の実施体制 】

21か所	東部小学校仲よし教室(2)、坂出小学校仲よし教室(4)、金山小学校仲よし教室、林田小学校仲よし教室(3)、加茂小学校仲よし教室(2)、府中小学校仲よし教室、松山小学校仲よし教室、川津小学校仲よし教室(2)、西庄小学校仲よし教室、みのり教室、学童ふれんどルーム、ゆうゆうクラブ、放課後児童クラブCANVAS
------	--

## ②-2 放課後子ども教室推進事業

### ア 事業の概要

すべてのこどもを対象として、放課後や週末に小学校や地域の公民館などを利用して、安全・安心なこどもの居場所を設け、地域のかたがたの参画を得て、スポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動の機会を提供する事業です。

### イ 確保方策の考え方

現在、実施している金山地区と西庄地区において、こどもたちと地域住民との交流活動を継続していくために、各種講座の充実を図ります。

また、現在実施している地区が学校再編対象地区であることから、今後、他地区でも同様の事業実施が可能か検討し事業の維持継続を図ります。

### ウ 確保提供量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込（か所数）	2	2	2	2	2

【 令和7年度の実施体制 】

2か所	金山地区、西庄地区
-----	-----------

## ③ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

### ア 事業の概要

保護者が、仕事その他の理由により、平日の昼間または夜間に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。

### イ 確保方策の考え方

児童の養育が困難となった場合等の緊急時に対応するため、児童養護施設を利用し確保します。

### ウ 確保提供量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み（人日）	15	15	15	15	15
B 確保の内容（人日）	15	15	15	15	15
B - A（人日）	0	0	0	0	0

【 令和7年度の実施体制 】

3か所	亀山学園、神愛館、おひさま荘
-----	----------------

#### ④ 地域子育て支援拠点事業

##### ア 事業の概要

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

##### イ 確保方策の考え方

現在の提供体制で必要な見込み量を確保できる見通しです。「さかいで子育て支援センター（まるっ子ひろば）」については、指定管理者制度（管理・運営等のノウハウを持つ民間事業者へ委託し、施設の有効活用を図るもの）による管理・運営を行ってきました。令和7年度が委託期間の最終年度となるため、令和7年度中に改めてプロポーザル方式による指定管理者の選定を実施し、令和8年度以降も継続して事業を実施します。

##### ウ 確保提供量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み (人日)	18,673	18,179	17,408	17,067	16,789
B 確保の内容 (人日)	18,673	18,179	17,408	17,067	16,789
C 確保の内容 (施設のか所)	4	4	4	4	4
B-A (人日)	0	0	0	0	0

##### 【 令和7年度の実施体制 】

4か所	さかいで子育て支援センター（まるっ子ひろば）、わはは・ひろば坂出、 きんか子育てふれあい教室（きんかこども園）、 坂出子育てふれあいセンター（みどり保育園）
-----	--

## ⑤ 病児保育事業

### ア 事業の概要

病気の回復期などで保育所などに通うことができず、また保護者の仕事の都合で家庭での保育が困難な児童（生後57日から小学校3年生まで）について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、一時的に保育を行う事業です。

### イ 確保方策の考え方

病児保育に対する市民ニーズは多様化しており、これらのニーズ把握に努めるとともに、令和7年度以降も継続して回生病院への委託により実施します。また、県内で実施している他の病児保育も広域的利用できる現在の体制を今後も継続していきます。

### ウ 確保提供量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込（人日）	568	537	522	496	485
B 確保の内容（人日）	568	537	522	496	485
B－A（人日）	0	0	0	0	0

#### 【 令和7年度の実施体制 】

1 か所	回生病院病児保育室
------	-----------

## ⑥-1 一時預かり事業（在園児対象型）

### ア 事業の概要

認定こども園の在園児（1号認定）を対象とした一時預かりは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった園児について、主として昼間に、認定こども園で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

### イ 確保方策の考え方

認定こども園8か所において、必要な量は確保できる見通しですが、今後の動向に注視しつつ、必要な実施体制の確保に努めます。

### ウ 確保提供量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込（人日）	8,626	8,014	7,935	7,223	7,115
B 確保の内容（人日）	8,626	8,014	7,935	7,223	7,115
B-A（人日）	0	0	0	0	0

【令和7年度の実施体制】

8か所	きんかこども園、ルンビニ幼稚園、坂出一高幼稚園、坂出こども園、府中こども園、松山こども園、川津こども園、加茂こども園
-----	--

## ⑥-2 一時預かり事業（在園児対象型を除く）

### ア 事業の概要

在園児対象型を除く一時預かりは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児等について、主として昼間に、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。

### イ 確保方策の考え方

さかいで子育て支援センターや坂出市ファミリー・サポート・センター、保育所、認定こども園の計4施設において、必要な量は確保できる見通しですが、今後の動向に注視しつつ、必要な実施体制の確保に努めます。

### ウ 確保提供量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込（人日）	1,755	1,662	1,617	1,537	1,503
B 確保の内容（人日）	1,755	1,662	1,617	1,537	1,503
B-A（人日）	0	0	0	0	0

【令和7年度の実施体制】

4か所	さかいで子育て支援センター（まるっ子ひろば）、育愛館、きんかこども園、坂出市社会福祉協議会（坂出市ファミリー・サポート・センター）
-----	---

## ⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

### ア 事業の概要

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（協力会員）が会員登録をし、センターが両者の連絡・調整をすることによりさまざまな育児の手助けを行う事業です。

### イ 確保方策の考え方

本事業の実施にあたっては、協力会員の確保が不可欠であるため、利用ニーズに対応できるように、委託先と連携して協力会員の増加に努めるとともに、対象者（依頼会員）への周知に努めます。

### ウ 確保提供量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込（人日）	380	360	350	333	325
B 確保の内容（人日）	380	360	350	333	325
B－A（人日）	0	0	0	0	0

【 令和7年度の実施体制 】

1か所	坂出市社会福祉協議会（坂出市ファミリー・サポート・センター）
-----	--------------------------------

## ⑧ 妊婦健康診査事業

### ア 事業の概要

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

### イ 確保方策の考え方

母子健康手帳の交付時などに、妊産婦健康診査の必要性について保健指導を行い、妊娠期間中に健康診査を受診できるように周知・啓発に努めます。

### ウ 確保提供量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込（人回）	3,150	3,094	3,024	2,996	2,940
B 確保の内容（人回）	3,150	3,094	3,024	2,996	2,940
B－A（人回）	0	0	0	0	0

【 令和7年度の実施体制 】

実施体制	県内外の医療機関、県内助産院
------	----------------

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

ア 事業の概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や親子の心身の状況および養育環境等の把握を行い、必要に応じ支援につなげる事業です。

イ 確保方策の考え方

母子保健事業等において、事業の周知を図り、理解を促すことにより、乳児のいるすべての家庭を対象に家庭訪問を行います。

ウ 確保提供量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込（件）	225	221	216	214	210
B 確保の内容（件）	225	221	216	214	210
B－A（件）	0	0	0	0	0

【 令和7年度の実施体制 】

実施体制	けんこう課、香川県助産師会
------	---------------

⑩ 養育支援訪問事業

ア 事業の概要

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な支援を行います。

イ 確保方策の考え方

母子保健事業等において、養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制に基づく情報提供および関係機関から連絡、通告等から把握した対象者へ助産師等が家庭訪問を行います。

ウ 確保提供量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込（人日）	48	48	48	48	48
B 確保の内容（人日）	48	48	48	48	48
B－A（人日）	0	0	0	0	0

【 令和7年度の実施体制 】

実施体制	こども課、けんこう課、香川県助産師会
------	--------------------

## ⑪ 利用者支援事業

### ア 事業の概要

すべての妊婦と子ども・子育て家庭に向けて地域や関係機関、団体が連携し、母子保健、児童福祉の包括的な支援等を行います。また、子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。

### イ 確保方策の考え方

2か所で相談支援体制を整えます。

### ウ 確保提供量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込(か所)	2	2	2	2	2
B 確保の内容(か所)	2	2	2	2	2
B-A(か所)	0	0	0	0	0

【令和7年度の実施体制】

2か所	こども家庭センター、さかいで子育て支援センター(まろっ子ひろば)【基本型】
-----	---------------------------------------

## ⑫ 子育て世帯訪問支援事業

### ア 事業の概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴します。あわせて家事等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

### イ 確保方策の考え方

1か所で実施体制を整えます。

### ウ 確保提供量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込(人)	1	1	1	1	1
B 確保の内容(人)	1	1	1	1	1
B-A(人)	0	0	0	0	0

【令和7年度の実施体制】

実施体制	坂出市社会福祉協議会
------	------------

⑬ 妊婦等包括相談支援事業

ア 事業の概要

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ事業です。

イ 確保方策の考え方

妊娠届出時、乳児家庭全戸訪問時に保健師が面談等により実施しています。さらに、妊娠8か月頃の面談等は、市内の子育て支援拠点に委託し、妊娠期から子育て支援の地域資源を知るきっかけとなり、子育ての相談や親子同士のコミュニティ拠点を知ることによって出産後もスムーズに子育て支援拠点の利用につなげていきます。

ウ 確保提供量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込(件)	675	663	648	642	630
B 確保の内容(件)	675	663	648	642	630
B-A(件)	0	0	0	0	0

【令和7年度の実施体制】

2か所	けんこう課、さかいで子育て支援センター(まろっ子ひろば)【基本型】
-----	-----------------------------------

⑭ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

ア 事業の概要

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度です。

イ 確保方策の考え方

一時預かり事業を行っている施設を中心に令和7年度中に支援体制の整備を行い、令和8年度から実施します。

ウ 確保提供量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込(件)	43	42	41	40	38
B 確保の内容(件)	0	42	41	40	38
B-A(件)	-43	0	0	0	0

## ⑮ 産後ケア事業

### ア 事業の概要

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行うことを目的とした事業です。

### イ 確保方策の考え方

令和7年度より、県内すべての実施機関で利用できるよう広域化し、利用者の利便性や実施機関の充実に努めていきます。

### ウ 確保提供量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込（件）	140	140	142	144	146
B 確保の内容（件）	140	140	142	144	146
B－A（件）	0	0	0	0	0

【 令和7年度の実施体制 】

実施体制	県内の実施医療機関・助産院等
------	----------------

## ⑯ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### ア 事業の概要

世帯の所得状況等の市が定める基準に該当する世帯のこどもが、教育・保育施設等で必要となる物品の購入や行事への参加に要する費用など、また、幼児教育・保育の無償化に伴い新たに対象となった私学助成の幼稚園における給食副食費について、保護者負担となる費用の一部を助成する事業です。本市では、平成28年度から事業を開始しており、今後も継続して事業を実施します。

【 令和7年度の実施体制 】

実施体制	こども課
------	------

## ⑰ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

### ア 事業の概要

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障がい児保育事業の対象とならない特別な支援が必要なこどもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

## 第6章 計画の推進体制

### 1 計画の推進

子ども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、企業等が連携、協力しながら推進していく必要があります。

本市に関わるすべての人々が、互いを尊重しながら、その能力を最大限に発揮し、行政と対等な立場で共に協力して課題の解決に取り組む「協働」の視点をふまえて施策や事業を推進します。こうした「協働」の輪を広げるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

地域での取組（役割）と市全域での取組（役割）が互いに補完し合い、それぞれの強みを生かしながら地域のさまざまな活動主体との協働により進められるよう、子ども・子育て支援施策にかかる取組を効果的に推進します。

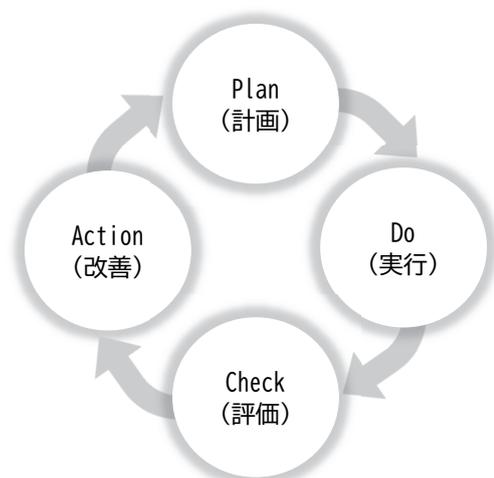
### 2 計画の進行管理

計画推進にあたっては、社会福祉協議会などの関連団体や民間企業との協力関係を深め、子ども・子育て支援に対する取組を支援し、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

### 3 計画の点検・評価

子ども・子育て支援に係るさまざまな施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につないでいく、PDCAサイクルを確立していくことが重要です。

毎年度の取組の進捗管理を行うとともに、目標や指標により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。さらに、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。



## 資料編

### 1 計画の策定経過

年月日	事項
令和6年2月15日	令和5年度第1回坂出市子ども・子育て会議 ○令和4年度事業計画の実施状況について ○地域型保育事業の利用定員について ○特定教育・保育施設の利用定員について ○こども大綱の概要について ○第3期子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査について
令和6年3月4日 ～ 令和6年3月18日	子育て支援に関するニーズ調査 ○市内に居住する0歳から8歳までの児童の保護者から抽出した2,000人(就学前児童保護者1,000人、就学児童保護者1,000人)を対象にアンケート調査を実施
令和6年10月3日	令和6年度第1回坂出市子ども・子育て会議 ○会議の公開等について ○「第3期子ども・子育て支援事業計画」の概要について ○子ども・子育てを取り巻く現状と課題 ○第3期事業計画策定のためのアンケートについて ○計画の基本理念・基本目標(案)について ○就学前施設(市中心部)について
令和6年10月15日 ～ 令和6年10月28日	こども・若者および事業所アンケート調査 ○小学校5年生 市内9校 ○中学校2年生 市内3校 ○高校1、2年生 市内4校1校100名ずつ ○市内に居住する18歳から39歳までの若者から抽出した1,000人および35事業所を対象にアンケート調査を実施
令和6年11月28日	令和6年度第2回坂出市子ども・子育て会議 ○計画の基本理念(案)について ○こども・若者および事業所等アンケート調査結果 ○基本目標(案)について ○教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策(案)について
令和6年12月19日	令和6年度第3回坂出市子ども・子育て会議 ○計画の基本理念・基本目標(第3章) ○施策の展開(第4章)
令和7年1月15日	令和6年度第4回坂出市子ども・子育て会議 ○「坂出市こども・若者計画(第3期坂出市子ども・子育て支援事業計画)」(素案)について
令和7年2月1日 ～ 令和7年3月1日	「坂出市こども・若者計画(第3期坂出市子ども・子育て支援事業計画)」(案)についてパブリックコメントを実施
令和7年3月	「坂出市こども・若者計画(第3期坂出市子ども・子育て支援事業計画)」策定

## 2 坂出市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)

第72条第1項の規定に基づき、坂出市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第5条 子育て会議に会長および副会長1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 子育て会議は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見もしくは説明を聴き、または関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、坂出市福祉事務所こども課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

### 3 坂出市子ども・子育て会議委員名簿

#### 坂出市子ども・子育て会議委員

選出区分	所属団体職名等	氏 名	備 考
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	香川大学教育学部 教授	◎松本 博雄	R5.8.1～
	坂出市連合自治会 副会長	○高木 健一郎	R5.8.1～
	坂出市民生児童委員協議会連合会 主任児童委員部会 部会長	田川 京子	R5.8.1～
	坂出市婦人団体連絡協議会 副会長	木下 恵子	R5.8.1～
	坂出市小学校長会 会長	福家 寿夫	R6.10.3～
	元坂出市立南部保育所長	杉田 瑩子	R5.8.1～
	坂出商工会議所 専務理事	川滝 浩嗣	R5.8.1～
子どもの保護者	坂出市保育所等保護者会連合会 会長	久保 陽子	R6.10.3～
	坂出市PTA連絡協議会 書記	濱邊 奈津美	R6.10.3～
	坂出市PTA連絡協議会幼稚園部会 会長	綾田 里奈	R6.10.3～
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	坂出市こどもブロック会 代表	秋山 英正	R5.8.1～
	坂出市私立認定こども園 代表	今里 亮	R5.8.1～
	坂出市医師会 理事	砂川 正彦	R5.8.1～
	NPO法人わははネット 理事長	中橋 恵美子	R5.8.1～
	子育てボランティア夢・ゆめクラブ 会長	中西 可須枝	R5.8.1～
その他市長が必要と認める者	市民公募	好井 知子	R5.8.1～
	市民公募	太田 広美	R5.8.1～

(◎会長 ○副会長)

(敬称略)

## 4 用語集

### あ行

#### 育児休業

育児・介護休業法に基づく制度で、働いている人が1歳未満のこどもを養育するために休業を取得することができるもの。原則としてこども1人につき1回、1歳6カ月に達するまで育児休業を取得することができる。また、1歳6か月到達時点でさらに休業が必要な場合、一定の条件を満たせば、こどもが2歳に達する日まで延長することができる。

#### 一時預かり事業

主として昼間において、保護者の病気、出産または家族の看護等で、一時的にこどもの世話ができないときに市内の認定こども園やまろっ子ひろばなどで一時的に預かり、必要な保育を行う事業。

#### 医療的ケア児

日常生活および社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童のこと。

#### 延長保育

通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、保育所などで行う保育。

#### SDGs

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略で、2030年までに達成すべき世界共通の目標。

#### 親子で楽しく交通安全教室

小さなこどもたちが、交通事故の犠牲とならないよう道路の安全な歩き方や道路の危険性等をこどもたちと一緒に保護者も楽しく学び、体験してもらう。

### か行

#### かがわ子育てステーション

こどもやその保護者等が気軽に訪れ、相談支援や地域の子育てに関する情報、子育て家庭の交流の場を提供することができる施設。

#### 企業主導型保育事業

企業が、従業員の多様な働き方に応じて提供する柔軟な保育サービス。従業員のほか、地域のこどもも受け入れることができる。認可外保育施設の一種であるが、事業主拠出金を財源として、運営費・整備費について認可保育施設と同様の助成が受けられる。

#### 教育・保育施設

「認定こども園法」に規定する認定こども園、「学校教育法」に規定する幼稚園、および「児童福祉法」に規定する保育所をいう。

#### 休日保育

保護者が仕事などにより、日曜・祝日に家庭でこどもの保育ができない場合、保育所において預かる。2号または3号認定を受けていて、市内の認可保育所・認定こども園等に通っている1歳以上のこどもが対象。

#### 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時のこどもの数に相当する。

#### 高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の親が、看護師や介護福祉士等の資格取得のため、養成機関で修業する場合に、給付金を支給することで生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にするもの。

#### 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

援助を希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

#### 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

児童福祉施設などに一時的に宿泊させ、必要な保育を行う事業。

#### 子ども会体験活動

坂出市子ども会育成連絡協議会会員とひまわり子ども会（市内在学や在住で地区子ども会未加入者が加入）の交流と成長のための企画を設けている。企画として、ふるさとの親子まつり、チャレンジゲーム、キャンプ・カヌー体験、アイススケート、みかん狩りなどを行っている。

#### 子ども家庭センター

子どもや子育て世帯、妊産婦を対象に医療・福祉・保育・教育などの多方面から継続して一体的な支援をおこなう施設。従来の市区町村には、母子健康を担う「子育て世代包括支援センター」と児童福祉を担う「子ども家庭総合支援拠点」があったが、2024年4月施行の改正児童福祉法により、二つの機能を統合した「子ども家庭センター」が新設された。

#### 子ども家庭庁

子どもがまんなかの社会を実現するために子どもの視点に立って意見を聴き、子どもにとっていちばんの利益を考え、子どもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、子どもの権利を守るための子ども政策に強力なリーダーシップをもって取り組む国の官庁。

#### 子ども・子育て支援関連3法

「子ども・子育て支援法」「認定子ども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定子ども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法のこと。

#### 子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境がひとしく確保されるよう、国もしくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子どもおよび子どもの保護者に対する支援。

#### 子ども大綱

子ども基本法に基づき、従来の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、幅広い子ども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定める大綱のこと。

#### 子ども誰でも通園制度

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成長環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度。

#### 子どもまんなか社会

すべての子ども・若者が、日本国憲法、子ども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

#### さ行

#### 次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、集中的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に、平成17年4月1日に施行された法律。

当初、10年間の時限立法であったが、次世代育成支援対策のさらなる推進・強化を図るため、法律の有効期限が10年間延長され、さらに、令和6年の改正により令和17年3月31日まで延長された。

### 児童館

児童福祉法第40条に基づく児童福祉施設である児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。児童の遊びを指導する者（児童厚生員）が配置されている。

### 児童虐待

こどもの心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為のことで、身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待に分類される。また、虐待が疑われる場合や発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。

### 児童養護施設

保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

### 少子化

こどもの出生数の減少や出生率の低下が進行する状態のこと。高齢化や将来の人口減少の原因となる社会問題として近年クローズアップされている。

### 食育

平成17年7月に施行された食育基本法に基づいた取組で、同法では「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」また「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置づけられている。

### 食生活改善推進事業

食生活改善の普及指導を行い、地区の自主活動を活発にして、疾病の予防と健康の増進を図る。

### 自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の親の主体的な能力開発を支援するもので、雇用保険の教育訓練給付の指定講座等を受講し、修了した場合、経費の60%（限度額あり）が支給される。

### すくすく えほんBOOK

妊娠中から未就学児までの年齢に応じて、おすすめの絵本や絵本の選び方をまとめた冊子を発行し、配布している。

### 潜在保育士等就職支援奨励金等事業

保育士資格をお持ちのかたが新たに坂出市内の私立保育施設等に就職される際に就職奨励金と転入奨励金を給付。

### SOMPOボールゲームフェスタin坂出

トップアスリートを招き、多くのこどもたちに、ボールを使ったさまざまな遊びを体験する機会を提供し、運動をすることの楽しさを伝え、新たな技術を習得する手助けをする。

### た行

#### 待機児童

保育所の入所申込をしているが定員に空きがなく、入所待ちとなっている児童。調査日時点において家庭保育室に入所している場合や、他に入所可能な保育所があるにも関わらず特定の保育所を希望し待機している場合等は、待機児童数から除外する。

#### 男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その結果、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受でき、かつ、ともに責任を担うこと。

#### 地域型保育事業

地域における多様な保育ニーズに対応するとともに待機児童解消のため、保育所（原則20人以上）より少人数で0歳から2歳の乳幼児を保育する事業。児童福祉法に位置づけられた市町村による認可事業（地域型保育事業）として、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組み。

#### 地域子育て支援拠点事業

こどもと保護者が気軽に遊びに行け、お互いに交流や情報交換できる場を提供する。公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する。

### 地域で進める子ども体験活動事業

いろいろな特技をもつ人々や、各種団体等の協力を得て、こどもたちが地域の人々とのふれあいや交流をはじめとしたさまざまな体験活動等を実施している。

### 通学路交通安全プログラム

継続的に通学路の安全を確保するため、計画的に合同点検を継続するとともに、対策実施後の状況確認等も行い、対策の改善・充実を行い、通学路の安全性の向上を図っている。

### としょかんカンガルータイム

0～3歳児とその保護者を対象に、保健師・栄養士、さかいで地域子育て支援コーディネーターなどによる相談会や、図書館司書が本選びのお手伝いを行っている。育児相談中は、ボランティアによる工作やわらべうたで見守りを行っている。

### な行

#### ニーズ調査

子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」の把握を目的に実施した調査。調査結果を共働き等の家族類型に分類し、その希望等から計画における「量の見込み」を算出。

### 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

### 乳幼児健康診査

妊娠届時に乳児一般健康診査の受診票を3枚交付。生後1か月、6か月、9か月に県内の医療機関にて実施。3～4か月健康診査、1歳6か月健康診査、3歳児健康診査を集団で実施。

### 認可保育所

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）を満たして都道府県知事に認可された施設。

### 妊産婦健康診査

・妊婦一般健康診査

妊娠届時に妊婦一般健康診査の受診票を14枚交付（多胎児は19枚）、県内外の医療機関、県内助産院にて実施。

・産婦健康診査

妊娠届時に産婦健康診査の受診票を2枚交付、県内外の医療機関にて実施。

### 妊娠歯科健康診査

妊娠届時に妊婦歯科健康診査の受診票を1枚交付、市内の歯科医院にて実施。

### 認定こども園

幼稚園と保育所の機能を備え、両者の役割を果たすことが可能な施設。小学校就学前のこどもに対する保育および教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行い、「保護者が働いている・いないにかかわらずすべてのこどもが利用できる」、「0～5歳の年齢の違うこども同士が共に育つ」、「子育て相談などの子育て支援を行い、地域の子育て家庭を支援する」等の機能を持つ。都道府県知事が条例に基づき認定する。

### は行

#### パパママ学級

妊婦と家族を対象に妊娠中の過ごし方、出産・育児についての講義。

### PDCAサイクル

業務プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(action)という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

### 病児保育事業

病気または病気の回復期にある児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業。

### 保育従事職員資格取得支援事業

坂出市内の保育施設等に勤務するかたが、保育士資格を取得する際に必要となる経費の一部を補助。

### 放課後児童クラブ

児童の保護者が就労などにより昼間家庭にいない場合に、放課後や夏休みなどの学校休業日に、家庭に代わる生活の場として適切な遊びや指導を行い、その児童の健全な育成を図ることを目的とする施設。

### 放課後子ども教室

放課後や週末等に子どもたちの安全・安心な居場所を設けて、地域住民の参画を得ながら、さまざまな体験活動や交流活動の取組を実施する。

### ま行

#### 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。給与の支給はなく（無報酬）、ボランティアとして活動しており任期は3年で再任可。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされている。

### や行

#### ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のこと。

### 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等により、当該家庭の適切な養育を確保する事業。

### 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月1日より、幼稚園、保育所、認定子ども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもと、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでのこどもの利用料が無償化された。

### 要保護児童

保護者のない児童、または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童。

### 要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な支援を図るため、関係機関相互の連携と協力体制の推進を目的として児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき設置される協議会。

### ら行

#### ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

### 利用者支援事業

こどもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、必要に応じ相談・助言等を行い、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

### わ行

#### わくわく！さかいでっこ探けん隊

こどもたちに学習の場や汗を流して体験する場を提供する。工作、料理、王越での自然観察、市内の工場や施設見学、カヌー体験などを行っている。

### ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことをさす。

## 5 かがわ子育てステーション



### かがわ子育てステーションとは

子育て家庭や妊産婦などが気軽に立ち寄れる県内の子育て拠点です。  
定期的に開催し、3つのサービスを提供します。

1. 相談できる
2. 情報提供できる
3. 交流できる

※地域子育て支援拠点、認定こども園、保育所、幼稚園、児童館  
子ども食堂などのうち県の登録を受けた施設です。



### ■坂出市内一覧

令和7年3月1日現在

施設名	所在地 (開催場所)	電話番号	曜日	時間	予約等
坂出市児童館	寿町1-3-38	0877-46-5078 (坂出市社会福祉協議会内)	月～金	8時30分～17時	
坂出市立西部保育所	御供所町1-1-41	0877-46-5925	月～金	10時～15時	事前連絡
みどり保育園	八幡町2-2-17	0877-46-4363	月～土	7時～19時	
坂出子育てふれあいセンター	八幡町2-2-17	0877-44-3930 (拠点)	月～金	9時～16時	事前連絡
まきば児童センター	八幡町2-2-17	0877-46-4363	月～金	8時～18時	
坂出市立南部保育所	池園町4-26	0877-45-0140	火～木	10時～14時	事前連絡
坂出一高幼稚園	駒止町2-2-10	0877-45-2141	月～金	9時～12時	
坂出一高幼稚園 (親子登園ひよこ組)	駒止町2-2-10	0877-45-2141	水・木	10時～11時	
わはは・ひろば坂出	京町2-1-5	0877-45-6586	月～金 ※月1土曜	10時～15時	事前連絡
坂出市立坂出中央幼稚園	室町1-1-32	0877-46-3989	月～金	10時～13時	事前連絡
坂出市立江尻保育所	江尻町1057-1	0877-46-4339	月～金	10時～14時	事前連絡
認定こども園きんかこども園 きんか子育てふれあい教室	西庄町638-1	0877-46-8747	月～金	9時～14時	
西庄児童館	西庄町1155-6	0877-46-5884 (西庄文化センター)	月～金	8時30分～17時	
社会福祉法人楽笑福祉会 楽笑	西庄町1126-7	0877-44-6778	月～金	9時～18時	事前連絡
坂出市立林田幼稚園	林田町2191	0877-47-0290	月～金	14時30分～16時30分	事前連絡
さかいで子育て支援センター まるっ子ひろば	林田町1960-6	0877-35-8119	月～金・日	9時～17時	事前連絡
坂出市立松山こども園	高屋町1101-3	0877-47-0584	月～金	9時～16時	事前連絡
坂出市立加茂こども園	加茂町1099-1	0877-48-2801	月～金	7時30分～18時	事前連絡
坂出市立府中こども園	府中町5008-1	0877-48-0880	月～金	9時～16時	事前連絡
彩葉茶屋 こども食堂	府中町147-11	0877-56-3500	火～金	11時～13時30分	事前連絡
坂出市立川津こども園	川津町3093-21	0877-46-1217	月～金	7時30分～18時	事前連絡

第3期坂出市子ども・子育て支援事業計画  
坂出市こども・若者計画

発行日 令和7年3月

発行者 坂出市 こども課

住 所 〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号

TEL：0877-44-5027